宇 治 田 原 町 地 域 防 災 計 画

令和６年３月

宇　治　田　原　町

宇治田原町防災会議

一　般　計　画　編

目　　次

＜ 一 般 計 画 編 ＞

第１章　総則

第１節　計画の方針 1
第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4
第３節　町の概況 13
第４節　気象の特性 16

第２章　災害予防計画

第１節　防災型まちづくりの推進 21
第２節　気象情報等の収集・伝達 25
第３節　情報連絡体制の整備 44
第４節　水害予防計画 47
第５節　土砂災害予防計画 50
第６節　暴風・竜巻等災害予防計画 56
第７節　道路防災計画 57
第８節　農業用施設防災計画 59
第９節　火災予防計画 60
第 10 節　避難に関する計画 64
第 11 節　救急・救助、医療体制の整備 83
第 12 節　上・下水道施設防災計画 85
第 13 節　食料・生活物資等の確保 88
第 14 節　自主防災組織等の育成・強化 91
第 15 節　防災知識の普及 93
第 16 節　防災訓練 95
第 17 節　要配慮者に係る対策 97
第 18 節　ボランティア活動の環境整備 99
第 19 節　災害時における支援及び受援体制の整備 100
第 20 節　観光客保護・帰宅困難者対策計画 103

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制の整備 105
第２節　応援受援計画 116
第３節　災害情報収集・伝達計画 120
第４節　広報計画 133
第５節　水防計画 135
第６節　消防活動計画 143
第７節　避難計画 151

第８節　被災者救出救護計画..... 163
第９節　医療・救護計画..... 165
第 10 節　給水計画 170
第 11 節　食料供給計画..... 174
第 12 節　生活必需品供給計画..... 178
第 13 節　要配慮者に係る対策..... 181
第 14 節　緊急輸送計画..... 183
第 15 節　廃棄物処理・障害物除去計画..... 196
第 16 節　文教対策 198
第 17 節　保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画..... 201
第 18 節　町管理施設等の応急対策に関する計画..... 205
第 19 節　住宅の応急対策に関する計画..... 208
第 20 節　ボランティアの受入れ計画..... 211
第 21 節　環境保全に関する計画..... 212
第 22 節　観光客保護・帰宅困難者対策計画..... 213
第 23 節　暴風・竜巻等災害応急対策計画..... 215
第 24 節　災害救助法の適用..... 216
第 25 節　原子力災害発生時における対応..... 219

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定のための緊急措置に関する計画..... 222
第２節　災害復興計画..... 231

第１章　総　　則

第１節　計画の方針

（総務課）

第１　計画の目的

この計画は、防災基本計画（中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画）に基づき、宇治田原町防災会議が定める風水害対策に係る総合的かつ基本的な計画であり、住民の生命財産等を風水害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

また、併せて、応援協定や府からの要請により、被災市町村に対して人的・物的応援を行い、被害の軽減を図ることも目的として位置づける。

第２　計画の理念

１　防災ビジョンの位置づけ

災害は単なる自然現象ではない。自然現象自体を発生させないようにすることは困難であるが、災害を防止し、被害をできるだけ少なくすることは可能である。

災害対策の目的は、災害時の住民自身の「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動を基本にしつつ、住民の生命、身体を守り、財産を保護し、社会生活を維持することにある。本町の総合的・長期的な地域づくり施策を基本として、どのような理念で町の防災対策を進めるかを示したのが防災ビジョンである。

２　防災ビジョン

(1) 防災の基本理念

宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画の将来イメージ「人がつながる未来につながる　お茶のふるさと　宇治田原」を実現するため、防災のまちづくりの基本理念（防災ビジョン）を次のとおり設定する。

防災ビジョン　“地域コミュニティーを通じた安心・安全のまちづくり”

(2) 防災の基本方針

防災の基本理念を踏まえ、次に掲げる項目を本町の防災の基本方針とする。

ア　災害時において住民の人命を守る。

(ｱ) 風水害時における警戒避難体制を整備し、迅速で安全な避難を確保する。

(ｲ) 震災対策として住宅の耐震化を推進する。

(ｳ) ハザードマップを普及し、地区ごとに警戒避難体制を整備する。

(ｴ) 災害時における避難行動要支援者の避難支援システムを整備する。

イ　自助、共助、公助の役割分担を踏まえ防災力の整備を図る。

(ｱ) 自助・共助・公助の役割分担を踏まえ、町が担う防災対策を推進する。

(ｲ) 災害時の避難誘導・救助等を担う地域防災力として自主防災組織を整備する。

３　防災対策の柱

住民の命と暮らしを守るため、以下の施策を防災対策の柱として推進する。

(1) 大地震から人命を守る住宅等の整備

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、建築基準法の新耐震基準（1981 年）以前に建築された大地震時において倒壊するおそれの高い住宅の耐震診断と耐震補強を推進することにより、住宅の倒壊から人命の安全を守る。

(2) 集中豪雨時における警戒避難体制の構築

地球温暖化が進展し、時間雨量 100mmを超えるような集中豪雨が全国的に多発し、予想もしなかった災害（水害及び土砂災害）が発生している。よって、河川の決壊等による水害及び土砂災害に対する警戒避難体制を整備し、住民を災害から守る。

(3) 避難行動要支援者の避難支援システムの構築

高齢化の進展により高齢者世帯が増加し、災害時に支援を必要とする高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が増加している。避難行動要支援者は災害時において迅速な避難が困難であり、避難を支援する人々が不可欠となっている。よって、「避難行動要支援者避難支援計画」を整備し、災害時における避難行動要支援者の安全確保を図る。

(4) 地域における防災力の強化

大災害時における避難、人命救助等の活動については、自主防災組織の強化など地域における防災力を高めることが、極めて重要になっている。よって、地域における防災力を、ハード、ソフトの両面で強化する。

(5) 安全な避難所等の整備

大地震災害等による長期の避難生活で、ストレスからくる死亡等が増加している。とりわけ、高齢者や障がい者など避難行動要支援者の場合、特に深刻な状況にある。よって、災害発生時に安全な避難環境を確保し、避難者の健康維持を図る。

(6) 防災拠点の整備

大規模な災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、防災拠点の整備を図る。

(7) 防災階層による安全なまちづくり

市街地や集落が散在しているという特徴を踏まえて、階層的な防災まちづくり（防災階層）を推進し安全性の向上を図る。

(8) 自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備

防災は、住民自身による自助、住民の共同組織による共助及び行政による公助が、それぞれの役割を分担することにより有効な力を発揮するものである。よって、自助、共助、公助の役割分担を適切に設定し、地域における防災力の整備、強化を図る。

(9) 原発事故が発生した場合における警戒体制の整備

福井県の原発で事故が発生した場合、災害警戒体制を速やかに確立し、情報の収集、適切な退避及び避難の実施等により放射能汚染から住民の安全を守る。

(10) 町行政における業務継続性の確保

町は、災害時の応急対策等の実施、優先度の高い通常業務の継続等のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定することにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況

の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

(11) 町内事業所における事業継続計画（ＢＣＰ）策定の推進

災害に強い町を作るため、町内の事業所は災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、京都ＢＣＰ行動指針を踏まえ事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、運用するよう努めるものとする。

第３　他の計画及び他法令に基づく計画との関係

１　京都府地域防災計画との関係

市町村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、京都府地域防災計画に抵触してはならないとされている。本計画の策定にあたっては、京都府地域防災計画と整合を図り、策定後において京都府知事に報告する。

２　宇治田原町総合計画との関係

本計画は、令和 7 年度を目標年次として策定されている宇治田原町第 5 次まちづくり総合計画（後期基本計画）を基本として、防災施策を長期的・総合的なまちづくり計画や事業と関連させる。

第４　計画の修正

宇治田原町防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定により、本計画に毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

また、修正の内容については、速やかに町の広報紙等により住民や関係機関に周知する。

第５　計画の習熟

宇治田原町防災会議を中心として、各部局及び関連機関は平素から訓練や学習等の方法により本計画の習熟に努める。また、本計画を住民の防災活動の指針として、住民への周知徹底に努める。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

（総務課）

災害対策基本法は、防災に関し責務を負うべき機関として、町をはじめ府、国（指定地方行政機関）、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者を掲げている。

本町の防災に関し、責務を担うべき機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第１　宇治田原町

(1) 宇治田原町防災会議及び宇治田原町災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
(3) 災害に関する予警報の連絡
(4) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
(5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
(6) 自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境整備その他住民の自発的な防災活動の促進
(7) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
(8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
(9) 災害の防除と拡大の防止
(10) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
(11) 避難所における良好な生活環境の確保
(12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
(13) 被災企業等に対する融資等の対策
(14) 被災町営施設の応急対策
(15) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
(16) 災害時における文教対策
(17) 災害対策要員等の動員
(18) 災害時における交通、輸送の確保
(19) 被災施設の復旧
(20) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
(21) 被災者の援護を図るための措置

第２　京都府

(1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する施設、組織の整備
(3) 災害に関する予警報の連絡
(4) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報並びに被災者に対する的

確な情報提供
(5) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
(6) 自主防災組織の育成指導及びＮＰＯ・ボランティアによる防災活動の環境整備その他府民の自発的な防災活動の促進
(7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
(8) 災害の防除と拡大の防止
(9) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
(10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
(11) 被災企業等に対する融資等の対策
(12) 被災府営施設の応急対策
(13) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
(14) 災害時における文教対策
(15) 災害時における公安の維持
(16) 災害対策要員の動員
(17) 災害時における交通、輸送の確保
(18) 被災施設の復旧
(19) 市町村、その他の防災機関等の連絡調整、指示、あっせん等
(20) 前各号の目的を達するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第３　京都府田辺警察署

(1) 被災者の救出救助
(2) 避難誘導、立入禁止区域の設定
(3) 被害情報の収集及び被害実態の把握
(4) 犯罪の予防、その他公共の安全と秩序の維持
(5) 遺体の検視及び身元の確認
(6) 行方不明者の相談・捜索
(7) 交通規制及び緊急交通路の確保
(8) 危険箇所の警戒・警備
(9) その他事故災害に必要な警察活動

第４　京田辺市消防署・京田辺市消防署宇治田原分署

(1) 消防施設・消防体制の整備
(2) 救助及び救助施設・体制の整備
(3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
(4) 消防知識の啓発
(5) 火災発生時の消火活動
(6) 水防活動の協力・援助

(7) 被災者の援助・救援
(8) 被害に関する通信連絡及び調査

第５　指定地方行政機関

１　近畿財務局

(1) 公共土木等被災施設の査定の立会い
(2) 地方公共団体に対する災害融資
(3) 国有財産の無償貸付等
(4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

２　近畿厚生局

(1) 救護等に係る情報の収集及び提供

３　近畿農政局

(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
(2) 農業関係被害状況の収集報告
(3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
(4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん指導
(5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理及び災害復旧
(6) 土地改良機械の緊急貸付け
(7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
(8) 災害時における主要食糧の応急供給

４　近畿中国森林管理局

(1) 治山施設、地すべり防止等の整備
(2) 災害対策用資材の供給

５　近畿経済産業局

(1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
(2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
(3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援
(4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

６　中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
(2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

７　近畿運輸局

(1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導

(2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
(3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
(4) 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
(5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
(6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

8　近畿地方整備局

(1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理
(2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄
(3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備
(4) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
(5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
(6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止
(7) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧
(8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援

9　大阪航空局大阪空港事務所

(1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
(2) 遭難航空機の捜索及び救助

10　国土地理院近畿地方測量部

(1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報(地図・写真等)の把握及び提供
(2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供

11　大阪管区気象台（京都地方気象台）

(1) 気象、地象、地動及び水象の予報並びにその成果の収集、発表
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

12　近畿総合通信局

(1) 電波及び有線電気通信の監理
(2) 非常時における重要通信の確保
(3) 非常通信協議会の育成指導
(4) 非常通信訓練の計画及びその実施訓練
(5) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
(6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し

(7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

13　京都労働局

(1) 産業災害予防対策

(2) 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施

(3) 災害応急対策に必要な労働力の確保

14　近畿地方環境事務所

(1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定

(2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

15　近畿中部防衛局

(1) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援

(2) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する府その他必要な関係機関との連絡調整の協力

第６　自衛隊

(1) 災害の予防及び災害応急対策の支援

第７　指定公共機関

１　日本赤十字社（京都府支部）

(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護

(2) 災害時における被災者の救護保護

(3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整

(4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

２　西日本電信電話株式会社（京都支店）

(1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築

(2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。

(3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保

(4) 災害を受けた通信設備の早期復旧

(5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、町、府、国、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

３　ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社

(1) ～(5) (同上)

4　日本放送協会（京都放送局）

(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

5　関西電力送配電株式会社

(1) 電力供給施設等の整備と防災管理
(2) 災害時における電力供給
(3) 被災施設の応急対策及び復旧

6　日本銀行（京都支店）

(1) 通貨の円滑な供給の確保
(2) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

7　日本通運株式会社（京都支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

8　大阪ガス株式会社（京滋導管部）

(1) ガス施設等の整備と防災管理
(2) 災害時におけるガス供給
(3) 被害施設の応急対策及び復旧

9　日本郵便株式会社（京都中央郵便局、郷ノ口郵便局、宇治田原郵便局）

(1) 災害時における郵便物の送達の確保
(2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
(5) 郵便局の窓口業務の維持

10　出光興産株式会社

(1) 石油製品の被災地域への緊急輸送

11　株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン

(1) 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等
(2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

12　一般社団法人全国建設業協会

(1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

13　一般社団法人日本建設業連合会

(1) 公共建築物への応急危険度判定士の派遣
(2) 応急復旧工事の実施
(3) 資機材等の調達・運搬
(4) その他の役務・情報提供

14　一般社団法人全国中小建設業協会

(1) 応急復旧活動等に必要な人員及び資機材等の状況についての情報提供

第８　指定地方公共機関

１　株式会社京都放送

(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

２　一般社団法人京都府医師会、綴喜医師会

(1) 災害時における医療救護の実施

３　株式会社エフエム京都

(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
(3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

４　一般社団法人京都府バス協会

(1) 協会所属各社との連絡調整

５　一般社団法人京都府トラック協会

(1) 協会所属各社との連絡調整

６　一般社団法人京都府ＬＰガス協会

(1) 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
(2) 災害時における液化石油ガスの供給確保
(3) 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

７　公益社団法人京都府看護協会

(1) 災害時における医療救護の実施
(2) 避難所における避難者の健康対策

８　一般社団法人京都府薬剤師会

(1) 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供

(2) 調剤業務及び医薬品の管理

９　一般社団法人京都府歯科医師会

(1) 避難所における避難者の健康対策

(2) 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力

第９　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

１　土地改良区

(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理

(2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧

(3) たん水の防排除施設の整備と運用

２　ガス会社

(1) ガス施設等の整備と防災管理

(2) 災害時におけるガス供給

(3) 被害施設の応急対策及び復旧

３　自動車運送機関

(1) 安全輸送の確保

(2) 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

４　報道機関

(1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底

(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底

(3) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

５　京都やましろ農業協同組合宇治田原町支店、宇治田原町森林組合

(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧

(2) 被災組合員に対する融資又はあっせん

(3) 生産資材等の確保又はあっせん

６　宇治田原町商工会

(1) 災害時における物価安定についての協力

(2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

７　病院等経営者

(1) 避難施設の整備と避難の訓練
(2) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

8　金融機関

(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

9　学校法人

(1) 避難施設の整備と避難の訓練
(2) 災害時における応急教育対策
(3) 被災施設の復旧

10　液化石油ガス取扱機関

(1) 液化石油ガスの防災管理
(2) 災害時における液化石油ガスの供給

11　京都府石油商業組合組合員給油所（出光・宇治田原ＳＳ）

(1) 緊急輸送車両等への優先的な給油
(2) 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供

12　宇治田原町建設業協会

(1) 災害時における公共施設等の応急対策に対する協力

第３節　町の概況

（総務課）

第１　自然条件

１　位置

本町は京都府東南部、東経 135°52′、北緯 34°50′に位置し、海抜は 146m（数値は町役場）である。北東部は滋賀県大津市、東部は同県甲賀市、南部は相楽郡和束町、西部は綴喜郡井手町及び城陽市、北西部は宇治市に接している。町域は東西 10.9 ㎞、南北 8.8 ㎞、面積は 58.16㎢である。

２　地形

本町の地形は大きく、山地、丘陵地、段丘、低地（谷底平野、扇状地）及び人工改変地から構成されている。

(1) 山地

山地は町内の北西部、東部、南部に広い部分を占めている。北西部には標高 506mの大峰山、南東部には標高 681mの南山城第一の高さの鷲峰山をそれぞれ主峰とする山地が広がっている。

主として秩父古生層や丹波層群が山地を形成しているが、東部山地の一部に綴喜層群をのせている。

大部分は、山林として利用され、一部山頂の平坦地や裾野部は茶畑等に利用されており、高尾集落などを除いて人家はほとんどない。

(2) 丘陵地

丘陵地は、高度 300m以下の平坦又は緩斜面の地形で山地と台地の中間の性格を有している。本町では、北の大峰山地と南の鷲峰山・御林山地との間に広く広がっている。この丘陵地は第四紀大阪層群に被われ、平坦又は緩斜面で地質上も土地の改変が容易なため、茶畑や宅地として利用されている。

(3) 段丘

段丘は河川などの水中で形成された平坦面が気候変化、地殻変動などにより、離水してできた階段状の地形である。一般に低地より形成時期が古く、主として第四紀更新世の堆積物からなっている。本町では犬打川及び田原川の一部に段丘が見られる。

宅地や水田、茶畑等に利用されている。

(4) 谷底平野

山地内の谷や台地を刻む谷の底にある比較的幅の狭い平坦地を谷底平野という。谷底平野は浸食性の平野と河川堆積物で埋められて平坦地ができた堆積性の平野とがある。

田原川流域と奥山田川流域の低地であり、いずれも幅が狭く岩山、郷之口でやっと 500m近くとなる。水系が樹枝状に広がるにつれ、低地も複雑な樹枝状の地形となっている。いずれも平坦地の少ない本町では貴重な水田が広がり、また、商店や公共施設が集中している地域である。

(5) 扇状地

扇状地は川が山地内から平野部に出てきたところにできる半円錐状の地形をいい、同心円状の等高線で特徴づけられる。本町では大峰山や南西部の山裾に点在している。谷底低地と同じく第四紀完新統（沖積層）堆積物により被われている。

(6) 人工改変地

丘陵部や山地の宅地化等による大規模な人工改変地としては、住宅団地、ゴルフ場、工業団地等があげられる。

第２　社会条件

１　人口

本町の人口・世帯数は昭和 45 年国勢調査の 6,991 人を底に増加傾向で推移し、平成 17 年国勢調査の 10,060 人をピークに減少に転じている。

令和 2 年国勢調査では 8,911 人（男性 4,501 人、女性 4,410 人）、3,421 世帯（1 世帯あたり 2.60 人）となっている。年齢階層別構成は、15 歳未満が 1,017 人（11.4%）、15 歳～64 歳が 5,187 人（58.2%）、65 歳以上が 2,683 人（30.1%）、年齢不詳が 24 人（0.3%）である。65 歳以上の人口は、昭和 60 年 1,080 人（町人口の 13.6%）、平成 2 年 1,219 人（同 14.7%）、平成 7 年 1,467 人（同 16.1%）、平成 12 年 1,787 人（同 16.1%）、平成 17 年 1,939 人（同 19.3%）、平成 22 年 2,145 人（同 22.0%）、平成 27 年 2,488 人（同 26.7%）と実数及び率とも増加しており、人口の高齢化が進んでいる。

本町の令和 2 年の昼間人口は 9,217 人で、夜間人口の 103.4%となっており、流入通勤者が流出通勤者を上回っている。

２　産業

(1) 産業別就業者比率

産業別就業者比率の推移をみると、本町の第 1 次産業就業者比率は昭和 55 年以降低下を続けているが、令和 2 年は 5.3%（平成 27 年 8.0%）と、急速な減少を示している。第 2 次産業就業者比率も平成 7 年以降低下しており、令和 2 年は 31.9%（平成 27 年 32.4%）となっている。第 3 次産業就業者比率は平成 17 年以降低下しており、令和 2 年は 55.9%（平成 27 年 57.5%）となっている。

(2) 農業

本町の農家数は徐々に減少しており、令和 2 年は 357 戸となっている。基幹産業である茶の生産は、令和 3 年の茶園面積は 247.5ha で府内第 2 位、荒茶生産量は 286t で府内第 3 位となっている。

(3) 工業

本町では、昭和 62 年に宇治田原工業団地が分譲を開始した。この影響で、製造品出荷額は昭和 63 年から平成 3 年にかけて急増し、平成 9 年では約 574 億円となり、その後増減を続け、令和 2 年では約 853 億円（従業者 4 人以上）となっている。

(4) 商業

本町の卸売・小売業について、平成 28 年から令和 3 年の推移を見ると、事業所数は

94 事業所から 95 事業所で横ばい状態である。従業者数は 743 人から 686 人に、年間商品販売額は 274 億円から 166 億円に減少している。

3　土地利用

令和 4 年の地目別土地面積比率は、山林が最も高く 76.0%、次いで田・畑が 8.7%、宅地は 4.2%となっている。

＊1～3 のデータ出典：国勢調査、経済センサス、令和 3 年京都府統計書及び令和 4 年版町統計書

第４節　気象の特性

（総務課）

第１　気象の概況

宇治田原町の気候は京都府南部の瀬戸内海型の特性を示し、暖候期における多量の雨で特徴づけられる。京都地方気象台の年平均気温の平年値は 16.2℃、京田辺地域気象観測所の年平均気温の平年値は 15.3℃と約 1℃低くなっている。宇治田原町は内陸性山間盆地であり、寒暖の差が大きくなると考えられる。令和 4 年の京田辺地域気象観測所の最多風向は、東南東となっている。

また、京田辺地域気象観測所の年間降水量の平年値は 1429.8 ㎜で、京都地方気象台より約 100 ㎜少なくなっている。

表　京都及び京田辺の各気温及び降水量の平年値

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
京都	気温(℃)	最高	9.1	10.0	14.1	20.1	25.1	28.1	32.0	33.7	29.2	23.4	17.3	11.6	21.1
		最低	1.5	1.6	4.3	9.2	14.5	19.2	23.6	24.7	20.7	14.4	8.4	3.5	12.1
		平均	4.8	5.4	8.8	14.4	19.5	23.3	27.3	28.5	24.4	18.4	12.5	7.2	16.2
	降水量(㎜)		53.3	65.1	106.2	117.0	151.4	199.7	223.6	153.8	178.5	143.2	73.9	57.3	1522.9
京田辺	気温(℃)	最高	9.1	10.0	13.9	19.9	24.9	28.0	31.8	33.4	29.0	23.2	17.2	11.6	21.0
		最低	-0.6	-0.4	2.3	7.2	12.6	18.0	22.4	23.0	18.9	12.4	6.2	1.4	10.3
		平均	4.1	4.6	8.0	13.5	18.6	22.6	26.5	27.5	23.4	17.4	11.3	6.2	15.3
	降水量(㎜)		51.0	63.4	108.0	106.8	141.0	204.2	181.5	152.3	156.9	140.0	74.0	56.9	1429.8

出典：気象庁データ

第２　防災に関連する土地利用等の規制

本町の防災に関連する土地利用規制として、次の表に掲げる指定等が行われている。

土砂災害の防止を目的とした規制が多いのが特徴といえる。

表　本町の防災に関する土地利用規制

関係法	地域区分等		面積・箇所	指定年月日等
森林法（昭和 26 年法律第 249 号）	保安林		1,795ha	R4.3.31 現在
		水源涵養保安林	534ha	
		土砂流出防備保安林	777ha	
		土砂崩壊防備保安林	35ha	
		保健保安林	449ha	
	地域森林計画対象民有林		4,357ha	R4.4.1 現在
自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）	特別地域（琵琶湖国定公園）		312ha	S25.7.24
		二種	37.0ha	
		三種	275.0ha	
農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）	農業振興地域		3,107.4ha	S47.2.25 (H24.3.30 変更)
	農用地区域		349.1ha	H11.10.7 (R5.4.21 変更)
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）	都市計画区域		2,995.0ha	S63.9.27
	用途地域		約 331ha	H24.3.30
	準防火地域		約 13ha	H16.6.23
	高度地区		約 271ha	H24.3.30
	特別用途地区		約 19ha	H16.6.23
	都市計画公園		約 5.4ha	H16.6.23
	風致地区（宇治田原風致地区）		約 145ha	S63.9.27
砂防法（明治 30 年法律第 29 号）	砂防指定地		33 か所	R5.10.31 現在
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）	急傾斜地崩壊危険区域		8 か所	R5.10.31 現在
地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）	地すべり防止区域（林野庁所管）		1 か所	S50.5.23
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域		10 地区 193 か所	R4.9.30 現在
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）	宅地造成等工事規制区域		R7.4.1 区域指定予定	
	特定盛土等規制区域			

第３　既往災害

１　京都府における既往風水害

府の 1864 年～2019 年にわたる気象災害の年表によれば、府内に被害をもたらした風水害等はその間 159 件にも及ぶ。

これら風水害の災害発生時期を月別に見てみると下表のようになる。

表　月別風水害発生件数

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計
件数	0	0	0	3	7	20	37	33	50	16	1	0	159

＊洪水、水害、風水害等の件数

参照：京都府地域防災計画（令和 4 年 6 月）「京都府における主な災害一覧表」

以上のように府における風水害は 6～9 月に集中していることが分かる。特に 7 月～9 月に多く、梅雨末期の集中豪雨や、秋雨前線と台風が複合した場合に相当量の雨があり、災害に結びつくことが多い。

２　南山城水害

宇治田原町内で大きな被害をもたらした昭和 28 年 8 月 14 日から 15 日に発生した南山城水害の概要は次のとおりである。

8 月 14 日から 16 日にかけて近畿北部に停滞していた寒冷前線が原因で、京都府南部から滋賀県南部さらに三重県西部にかけての地域が雷を伴った激しい豪雨に見舞われた。相楽、綴喜地方では、特に 8 月 15 日午前 1 時から午前 5 時以降まで激しく降り、和束町湯船地域では総雨量 428㎜、時間雨量 100㎜に達するなど、記録的な大雨となった。

３　平成 23 年 7 月 28 日の記録的豪雨

平成 23 年 7 月 28 日、時間雨量 114 ㎜の記録的豪雨（町役場設置雨量計で観測）の概要は次のとおりである。

太平洋高気圧の本州付近への張り出しが弱まり、上空の寒気や湿った空気の影響で雲が広がりやすく、28 日には大気の状態が非常に不安定になり、1 時間に 60 ㎜を超えるところがあった。京都府南部で、床上浸水、床下浸水が多発したほか、路肩の土砂崩れや道路の冠水により通行止め区間も多発した。本町の関連では、府道大津南郷宇治線及び宇治木屋線で通行止めが実施された。

４　平成 24 年 8 月の集中豪雨

平成 24 年 8 月 13 日から 14 日、京都府南部で集中豪雨があり、本町でも土砂災害が発生した。概要は次のとおりである。

前線が日本海から西日本に南下し、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。このため、14 日明け方から朝にかけて京都府南部を中心に猛烈な雨が降った。アメダスでは、京田辺で 14 日 06 時 25 分までの

1 時間に 78.0㎜ を観測し観測史上 1 位の値を更新した。また、解析雨量で 14 日 05 時 30 分までの 1 時間に八幡市付近で約 90㎜、06 時 00 分までの 1 時間に城陽市付近で約 90㎜ の猛烈な雨となった。本町の関連では、荒木で累加雨量が 235㎜ に達し、崩土等による道路被害が 15 か所、国道 307 号、府道大津南郷宇治線、宇治田原大津東線及び宇治木屋線で通行止めが実施された。

5　平成 25 年 9 月台風 18 号

平成 25 年 9 月 15 日から 16 日、台風 18 号が本州中部に上陸し、本町でも浸水被害（床上浸水 1 戸、床下浸水 7 戸）が発生し、府道宇治木屋線（宵待橋から郷ノ口）で通行止めが実施された。また、国道 307 号は大字岩山小字丸山付近で、土砂崩れにより通行止めとなった。概要は次のとおりである。

9 月 13 日に小笠原近海で発生した台風第 18 号は、日本の南海上を北上し、大型の勢力を保ったまま 16 日 8 時前に愛知県豊橋市付近に上陸した後、本州中部を北東に進んだ。

この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、府では記録的な大雨となった。このため、16 日 5 時 05 分に府に大雨特別警報が発表された。降り始めの 9 月 15 日 00 時から 16 日 12 時までの総雨量は、綾部市睦寄町で 353.5㎜、南丹市美山で 318.5㎜、京都市京北で 313.0㎜、南丹市園部で 311.5㎜、舞鶴で 305.0㎜ を観測するなど各地で記録的な大雨となった。

6　平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 7 月 5 日から 8 日にかけて、前線及び台風第 7 号等による集中豪雨により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者・行方不明者が多数となる甚大な災害となった。本町では人的被害はなかったものの、道路法面くずれによる通行止め、田の畦畔崩壊が発生した。概要は次のとおりである。

7 月 5 日から 8 日にかけて、前線や台風第 7 号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。府をはじめ、11 府県に特別警報を発表された。

府では、福知山市坂浦で降り始めからの総雨量（7 月 5 日 00 時から 8 日 24 時まで）が 522.0㎜ を観測し、7 月の月降水量第 1 位を上回る大雨となった。また、府内の全ての観測地点で月平均降水量の値を上回った。

本町の関連では、荒木で累加雨量が 252㎜ に達し、道路法面くずれにより町道郷之口高尾線及び町道 2 の 2 号線で通行止めが実施された。

7　昭和 62 年林野火災

昭和 62 年 4 月 20 日から 21 日にかけて鷲峰山西麓の地福谷で発生した林野火災の状況は次のとおりである。

昭和 62 年 4 月 20 日午前 11 時 45 分頃、宇治田原町大字南小字地福谷の山林から出火し、火は異常乾燥と強い西風を受けてまたたく間に燃え広がり、松・杉など約 15ha が

焼け、午後 6 時 30 分頃一時鎮圧した。

しかし、21 日未明再び同付近から再燃し、さらに山林約 6ha が焼け、山林火災発生から約 25 時間半経過した 21 日午後 1 時 20 分頃ようやくくすぶり続けていた火も消え、合計 21ha を焼失した。

第２章　災害予防計画

第１節　防災型まちづくりの推進

（総務課）

１　基本方針

大規模な災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施により被害を最小限に抑えることを目標とした、防災まちづくりを推進する。

２　防災階層による安全なまちづくり

市街地や集落が散在しているという特徴を踏まえて、以下のようなバランスのとれた階層的な防災まちづくりを推進し安全性の向上を図る。

(1) 防災の基本単位　　区・自治会、集落

ア　災害時において、安全な一時避難場所の設置

イ　災害時において、避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の結成・育成

ウ　災害時の生活に必要な水、食料等の最低限の物資の備蓄

エ　災害時における住民の救助に必要な防災資機材の整備

オ　災害時に孤立の危険がある場合、ヘリポートの設置

(2) 防災地区　　複数の集落等（小学校区程度）

ア　災害時において、安全な指定緊急避難場所の設置

イ　災害時において、安全で快適な指定避難所の設置

ウ　要配慮者の福祉避難所（室）の設置

エ　災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄

オ　災害時における地区医療救護所の設置

カ　災害時における地区の物資集積場所の設置

キ　地区ヘリポートの設置

ク　災害時における地区のボランティア拠点の設置

(3) 町　　防災対策の推進司令部

ア　災害対策本部の設置

イ　医療救護拠点の設置

ウ　物資集積拠点の設置

エ　ヘリポートの設置

オ　ボランティアセンターの設置

３　防災拠点の整備

災害から住民の生命及び身体の安全を守るため、災害時に必要な避難場所等の防災拠点を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 防災拠点の整備

災害時に町が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

ア　情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、府等への報告・応援要請など、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。町役場（災害対策本部）を情報通信中心拠点と位置づけ、情報通信機器の整備を推進する。

イ　医療救護拠点の整備

保健センターを医療救護中心拠点と位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護班の編成など、町の医療救護活動を統括する施設として整備する。

ウ　集積拠点の整備

総合文化センター及び宇治田原中央公園を援助物資の集出荷を担う集積中心拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

エ　食料供給拠点の整備

学校給食共同調理場及び保育所調理室を災害時において炊出し等を行い、各避難所に食料を供給する拠点と位置づけ、整備を図る。

オ　ボランティア拠点の整備

社会福祉協議会をボランティア中心拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

カ　救援活動拠点の整備

災害時に、広域応援活動を円滑に受入れるための施設を救援活動拠点とする。町は、宇治田原中央公園を、救援活動拠点と位置付け整備する。

(2) 地域防災拠点等の整備

ア　地区情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整など、災害に関する情報を地区において集約する施設として小学校・旧小学校・中学校（以下「小中学校等」という。）を地区情報通信拠点と位置づけ、必要な整備を図る。

イ　地区医療救護拠点の整備

小中学校等の保健室等を地区医療救護拠点と位置づけ、災害時の地区における医療救護活動を実施する施設として整備する。

ウ　地区集積拠点の整備

各防災地区の小中学校等グラウンドを地区集積拠点と位置づけ必要な整備を図る。

エ　地区ボランティア拠点の整備

各防災地区の小中学校等を地区ボランティア拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

オ　指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

災害時における住民の安全を確保するため、公共施設及び防災地区の小中学校等を指定緊急避難場所として指定する。また、災害時における住民の安全で快適な生活を確保するため、公共施設及び防災地区の小中学校等を指定避難所として指定する。なお、指定避難所については、安全で快適な避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図る。

カ　備蓄倉庫の整備

防災地区ごとに備蓄倉庫を整備する。また、各区・自治会の公民館、集会所等に最低限の防災資機材、食料等の備蓄を支援する。

(3) ヘリポートの確保

防災地区に１か所以上のヘリポートを整備し、傷病者の緊急搬送等への対応を図る。

4　自助、共助、公助の役割分担による防災力の整備

防災は、住民自身による自助、住民の共同組織による共助及び行政による公助が、それぞれの役割を分担することにより有効な力を発揮するものである。そのような観点に立って、自助、共助、公助の役割分担を次のように設定し、地域における防災力の整備、強化を図る。

(1) 住民による自助

住民は、災害による被害を防止し、又は軽減するため以下の事項を積極的に実施する。

ア　防災知識の習得、防災意識の高揚
イ　災害時に備えた水、食料の備蓄
ウ　防災訓練、避難訓練への積極的参加
エ　自主防災組織やボランティアへの積極的参加
オ　自らの住宅の安全性の確保（耐震化）
カ　災害時における自分自身の安全の確保

(2) 自主防災組織による共助

住民は共同して自主防災組織を結成し、災害による被害を防止・軽減するため以下の事項を積極的に実施する。

ア　防災訓練、避難訓練への積極的参加
イ　防災資機材の使用方法の習得
ウ　避難行動要支援者の避難支援
エ　災害時における住民の救助
オ　災害時における初期消火
カ　災害時における被災者の搬送
キ　災害時における避難所の自主的運営
ク　災害時におけるボランティアとの協力

(3) 行政による公助

行政は、災害による被害を防止・軽減するため以下の事項を積極的に実行する。

ア　住民に対する防災知識の普及、防災意識の啓発
イ　自主防災組織の育成と防災資機材の整備
ウ　防災訓練、避難訓練の実施
エ　防災活動体制、通信体制の整備
オ　消防力、消防水利等の整備
カ　救急・救助体制の整備
キ　公共施設の強化（耐震化）
ク　災害に強いまちづくりの実施
ケ　上水道の確保体制の整備
コ　避難計画の作成、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備
サ　ボランティア活動支援の環境整備
シ　避難行動要支援者の安全確保体制の整備

ス　食料、飲料水、生活必需品の備蓄
セ　防疫予防体制の整備
ソ　廃棄物処理体制、火葬場等の確保体制の整備
タ　被災建築物・宅地に係る危険度判定の実施体制の整備

第２節　気象情報等の収集・伝達

（総務課）

１　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予報その他の災害に関する情報等を各防災機関との有機的連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達し、その周知を図り、的確な災害対策の実施を図る。

２　警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて、「居住者等がとるべき行動」を5 段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5 段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

３　一般の利用に適合する予報及び警報

(1) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当する。

ア　特別警報基準表

現象の種類	基　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

イ　特別警報の住民への伝達

町内に特別警報が発表された場合、町は可能な限り多くの手段を用いて迅速に住民に周知する。

(2) 注意報、警報及び気象情報

ア　注意報、警報及び気象情報の解説

京都地方気象台は、異常気象等によって災害の発生するおそれがある場合には、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に定められた規定に基づいて、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その内容は下表のとおりである。

大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当する。

また、大雨注意報及び洪水注意報は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。

表　注意報、警報及び気象情報の解説

区　分	内　容
注意報	○大雨や強風などの気象現象によって災害が起こるおそれのあるときに発表して注意を呼びかけるものを注意報という。
警　報	○大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれのあるときに発表して警戒を呼びかけるものを警報という。
気象情報	○警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために情報を発表するものを気象情報という。

イ　宇治田原町における警報、注意報の種類と発表基準

令和５年６月８日 現在

発表官署 京都地方気象台

宇治田原町	府県予報区		京都府	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		山城中部	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	18
		土砂災害	土壌雨量指数基準	120
	洪水		流域雨量指数基準	田原川流域＝9.3
			複合基準*1	―
			指定河川洪水予報による基準	―
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	93
	洪水		流域雨量指数基準	田原川流域＝7.4
			複合基準*1	―
			指定河川洪水予報による基準	―
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%	
	なだれ		①積雪の深さ 40cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 70cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨*2	
	低温		最低気温-4℃以下*3	
	霜		晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合	
	着氷			
	着雪		24 時間降雪の深さ：30cm 以上　気温：-2℃～2℃	
記録的短時大雨情報			1 時間雨量	90mm

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

＊2 気温は京都地方気象台の値

＊3 気温は京都地方気象台の値

本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報については、その欄を空白でそれぞれ示している。

ウ　注意報・警報の発表、解除

(ｱ)　注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。

(ｲ) いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がなされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

(ｳ) 注意報・警報の解除の通知は、これまで継続中の注意報・警報のすべてを解除する場合にのみ行う。

(ｴ) 注意報・警報は「警報・注意報伝達様式」を用いて伝達する。

＊警報・注意報伝達様式（例文 1）は、本編 33 頁参照

エ　気象情報

＜気象情報の機能＞

(ｱ) 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。

(ｲ) 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。

(ｳ) 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。

＜気象情報の種類＞

(ｱ) 大雨（雪）情報

大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完の情報。

大雨（雪）情報は、「大雨（雪）情報伝達様式」を用いて伝達する。

＊大雨（雪）情報伝達様式（例文 2）は、本編 34 頁参照

(ｲ) 台風情報

台風の現況及び警戒事項等について、解説する情報。

台風情報は、「台風情報伝達様式」を用いて伝達する。

＊台風情報伝達様式（例文 3）は、本編 35 頁参照

(ｳ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険（紫）」が出現している場合に、1 時間 90 ㎜以上の雨量が観測又は解析された場合に、その事実を報ずることによって特別の警戒を呼びかける情報。

記録的短時間大雨情報は、「記録的短時間大雨情報伝達様式」を用いて伝達する。

＊記録的短時間大雨情報伝達様式（例文 4）は、本編 35 頁参照

(ｴ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村等を特定して警戒が呼びかけられる情報で、府と京都地方気象台が共同で発表する。

町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）

の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

土砂災害警戒情報は、「土砂災害警戒情報伝達様式」を用いて伝達する。

＊土砂災害警戒情報伝達様式（例文5）は、本編36頁参照

(ｵ) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。

＊竜巻注意情報伝達様式（例文6）は、本編37頁参照

(ｶ) キキクル（危険度分布）

a　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
・危険（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
・警戒（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
・注意（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

b　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。

c　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用い

て常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル 5 に相当。

・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。

・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。

・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。

注　流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(ｷ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5 日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府南部）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（京都府）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

オ　京都府予報警報等伝達経路図

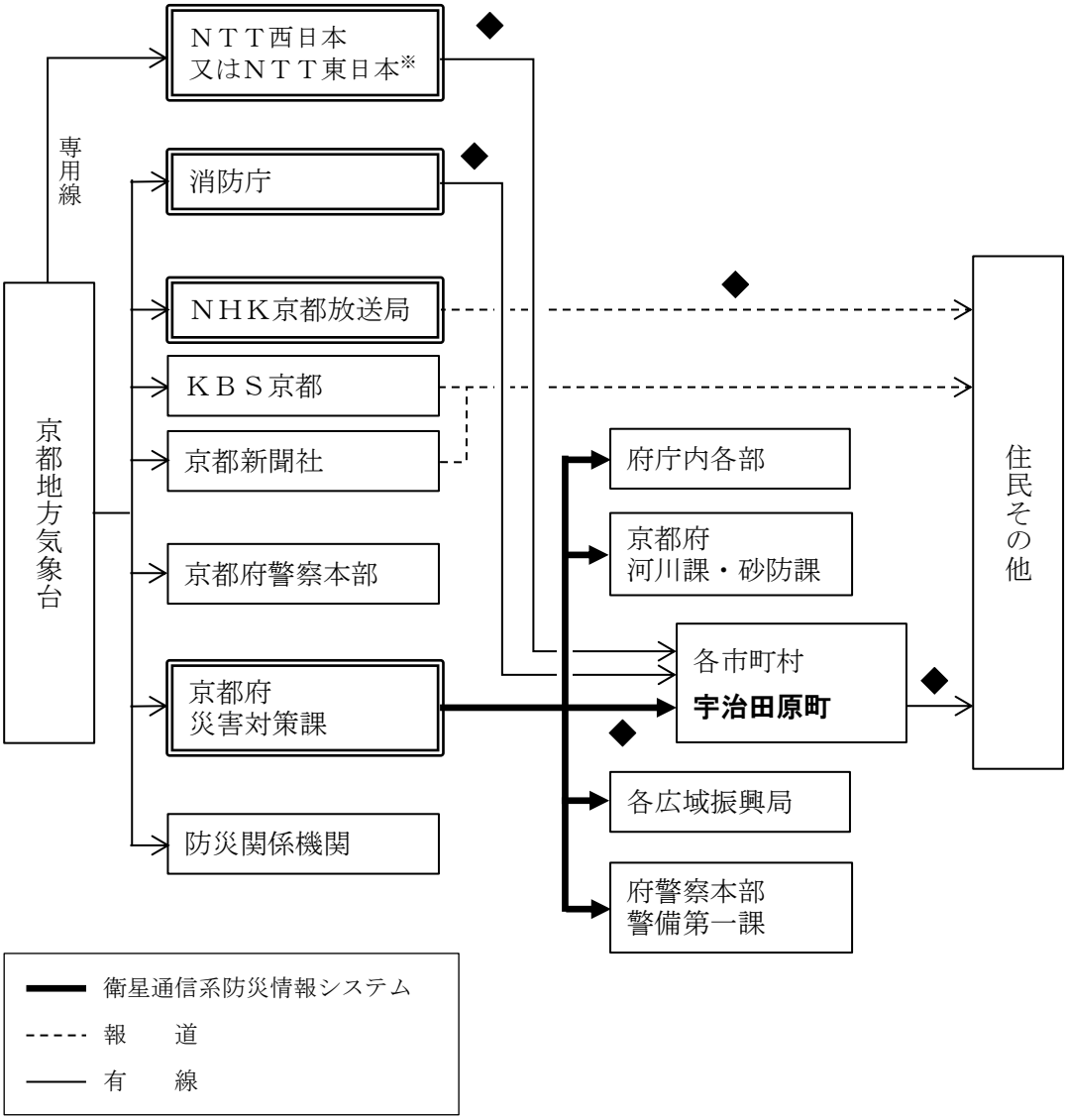

※ ＮＴＴへは警報及び特別警報のみ通報

（注）二重枠の機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 項の規定に基づく伝達先

（注）◆印の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

図　京都府の予警報区域区分図

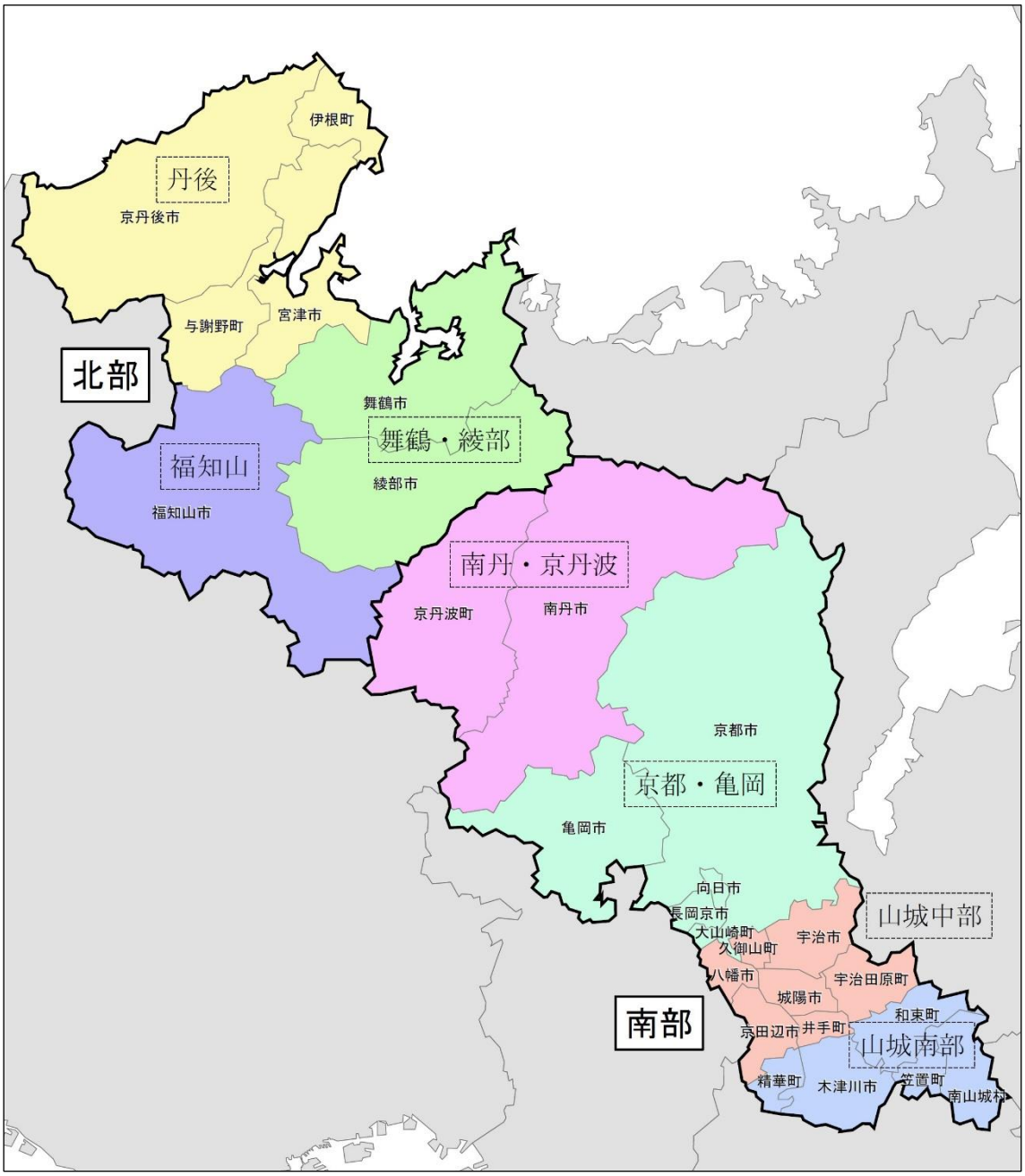

警報・注意報伝達様式（例文 1）

（電文での表示例）

京都府気象警報・注意報
令和□□年××月○○日△△時◇◇分　京都地方気象台発表

（注意警戒事項）
南部では、３日未明まで土砂災害や河川の増水に警戒してください。

［気象警報・注意報（府県予報区等）］
京都府　［継続］大雨（土砂災害），洪水警報，高潮注意報［解除］雷注意報

［気象警報・注意報（一次細分区域等）］
南部　［継続］大雨（土砂災害），洪水警報［解除］雷注意報
北部　［継続］高潮注意報［解除］大雨，雷，洪水注意報

［気象警報・注意報（市町村等をまとめた地域等）］
京都・亀岡　［継続］大雨，洪水注意報［解除］雷注意報
南丹・京丹波　［継続］大雨，洪水注意報［解除］雷注意報
山城中部　［継続］大雨（土砂災害），洪水警報［解除］雷注意報
山城南部　［継続］大雨（土砂災害），洪水警報［解除］雷注意報
丹後　［継続］高潮注意報［解除］大雨，雷注意報
舞鶴・綾部　［継続］高潮注意報［解除］大雨，雷，洪水注意報
福知山　［解除］大雨，雷，洪水注意報

［気象警報・注意報（市町村等）］
**********　途中省略　**********
宇治田原町　［継続］大雨（土砂災害），洪水警報［解除］雷注意報
　特記事項　土砂災害警戒
　土砂災害　警戒期間　○日未明まで
　　注意期間　○日昼前まで
　洪水　警戒期間　○日未明まで
　　注意期間　○日明け方まで
　付加事項　氾濫

（気象庁ホームページでの表示例）

京都府の警報・注意報（注意警戒事項）

20XX 年 XX 月 XX 日 XX 時 XX 分　京都地方気象台　発表	
注意警戒事項	京都府では、土砂災害に警戒してください。

精華町の警報・注意報（発表状況）

20XX 年 XX 月 XX 日 XX 時 XX 分発表	
宇治田原町	警報・注意報・警報の切り替え
警報・注意報(継続)	大雨警報(土砂災害) 雷注意報

■ 大雨特別警報
■ 特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報
■ 警報(高潮以外)・高潮注意報(*1)
■ 注意報(高潮以外)・高潮注意報(*2)
■ 解除

! 大雨特別警報に切り替える可能性が高い
! 特別警報(大雨以外)・高潮警報に切り替える可能性が高い
! 警報(高潮以外)に切り替える可能性が高い
*1 高潮警報に切り替える可能性が高い
*2 上記以外の高潮注意報

精華町の警報・注意報（今後の推移）

20XX 年 XX 月 XX 日 XX 時 XX 分発表

宇治田原町		18日				19日					備考・関連する現象
		12-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	
大雨（土砂災害）											以後も警報級土砂災害警戒
雷											突風、ひょう

■ 大雨特別警報
■ 特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報
■ 警報(高潮以外)・高潮注意報(*1)
■ 注意報(高潮以外)・高潮注意報(*2)
■ 予想期間外

*1 高潮警報に切り替える可能性が高い
*2 上記以外の高潮注意報

大雨（雪）情報伝達様式（例文 2）

大雨に関する京都府気象情報　第 3 号
令和 X 年 X 月 X 日 XX 時 XX 分　京都地方気象台発表

（見出し）
京都府では、X 日昼前から夜遅くにかけて、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

（本文）
梅雨前線が東シナ海から四国の南を通って日本の東へのび、X 日 XX 時現在、大型の台風第 2 号が那覇市の南西の海上を北北東に進んでいます。
前線は X 日朝にかけて山陰沖へ北上し、その後 X 日にかけて近畿地方をゆっくり南下するでしょう。台風は X 日午後から X 日にかけて日本の南を東北東へ進む見込みです。
京都府では、台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が非常に不安定となり、前線の活動が活発となるため、X 日未明から X 日にかけて大雨となる見込みです。特に X 日昼前から夜遅くにかけては、警報級の大雨となるでしょう。
前線の南下が予想より遅くなった場合には、X 日午後を中心に、土砂災害等の危険度がさらに高まるおそれがあります。

［雨の予想］
京都府では、X 日未明から夜のはじめ頃にかけて、局地的に雷を伴った激しい雨や非常に激しい雨が降る見込みです。
X 日に予想される 1 時間降水量は、いずれも多い所で、
　北部　25 ミリ
　南部　25 ミリ
X 日に予想される 1 時間降水量は、いずれも多い所で、
　北部　50 ミリ
　南部　50 ミリ
X 日 XX 時から X 日 XX 時までに予想される 24 時間降水量は、いずれも多い所で、
　北部　150 ミリ
　南部　200 ミリ
その後、X 日 XX 時から X 日 XX 時までに予想される 24 時間降水量は、いずれも多い所で、
　北部　およそ 50 ミリ
　南部　50 から 100 ミリ

［防災事項］
土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

［補足事項］
今後発表する警報、注意報、気象情報に留意してください。
次の「大雨に関する京都府気象情報」は、X 日 X 時頃に発表する予定です。

台風情報伝達様式（例文 3）

令和 X 年　台風第 XX 号に関する京都府気象情報　第 1 号
令和 X 年 X 月 X 日 XX 時 XX 分　京都地方気象台発表

（見出し）
台風第 XX 号は、X 日昼前に京都府に最も接近する見込みです。北部では強風に十分注意してください。

（本文）
　大型で非常に強い台風第 XX 号は、X 日 X 時には東シナ海にあって、1 時間におよそ 15 キロの速さで北へ進んでいます。中心の気圧は 945 ヘクトパスカル、中心付近の最大風速は 45 メートル、最大瞬間風速は 60 メートルで中心の東側 280 キロ以内と西側 165 キロ以内では、風速 25 メートル以上の暴風となっています。
　台風は、X 日午後には次第に進路を東寄りに変えて、その後、日本海を北北東に進み、京都府には X 日昼前に最も接近する見込みです。台風の接近に伴い、台風周辺や太平洋高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が流れ込むため、X 日昼過ぎから大気の状態が不安定となり、局地的に雷雲が発達する見込みです。
　台風の動向によっては、暴風となる可能性があります。

［雨の予想］
　京都府では、X 日夜のはじめ頃から夜遅くにかけて、局地的に雷を伴った激しい雨が降る見込みです。
　X 日に予想される 1 時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　30 ミリ
　　南部　30 ミリ
　X 日 X 時から X 日 X 時までに予想される 24 時間降水量は、いずれも多い所で、
　　北部　50 から 100 ミリ
　　南部　50 から 100 ミリ

［風の予想］
　北部では、X 日未明から夜のはじめ頃にかけて、海上を中心に南寄りの強い風が吹き、X 日朝から昼過ぎは南寄りの非常に強い風が吹く見込みです。
　X 日に予想される最大風速（最大瞬間風速）
　　北部陸上　15 メートル（30 メートル）
　　北部海上　20 メートル（30 メートル）
　　南部陸上　12 メートル（25 メートル）

［波の予想］
　北部の海上では、X 日昼前から波が高くなり、X 日夕方から夜遅くにかけて、うねりを伴いしけとなる見込みです。
　X 日に予想される波の高さ
　　北部　4 メートル　うねりを伴う

［高潮の予想］
　北部では、大潮や台風の影響で、X 日にかけて高潮のおそれがあります。
　X 日に予想される最高潮位
　　北部　標高　0.7 メートル
　X 日に予想される最高潮位
　　北部　標高　0.8 メートル

［防災事項］
　強風に十分注意してください。
　低い土地の浸水や土砂災害、河川の増水、うねりを伴った高波、高潮、落雷、突風に注意してください。

［補足事項］
　最新の台風情報や、今後発表する警報、注意報、気象情報に留意してください。
　次の「令和 X 年　台風第 XX 号に関する京都府気象情報」は、X 日 XX 時頃に発表する予定です。

記録的短時間大雨情報伝達様式（例文 4）

京都府記録的短時間大雨情報　第 1 号
令和 X 年 X 月 XX 日 XX 時 XX 分　気象庁発表

（見出し）
XX 時 XX 分京都府で記録的短時間大雨
宇治田原町付近で約 90 ミリ

土砂災害警戒情報伝達様式（例文 5）

京都府土砂災害警戒情報　第 X 号

令和△△年□□月□□日　□時□分
京都府　京都地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】
京都市伏見区　京都市山科区　京都市西京区　福知山市旧福知山市域*　福知山市夜久野町*
宇治市　亀岡市　南丹市八木町　宇治田原町

【警戒解除地域】
京都市北区　京都市左京区　京都市右京区　南丹市美山町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】
＜概況＞
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル４相当情報［土砂災害］】。土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。

【補足情報】
危険度が高まっている区域は、京都府や気象庁のホームページ等でも確認できます。
京都府「京都府土砂災害警戒情報システム」内の「土砂災害危険度情報」
気象庁「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」

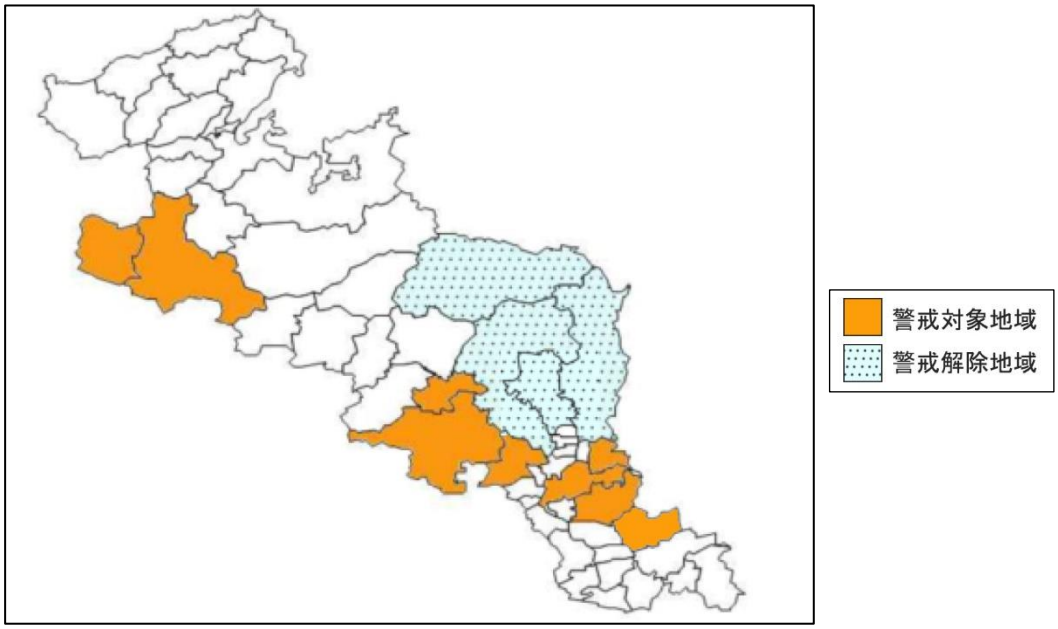

問い合わせ先
075-414-5318（京都府建設交通部砂防課）
075-841-3008（京都地方気象台）

竜巻注意情報伝達様式（例文 6）

【竜巻の目撃情報を含まない場合】

京都府竜巻注意情報　第 5 号
令和 X 年 X 月 X 日 XX 時 XX 分　気象庁発表

京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、XX 日 XX 時 XX 分まで有効です。

【竜巻の目撃情報を含む場合】

京都府竜巻注意情報　第 5 号
令和 X 年 X 月 X 日 XX 時 XX 分　気象庁発表

【目撃情報あり】京都府南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
京都府南部、北部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、XX 日 XX 時 XX 分まで有効です。

4　指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報

(1) 国土交通省と気象庁とが共同して行う洪水注意報及び警報

洪水によって国民の経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、気象庁の機関と国土交通省の機関が共同で洪水注意報及び警報を発表し、住民に周知する。

表　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項の規定により洪水注意報及び警報を行う河川並びに区域

河川名	区　域	水位観測所	洪水予報発表者
淀川幹川	左岸：宇治市宇治塔川 36 番地の 2 地先 から 右岸：宇治市宇治紅斉 25 番地の 8 地先 から 海まで	槙尾山	近畿地方整備局
		枚方	大阪管区気象台

図　淀川水系（淀川・宇治川・木津川下流・木津川上流・桂川下流）洪水予報の連絡系統

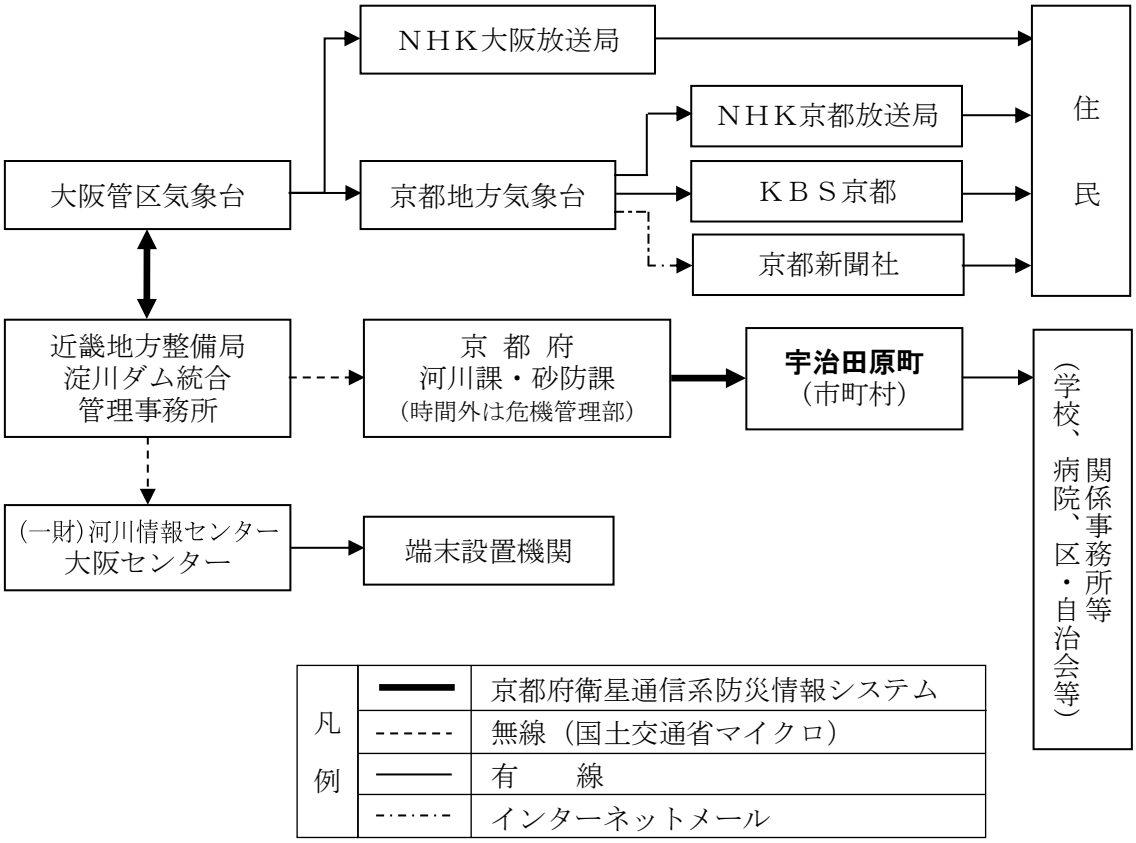

(2) 国土交通省が行う水防警報

表　水防法第 16 条の規定により水防警報を行う河川及び区域

河川名	区　域	名称	対象水位観測所				水防警報発表者
			地　名	位　置	氾濫注意水位	計画高水位	
淀　川 幹　川	左岸:宇治市宇治 金井戸 16-5 右岸:宇治市槙島町 尾山 1-2 から大阪府堺まで	向島	京都市伏見区 向島橋詰町	河口より 44.90 km	m 2.00	m 4.11	近畿地方整備局 淀川河川事務所長
		枚方	大阪府枚方市 桜町 3-32	河口より 25.90 km	4.50	6.36	

図　淀川水系（淀川幹川・淀川支川木津川・淀川支川桂川）水防警報の連絡系統

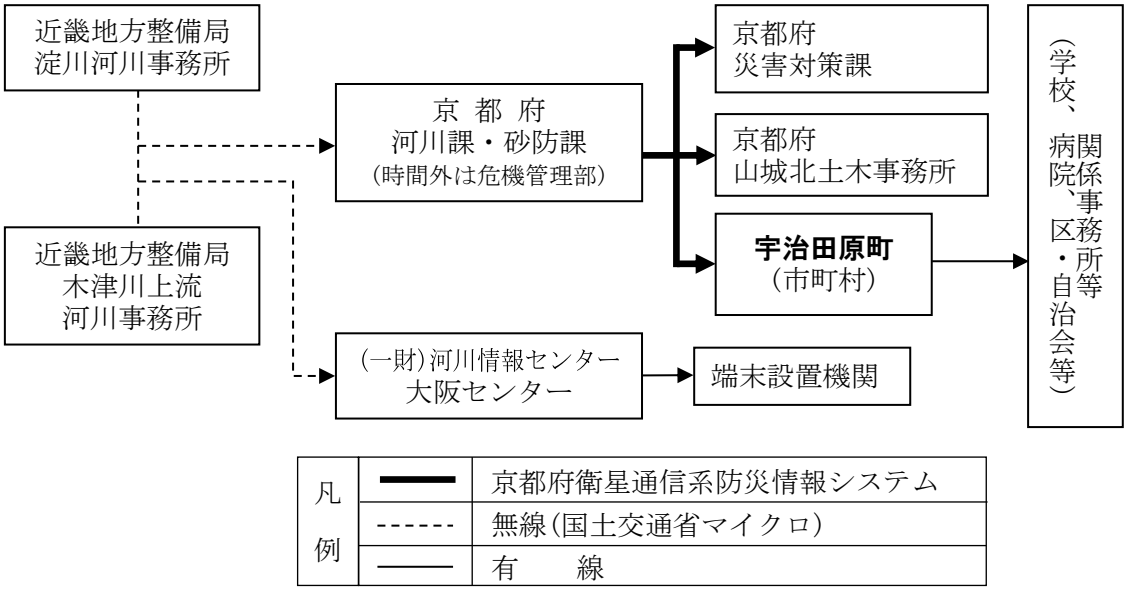

(3) 京都府が行う水防警報及び水位情報の通知・周知

ア　水防警報

水防法第 16 条の規定により、河川において洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めたとき、水防警報を発表し、その警報事項等を関係機関に通知する。本町の河川については、田原川が指定されている。

(ｱ) 警報事項

a 準備…水防資材、器具の整備点検、その他水防活動の準備に対するもの

b 出動…水防団員の出動の必要性を示すもの

c 解除…水防活動の終了を通知するもの

(ｲ) 水防警報の発表時期

a 水防警報（準備）…水防団待機水位（指定水位）に達したとき

b 水防警報（出動）…氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

c 水防警報（解除）…氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動の必要がなくなったとき

イ　氾濫危険水位（特別警戒水位）に係る水位情報の通知・周知等

水防法第 13 条第 2 項の規定により、洪水により相当な損害の生じるおそれがある

ものとして京都府知事が指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、京都府知事は関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知を図る。本町の河川については、田原川が該当する。

表　水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等

河川名	区域	対象水位観測所						発表者	指定年月日	
		名称	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	避難判断水位	氾濫危険（特別警戒）水位	堤防高		水防警報	水位情報通知・周知
田原川	起点:城山大橋（国道 307 号） 終点:門口川合流点	荒木	0.80m	1.40m	1.40m	1.70m	2.74m	京都府山城北土木	H18.6.2	H20.1.10

図　田原川水防警報・水位情報の連絡系統

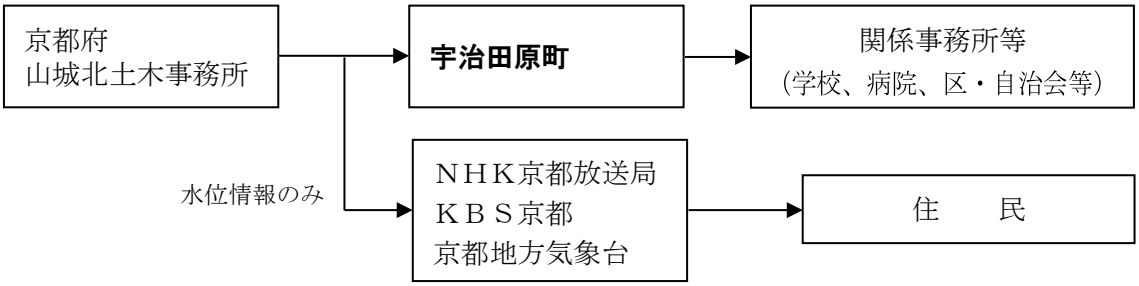

5　予報警報等の伝達及び周知

(1) 周知徹底の方法

予報警報等の通報を担当する各機関は、あらかじめ定めた方法により関係者及び住民に対し周知徹底を図る。

ア　Ｌアラート（災害情報共有システム）による方法

イ　サイレン、警鐘等による方法

ウ　防災・防犯情報メールによる方法

エ　マイク、広報車等を利用する方法

オ　伝達組織を通じて徹底する方法

カ　ラジオ放送、テレビ放送、インターネット等による方法

(2) 通報連絡内容の略符号化

予報警報等の通報連絡は、迅速かつ的確に伝達できるシステムの整備に努める。

(3) 通報連絡体制の確立

予報警報等の通報連絡にあたる各機関は、あらかじめ受報体制を確立する等、常に連絡体制の整備に努める。

6　雨量・水位等及び河川防災カメラ画像の京都府による公表

京都府河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表している。

また、河川防災カメラ画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送

等により公表している。

水防法第 12 条第 2 項の定めによる氾濫注意水位を超えているときの水位の公表は、上記による。

＜連絡系統＞

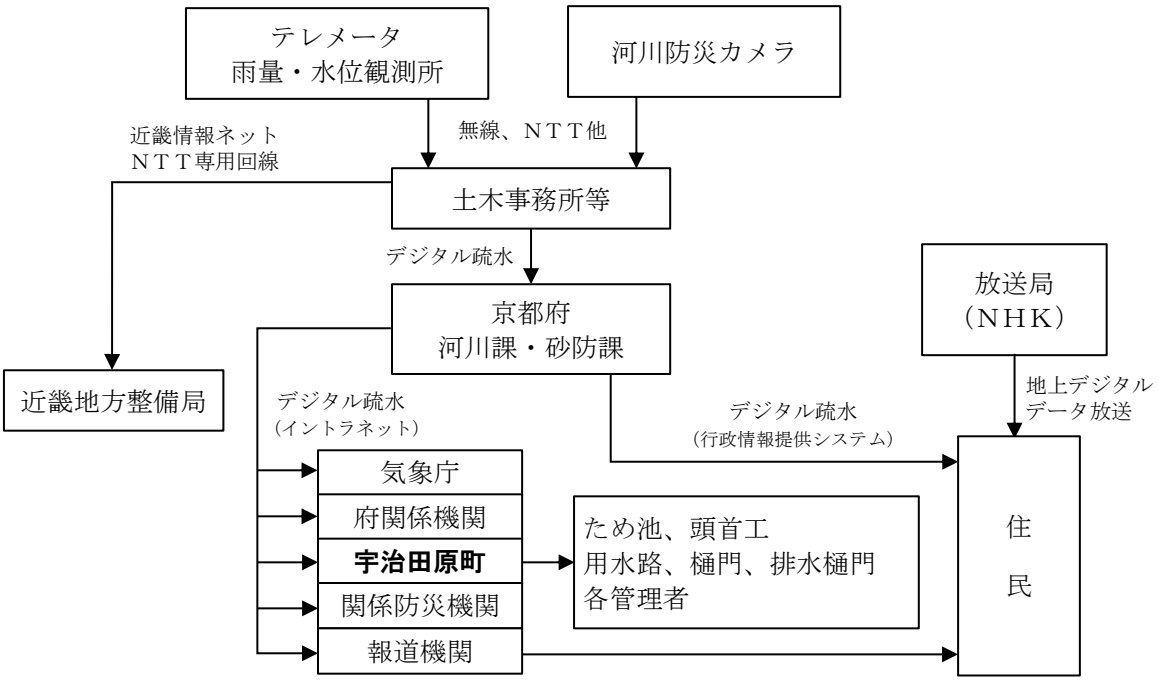

＜京都府　雨量観測所（テレメータ）＞

観測所名	所在地	所管
荒木	宇治田原町大字荒木小字大地 1-1	山城北土木事務所
鷲峰山	宇治田原町大字奥山田小字上大福 92 鷲峰山中継所内	山城南土木事務所

＜国土交通省　雨量観測所（テレメータ）＞

観測所名	所在地	観測器種類
宮村	宇治田原町大字奥山田小字政所 18-4	淀川ダム統合管理事務所

＜京都府　水位観測所（テレメータ）＞

観測所名	河川名	箇所名	所在地	所管
荒木	田原川	糠塚川 合流部付近	宇治田原町大字荒木 小字大地 1-1	山城北土木事務所
禅定寺川	禅定寺川	正覚寺横	宇治田原町大字岩山 小字辻出	山城北土木事務所

＜京都府　水位観測所（危機管理型水位計）＞

河川名	箇所名	所在地	所管
奥山田川	木元橋下流側	宇治田原町大字奥山田	山城北土木事務所
田原川	宇治田原小学校付近	宇治田原町大字岩山	山城北土木事務所
犬打川	名村橋付近	宇治田原町大字南 小字志免山	山城北土木事務所

＜京都府　河川防災カメラ＞

河川名	箇所名	所在地	所管
田原川	大導寺川合流部（宇治田原町交番横 親水公園内）	宇治田原町大字岩山	山城北土木事務所

＜京都府　簡易型河川監視カメラ＞

河川名	箇所名	所在地	所管
大導寺川	平岡橋付近	宇治田原町大字立川	山城北土木事務所
糠塚川	浄土寺橋付近	宇治田原町大字立川	山城北土木事務所

7　京都府水位・氾濫予測システムによる水位の予測

京都府河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の 170 河川について、6 時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市町村等へ先行配信する。

8　京都府土砂災害警戒情報システムによる監視

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報の支援資料として、府管理の 109 雨量局から集約された降雨データを気象庁へ提供し、気象庁が解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数、土砂災害判定メッシュなどの作成に利用し、府へ還元する。

2 時間後までに土砂災害警戒情報の基準値を超えると予想した 1 キロメッシュがあった場合には、該当市町村に対して土砂災害警戒情報を府と京都地方気象台が共同発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、京都地方気象台から京都府災害対策課経由で町防災担当課へ届く。

土砂災害警戒情報の補足情報は、京都府疏水ネットで町防災担当課及び土木事務所へ提供される。

9　火災気象通報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 22 条により、京都地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合、府に火災気象通報を行う。

(1) 火災気象通報の通報基準

乾燥注意報及び強風注意報の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 通報時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。

図　京都府火災気象通報伝達経路図

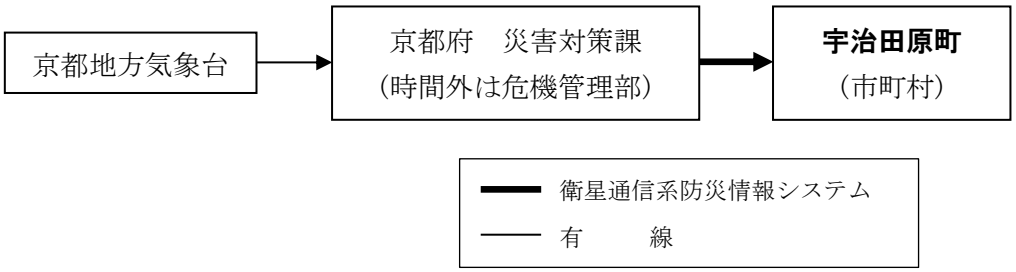

10　異常現象発見時の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見、又は通報を受けたとき、直ちに京都府知事及び気象台その他の関係機関に通報する。

(1) 通報すべき異常現象

ア　著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強い降ひょう等）

イ　気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象

(2) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は町役場に、火災に関する場合は消防機関に、その他の現象の場合は町役場又は警察官に通報する。

(3) 本部長への通報

異常現象を発見した場合、あるいは住民から通報を受けた職員・警察官・消防職員・消防団員は、直ちに本部長に通報する。

(4) 本部長の関係機関への通報

町は、前(3)の通報を受けた場合は、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行う。

第３節　情報連絡体制の整備

（総務課）

第１　基本方針

町及び防災関係機関は、有線通信手段が途絶した事態においても、町域の被害状況を的確に把握するための災害情報の収集・伝達体制を確立する。

特に地域防災無線等の整備強化を図る。

第２　施設・設備の整備

１　整備方針

災害時に電気・電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、地域防災無線通信の整備を促進する。

また、過去の災害事例から見て、電話の果たす役割は大きいので、電話による緊急通信手段の整備・増強を行う。

２　現況

現在、一般加入有線電話以外に、次の通信施設の利用が可能である。

ア　京都府衛星通信系防災情報システム

イ　町内防災行政無線通信網

町役場及び各消防団に配備されている。

＊宇治田原町防災行政無線通信網は、本編 45 頁～46 頁参照

３　計画

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集して、即時性があり、場所、対象（人）にとらわれない公平性のある情報伝達を実現するために、複数の情報伝達システムを有効に活用した複合的なシステムの整備を検討する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所へ設置等を図る。

第３　担い手の確保

１　整備方針

災害時に無線等の情報通信機器を活用できるように担い手の育成・確保を図る。

２　計画

(1) 町防災行政無線従事者の育成

緊急時に対応できるよう、防災行政無線を操作できる職員を災害対策本部各班に配置する。

(2) アマチュア無線の活用

災害情報等の収集を目的として、アマチュア無線を所持する住民に対して、災害時の協力を依頼する。

表　宇治田原町防災行政無線通信網

呼出名称	設置場所	グループ 1	グループ 2	グループ 3	グループ 4
		消防団本部	第 1 分団	第 2 分団	役場関係
ぼうさいうじたわらちょう	役場本庁舎	■	■	■	■
ぼうさいうじたわらとうせい	役場本庁舎	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 1	役場本庁舎（総務課公用車）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 2	役場本庁舎（産業観光課公用車）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 3	役場本庁舎（建設環境課公用車）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 31	消防団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 32	役場本庁舎（消防主任）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 33	京田辺市消防署宇治田原分署	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 34	消防団副団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 35	消防団副団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 36	消防団分団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 37	消防団分団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 38	消防団副分団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 39	消防団副分団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 40	消防団副分団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 41	消防団副分団長	■	■	■	□
ぼうさいうじたわら 42	役場本庁舎（避難所用）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 43	役場本庁舎（避難所用）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 44	役場本庁舎（避難所用）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 45	役場本庁舎（避難所用）	■	■	■	■
ぼうさいうじたわら 212	高尾区	□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 11	消防団第 1 分団第 1 部	□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 101		□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 12	消防団第 1 分団第 2 部	□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 102		□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 13	消防団第 1 分団第 3 部	□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 103		□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 14	消防団第 1 分団第 4 部	□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 104		□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 15	消防団第 1 分団第 5 部	□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 105		□	■	□	□
ぼうさいうじたわら 21	消防団第 2 分団第 1 部	□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 201		□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 22	消防団第 2 分団第 2 部	□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 202		□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 23	消防団第 2 分団第 3 部	□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 203		□	□	■	□

呼出名称	設置場所	グループ 1	グループ 2	グループ 3	グループ 4
		消防団本部	第 1 分団	第 2 分団	役場関係
ぼうさいうじたわら 24	消防団第 2 分団第 4 部	□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 204		□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 25	消防団第 2 分団第 5 部	□	□	■	□
ぼうさいうじたわら 205		□	□	■	□

※ 通話を始める前には、他局が通話していないことを確認して、必ず指定する自局の呼び出し名称・相手局の呼び出し名称を述べ、用件を簡潔・明瞭に話すこと。

※ 各グループにおいて、■が付いている無線機とグループ通話ができる。

第４節　水害予防計画

（建設環境課）

第１　河川対策

１　整備方針

豪雨時の破堤・溢水等による氾濫から、住民の生命・財産を守るため、河川の改修整備を行う。ただし、治水事業は長期にわたる努力と多額の経費を必要とするため、町は、管理する河川の実態を把握し、修繕・整備を実施するとともに、必要に応じ国及び府に対し整備の実施を要請する。

同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

２　現況

町内の河川は下表のとおりであり、主要な河川は昭和 28 年の南山城水害を契機に整備が進められている。

なお、本町には現在重要水防箇所及び重要水防区域（箇所）の指定は行われていない。

表　宇治田原町河川一覧

一級河川

田原川	
門口川	
犬打川	
滝ノ口川	
糠塚川	
大導寺川	
禅定寺川	
石詰川	
奥山田川	
大福川	
里川	
符作川	

準用河川

大杉川	
皿作川	
口釜井谷水路	
塩谷川	
実養治川	
塩谷川支流	
棚田川	
城土川	
時雨ヶ谷川	
梅谷川	
梅谷川支流	

普通河川　（単位：m）

門口川	700	金井谷川	120		
高尾川	300	梅谷川	750		
田中川	450	西谷川	860		
切林川	700	中谷川	1,350		
老中川	200	塩谷川	1,080		
符作川	200	碁石谷川	150		
本の谷川	700	森ヶ谷川	600		
実養治川	560	大杉川	2,300		
杉谷川	1,200	指柳川	500		
弥谷川	500	松峠川	350		
平の谷川	520	矢谷川	200		
贄田谷川	1,470	川上川	500		
糠塚川	750	皿作川	600		
袋谷川	700	木元川	500		
中筋川	650	栢村川	150		
大導寺川	880	伏部川	150		
遠々木川	650	深谷川	650		
赤坂川	100	岳谷川	250		
段橋川	200	里川	400		
外ヶ谷川	150	奥畑川	200		
堀川	300	桂谷川	260		
神上川	220	清水谷川	600		
禅定寺川	750	裏白川	750		
塩谷川（禅定寺）	110	畑谷川	350		
湯屋谷川	500	大福川	300		
城土川	880	田和出川	300		
塩谷川（湯屋谷）	400	伏谷川	350		

（令和５年 12 月現在）

3　計画

(1) 河川改良・改修事業の推進

ア　府は、管理する一級河川について、適切な維持管理に努めるものとする。

イ　町は、管理する準用河川・普通河川について、河川改良・改修事業必要箇所の調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次河川改良・改修工事を実施し、開発事業と調和のとれた河川整備を推進する。

　また、国及び府に対し、一級河川の整備や一級河川に架ける橋りょうの整備・改良について、積極的に要望活動を行う。

(2) 水防施設の点検・整備

町は、既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

(3) 橋りょうの整備

橋りょうは、防災活動の交通確保上、重要なものである。出水期に流失等のおそれがある橋りょうについては、架替えや維持補修（橋脚強化等）に努める。

第２　浸水対策

1　整備方針

浸水対策として、河川の改修に加え、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制など、総合的な治水対策を実施する。

2　現況

近年、全国的に河川の破堤等による外水氾濫の他に、都市化の進展に治水施設の整備が間に合わず、排水不良等による内水氾濫が多発している。

本町においても、丘陵地の開発による河川への流入量の増大等により、浸水危険性が増大している。また、低地部に人口・家屋等が集中することから、河川改修の努力にもかかわらず、万一氾濫した場合には、被害が大きくなる危険性がある。

3　計画

(1) 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平素から危険箇所の把握を行う。

(2) 側溝・水路等の整備等

ア　道路の側溝は、年度計画により新設及び改修整備する。

イ　水路等は、しゅんせつ工事を行う。

ウ　必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。なお、出水期に流失又は埋没のおそれのある暗渠・橋りょうは、地元住民に情報提供を依頼するとともに、敷設替えや維持補修を行う。

(3) 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、防災調整池の整備など、雨水の流出抑制を推進する。

(4) 土地利用規制等の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地及び水害常襲地での浸水時の被害軽減を図るために、丘陵部開発の際の基準の作成や指導を行う。

(5) 危険箇所の周知と警戒避難体制の整備

水防法第 15 条の規定に基づく浸水想定区域の警戒避難体制を以下のとおり整備し、地域住民の安全な避難を確保する。また、ハザードマップ等の作成・配布により、住民に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難場所等を周知する。

なお、現在指定されている浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、資料編に示す。

ア　洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域にある区・自治会及び要配慮者利用施設については、洪水予報をはじめ雨量や水位等の情報を町から各区・自治会及び自主防災組織の責任者並びに要配慮者利用施設の管理者に伝達する体制を整備し、地域住民及び要配慮者の迅速で安全な避難を確保する。

なお、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者並びに各区・自治会及び自主防災組織の責任者に対しては、有線電話連絡網により速やかに情報連絡する体制を確立する。

イ　警戒避難体制の整備

浸水想定区域にある区・自治会の風水害時における避難場所（当該避難場所が浸水想定区域にある場合は、最寄の安全な避難場所）をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導体制については、各区・自治会ごとに定める。

ウ　ハザードマップの作成・配布

住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、浸水する区域や水深を示したハザードマップを配布し、浸水被害についての危険性の啓発に努める。

(6) 流域治水の推進

気候変動に伴い頻発・激甚化する災害に対し、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である流域治水の施策を推進する。

第５節　土砂災害予防計画

（建設環境課、産業観光課）

第１　砂防対策

１　整備方針

府は、荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家及び人命を守るため、砂防事業を推進し、町は事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

２　現況

砂防指定地とは、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限するべき土地として、砂防法（明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号）第 2 条に基づき、国土交通大臣によって指定される区域である。

町内には、砂防指定地が 33 か所ある。昭和 28 年の南山城水害では苣ケ谷・谷山川で土石流災害が発生し、多くの被害をもたらした。

＊箇所一覧表は、参考資料編 45 頁参照

３　計画

(1) 砂防事業等の推進

砂防は、河川工事の根源といわれるように、いくら下流の河川を改修しても、その上流の山地が荒れ、渓岸が浸食されていては、洪水時に土砂を含んだ水が流れ出て、堤防や護岸を破壊し、河道に異常な土砂の堆積を起こし、氾濫の原因になる。

町は、この土砂を土砂生産地帯でくいとめるため、治山事業とも調整し、土砂が流出するおそれのあるところについて、砂防事業を推進するよう府に要請し、土砂災害の防止に努める。

(2) 砂防指定地内の行為制限

府は、砂防指定地内では、治水上砂防のために支障のある行為について、砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例（平成 15 年京都府条例第 20 号）及び砂防指定地管理規則（平成 15 年京都府規則第 21 号）により、行為の禁止又は制限を行う。

第２　急傾斜地崩壊対策

１　整備方針

府は、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、対策工等の整備を進めることにより急傾斜地の崩壊を防止し、町は事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

２　現況

急傾斜地崩壊危険区域とは、傾斜度が 30 度以上かつ斜面の高さが 5m以上の箇所のうち、保全対象人家が 5 戸以上、又は 5 戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地区で、一定の行為を制限する必要がある地区について、急傾斜地の崩

壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に基づき、京都府知事によって指定される区域である。

町内には、急傾斜地崩壊危険区域が 8 か所ある。

＊箇所一覧表は、参考資料編 46 頁参照

3　計画

(1) 急傾斜地崩壊対策事業等の推進

町は、急傾斜地の崩壊を未然に防止するため、急傾斜地崩壊防止対策事業を推進するよう府に要請し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努める。

(2) 土地の保全計画

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努め、急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じるように努めるとともに、府はこれらの者に対し必要な措置を勧告することができる。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

府は、急傾斜地崩壊危険区域内において、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれのある一定の行為について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第 7 条により行為の制限を行う。

第３　地すべり対策

1　整備方針

府は、地すべりによる災害から住民の生命・財産を保護するため、対策工等の整備を進めることにより地すべりを防止し、町は事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

2　現況

地すべり防止区域とは、地すべりによる崩壊を防止するため、地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 3 条に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣によって指定される区域である。

町内には、林野庁所管の地すべり防止区域が 1 か所ある。

＊箇所一覧表は、参考資料編 46 頁参照

3　計画

(1) 地すべり対策事業の推進

町は、地すべりの災害を未然に防止するため、地すべり対策事業を推進するよう府に要請し、地すべりによる災害の防止に努める。

(2) 地すべり防止区域内の行為制限

府は、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長、若しくは誘発する原因となる行為について、地すべり等防止法第 18 条により行為の制限を行う。

第４　治山対策

１　整備方針

山地の土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域の水害を防止するために、本来、山が持っている保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。また、林道は、山間住民の日常生活道路又は災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊等の防止及び早期災害復旧のための体制を強化する。

２　現況

町域面積の約 76%を林地で占めており、山間部は中小河川の水源地となっている。また、崩壊跡地等潜在的な危険箇所がいくつか見られる。山間部の道路及び林道において、豪雨時にはたびたび崩壊等が発生している状況にある。

(1) 山地災害危険地区の指定

山地災害危険地区とは、地形等から山地災害が懸念される箇所について、林野庁が定める調査要領に基づいて府が調査し、一定基準以上の危険性があると判断された山地のことである。災害の発生形態等により、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区に区分されている。

なお、山地災害危険地区そのものは、土地利用等に制限を加えるものではない。

町内には、山腹崩壊危険地区が 56 か所、崩壊土砂流出危険地区が 45 か所ある。

＊箇所一覧表は、参考資料編 47 頁～49 頁参照

(2) 保安林の指定

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条に基づき、農林水産大臣又は京都府知事によって指定される森林である。

町内における指定状況は下表のとおりである。

表　保安林の指定状況

種別	水源涵養 保安林	土砂流出防備 保安林	土砂崩壊防備 保安林	保健 保安林
面積	534ha	777ha	35ha	449ha

３　計画

(1) 治山事業の推進

府は、山地災害危険地調査に基づき復旧治山、予防治山を促進するとともに、開発行為に際しては治山面に十分注意した指導・監督を行う。

(2) 保安林における行為制限

府は、保安林における公益的機能を確保するため、森林法第 34 条により立木の伐採や開発等の制限を行う。なお、制限の範囲内でこれらの行為を行う場合にも許可又は届出が必要となる。

(3) 地域住民への周知

町は、人的被害を極力軽減するため、山地災害危険地区に関する情報を住民に周知し、

住民の自主避難の判断を支援し、警戒避難体制の確立に努める。

なお、山地災害危険地区に関する位置及び種別は、京都府・市町村共同統合型地理情報システム（ＧＩＳ）の山地災害危険地区情報マップにてインターネットによる閲覧が可能である。

(4) 盛土等の安全対策の推進

府は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の改正に伴い、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等の安全対策を推進する。

第５　警戒避難体制の確立

１　基本方針

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条及び第 9 条の規定により、京都府知事により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）の指定を受けた区域については、警戒避難体制を以下により確立し、地域住民の安全を確保するとともに、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布により、住民に対し危険区域、土砂災害に関する情報、避難に関する情報の発令基準及び伝達方法、避難場所等を周知する。

また、土砂災害警戒区域等及びその区域内にある特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）については、資料編に示す。

２　現況

本町においては、土砂災害の危険性のある地域は全町域にわたっている。豪雨時には、山間部に位置する集落では、土砂災害により人命や家屋に被害を受けるとともに、被災により地域が孤立するおそれがある。

なお、土砂災害警戒区域については、土石流 94 か所、急傾斜地 98 か所、地すべり 1 か所、また、土砂災害特別警戒区域については、土石流 59 か所、急傾斜地 98 か所が指定されている。（令和 5 年 10 月 31 日現在）

＊指定状況一覧表・位置図は、参考資料編 37 頁～42 頁参照

３　計画

(1) 防災パトロールの実施

防災関係機関及び自主防災組織等と連携し、梅雨期及び台風期の前等に土砂災害警戒区域等の防災パトロールを行う。

(2) 危険箇所の住民への周知

土砂災害警戒区域等の看板設置やハザードマップの配布等により、土砂災害の危険について、地元住民に周知を図る。

(3) 自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

孤立しやすく、被災の可能性が高い山間集落を対象に、積極的な自主防災組織の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

(4) 情報の収集・伝達

大雨注意報、警報、雨量観測値、(5)の京都府土砂災害警戒情報システム等からの情報及び住民からの情報等を収集し、的確な判断ができるように努める。また、収集した情報を広報車、サイレン等により迅速、円滑に伝達するための体制を整備する。

土砂災害の危険地域への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれのある地区について、送受信可能な無線設備の設置を検討する。

(5) 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）の活用

府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を活用し、土砂災害が見込まれる場合に住民に対して避難指示等を発令するなど迅速的確な災害対応を行う。

また、土砂災害警戒情報システムで災害発生の危険度を参考とし、町は、これらの情報に基づき、警戒避難体制の確立を図る。

(6) 警戒避難方法の作成

土砂災害警戒区域ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、住民へ周知を図っていく。

ア　避難対象区域

イ　情報連絡体制

ウ　指定緊急避難場所

エ　避難経路

(7) 土砂災害警戒区域内における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域の警戒避難体制を次のとおり整備し、地域住民の安全な避難を確保する。なお、土砂災害警戒情報が発表された場合、町は迅速に住民に伝達し周知を図る。

ア　土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域にある区・自治会及び要配慮者利用施設については、土砂災害警戒情報をはじめ雨量等の情報を町から各区・自治会及び自主防災組織の責任者並びに要配慮者利用施設の管理者に伝達する体制を整備し、地域住民及び要配慮者の迅速で安全な避難を確保する。

なお、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の管理者並びに各区・自治会及び自主防災組織の責任者に対しては、有線電話連絡網により速やかに情報連絡する体制を確立する。

イ　警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域にある区・自治会の土砂災害時における指定緊急避難場所（当該指定緊急避難場所が土砂災害警戒区域にある場合は、最寄りの安全な指定緊急避難場所）をあらかじめ指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導体制については、土砂災害警戒区域ごとに定める。

また、要配慮者利用施設においては、避難に係る計画（避難確保計画）を作成し、避難訓練を実施する。町は、避難確保計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するとともに、施設管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

図　土砂災害警戒情報の伝達経路図

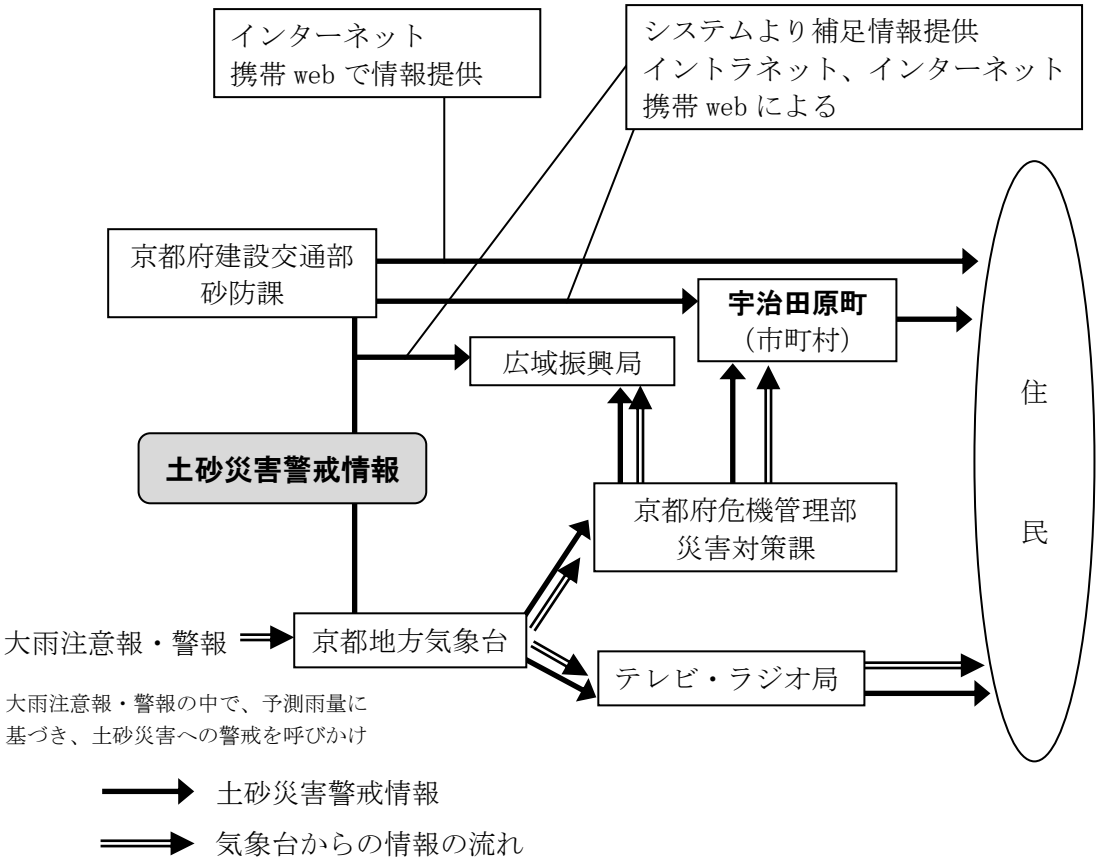

図　情報発表の判定方法

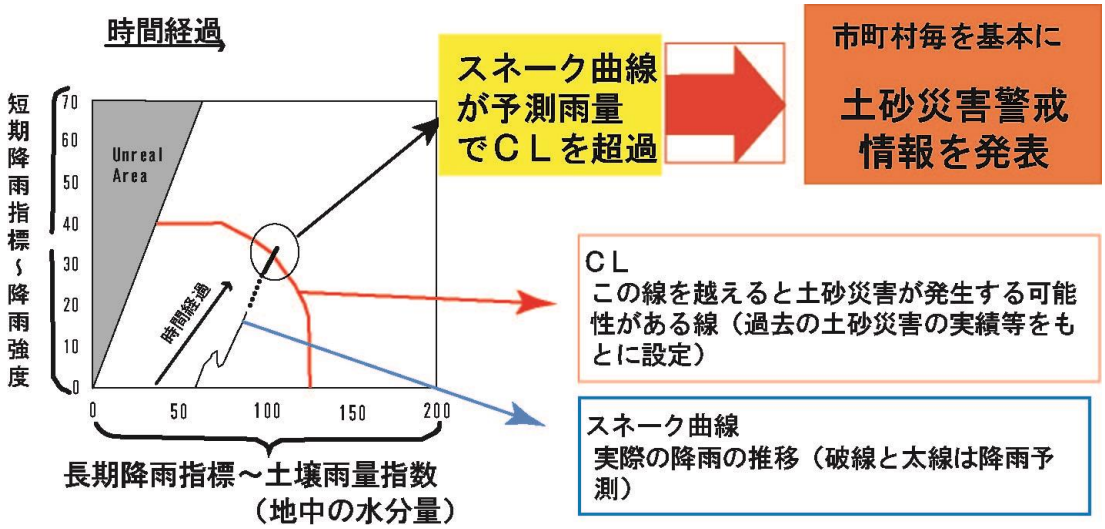

第６節　暴風・竜巻等災害予防計画

１　計画の方針

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、町は、防災関係機関と連携して、被害の軽減・防止を図る。

２　予防対策

(1) 暴風・竜巻等の防災対策

町は、府と連携し、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄する。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木及び標識等の物的被害に備え、速やかに救出救助やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

町は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

竜巻注意情報が発表された場合、町、府及び関係機関は、気象情報（気象庁ＨＰ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

(3) 住民への普及啓発

町は、府と連携し、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

ア　被害の予防対策

(ｱ) 強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。

(ｲ) 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

(ｳ) ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

イ　暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

(ｱ) 雨戸・シャッター等を閉める。

(ｲ) ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。

(ｳ) 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

ウ　暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

(ｱ) 電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第７節　道路防災計画

（建設環境課）

１　整備方針

各種道路の役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進める。

また、避難場所、防災拠点となる町役場、防災関係機関、その他公共施設等との連絡を総合的・計画的に考え、道路網の整備を促進する。

なお、道路の整備や橋りょうの架替えにあたっては、交通安全施設の拡充や沿道緑化等、避難に配慮した道路環境を整備する。

２　現況

(1) 道路の現状

本町の道路は、山間部、山裾部や河川沿いに狭隘で屈曲したものが多く、土砂災害や落石、浸水等の災害を受けやすい状況にある。

表　道路現況

区　分		実延長 m	舗装実延長 m	舗装率 %	路線数
国　　道	３０７号	11,832	11,832	100.0	1
主要地方道	宇治木屋線	8,508	8,508	100.0	
	大津南郷宇治線	4,975	4,975	100.0	
	小計	13,483	13,483	100.0	2
府　　道	宇治田原大石東線	3,237	3,237	100.0	
	奥山田射場線	1,105	1,105	100.0	
	小計	4,342	4,342	100.0	2
府　道　計		17,825	17,825	100.0	4
町　　道		176,910	120,307	68.0	331
合　　計		206,567	149,964	72.6	336

（令和４年４月１日現在）

(2) 道路通行規制基準

異常気象時の道路の通行規制基準が、主要地方道大津南郷宇治線及び主要地方道宇治木屋線に設定されている。なお、災害発生時における道路通行規制については、道路管理者が運転者に十分周知し、道路交通の円滑な運行と災害の防止を推進する。

表　道路通行規制基準

路線名	規制区間	延長 km	規制基準			危険内容	迂回路
			通行注意	通行止め	観測所		
主要地方道 大津南郷宇治線	宇治市槙島町 六石山 ～滋賀県境	9.4	80 ㎜	120 ㎜	宇治 荒木	落石 土砂崩落	国 24 号 国 307 号 (府)宇治田原 大石東線
主要地方道 宇治木屋線	宇治田原町郷之口 ～高尾(宵待橋)	2.3	80 ㎜	120 ㎜	宇治 荒木	落石 土砂崩落	国 307 号 国 24 号

※通行規制対象雨量：過去 48 時間の連続降雨量（4 時間以内の降雨の中断は連続降雨量とみなす）

3　計画

(1) 道路の整備

ア　広域的な防災の観点から、新名神高速道路及び緊急輸送道路である国道 307 号や都市計画道路（中央線・山手線・郷之口下町線）の整備を関係機関とも調整して推進する。

イ　幹線道路の整備については、町の道路網の骨格形成を図るため、それぞれ幹線道路、市街地幹線道路の役割を明確にし、体系的に秩序ある整備を促進する。特に避難場所への安全なアクセスを確保するため、国道 307 号と都市計画道路宇治田原山手線とを南北に結ぶ道路整備を進める。

ウ　既存集落の生活道路の整備については、障がい者対策、防災対策等安全性に配慮して、拡幅、構造上の整備・改良を推進する。

エ　土砂崩壊の危険性の高い道路の法面整備を進める。

(2) 橋りょうの点検、補修

防災対策上、十分な安全を確保するため、主要幹線道路から避難場所へ通ずる経路上の橋りょう等について、点検を実施し、計画的な補修を推進する。

第８節　農業用施設防災計画

（産業観光課）

１　整備方針

南山城水害で本町や隣接する井手町に大きな被害をもたらした原因の 1 つにため池の決壊があげられる。災害を未然に防止するために、下流に人家のある危険なため池について、計画的な改修を進めるとともに、管理者に対して日常の点検、維持保全の徹底を図る。

また、災害による農地及び農業用施設の被害を防止するため、農地関連施設の管理についても指導を行う。

２　現況

現在町内には 53 か所の農業用ため池があり、このうち、特に決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池として 11 か所が指定されている。

＊ため池一覧は、参考資料編 33 頁～34 頁参照

町内の農業用ため池については、ため池台帳としてデータベース化されており、内容については、毎年点検・更新されている。

ため池の管理者に対しては、保全・点検についての依頼を梅雨前に行っており、また、特に危険な箇所については、京都府山城広域振興局とともに、点検を実施している。

３　計画

(1) ため池点検調査の実施

定期的な点検調査を継続する。

(2) 防災対策工事の推進

危険性の高いため池について、管理者に注意を促すとともに、必要な改修工事や対策を行うよう指導する。

(3) ため池洪水対策の充実

決壊した場合に人家等への被害が予想されるため池については、ハザードマップの整備等により、ため池洪水対策の充実及びため池管理者への啓発促進を図る。

第９節　火災予防計画

（総務課、建設環境課、社会教育課）

第１　市街地・建物火災予防対策

１　基本方針

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に基づき消防力の整備充実を図るとともに、出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、また、建築物の不燃化の促進や防火教育により多面的な対策を実施する。

２　現況

本町の火災発生状況は下表のとおり毎年数件発生している。都市化が進む中、火災は今後増加することが予想される。

表　火災発生件数

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
建　物	2	3	1	1	7
林　野	－	1	－	－	－
車　両	1	2	－	1	－
その他	1	－	1	1	1
合　計	4	6	2	3	8

出典：令和 4 年版町統計書（資料：京田辺市消防署宇治田原分署、令和 5 年 2 月 1 日現在）

３　計画

(1) 出火防止・初期消火対策

日頃から、火気その他の出火危険のある物を取り扱う施設では、危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に出火防止・初期消火体制を整備するため、消防署と連携のもと以下の指導を行う。

ア　一般家庭に対し、火気器具の取扱い及び初期消火の方法等について指導する。

イ　学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施等について指導する。

ウ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。

エ　危険物施設等の設置又は変更許可にあたっては、危険物の転倒・落下・流出等による火災、爆発等の危険を防ぐため立入検査等を通じて行政指導を行う。

オ　火災発生の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び火災時の対応に関する教育訓練を推進する。

(2) 消防力の強化

ア　消防活動困難地域の対策

消防水利の不足、道路事情等により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、可搬動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

イ　消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材を充実し、強化する。また、若手消防団員の確保対策や大学生消防団員の採用等により、消防団の活性化を図る。

ウ　消防水利の整備

消火栓、貯水槽等の消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を強化する。現在、耐震性貯水槽は中央西地区・中央東地区・西部地区・東部地区にそれぞれ容量 100ｔのものが各 1 基、南部地区に容量 40ｔのものが 1 基設置されている。

表　耐震性貯水槽設置状況

地　区	設置場所	設置年度	備　考
中央西地区	住民体育館駐車場	平成 8 年度	容量 100t 1 基
中央東地区	宇治田原小学校	平成 9 年度	
西部地区	田原小学校	平成 10 年度	
東部地区	奥山田ふれあい広場	平成 11 年度	
南部地区	宇治田原中央公園	令和元年度	容量 40t 1 基

(3) 一般建築物の不燃化

火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を推進する。

第２　林野火災予防対策

１　基本方針

林野火災は落雷等自然現象によるものもあるが、そのほとんどは一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的な要因で発生しており、予防を主体にした対策を講ずる。

２　現況

表　町内林野の所有者別の面積

公 有 林	京都府	25.86 ha
	宇治田原町	106.20 ha
私 有 林		4,223.62 ha
合　　計		4,357.18 ha

※対象外及び適用除外 1.50ha を含む

（令和 4 年 4 月 1 日現在）

３　計画

(1) 入山者等に対する措置

ア　火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。

イ　みだりに火を焚く者に対する警告、取締りを行う。

ウ　観光関係者による防火思想の啓発を図る。

(2) 林業事業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとる。

ア　林業事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置すること

イ　事業箇所に火気責任者の指定する喫煙所を設け、標識及び消火設備の万全を図ること

ウ　事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図ること

(3) 火入れの作業等に対する措置

森林等において火入れを行おうとする者は、宇治田原町火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 19 号）に基づく町長の許可を受けたのち防火の設備をし、隣接する山林の所有者に火入れする旨の通知をしなければならない。

(4) 予防施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等を整備するとともに、防御資機材の整備・消火薬剤の備蓄に努める。

(5) 防火思想の普及

林野火災が発生しやすい時期を重点的に、地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

ア　ポスター、看板等の設置

イ　広報車等による注意の喚起

第３　文化財災害予防計画

１　基本方針

文化財は貴重な国民的財産であり、その保護・保全には十分な配慮が必要である。文化財に関する防災業務の実施にあたっては、災害予防対策に重点を置き、防災施設の整備、現地視察と指導の実施及び所有者・管理者等への保護思想の啓発等を行う。

２　現況

本町には、参考資料 30 のように指定・登録文化財が多く存在し、文化、学術、観光資源として貴重な財産となっている。

＊町内の国・府・町指定文化財の一覧表は、参考資料編 61 頁～62 頁参照

３　計画

(1) 施設の整備と指導

指定・登録文化財保護のために、その所有者・管理者等に次の事項について、指導を行う。

ア　避雷対策

(ｱ) 避雷設備等の整備

イ　火災対策

(ｱ) 自動火災報知設備の備付け

(ｲ) 消火設備の設置

(ｳ) 消防水利の整備

(ｴ) 非常通報装置の設置

(2) 現地指導

現地では、指定・登録文化財の保存状況の適否の検討、災害時における建築物の防護、文化財の搬出体制の整備を確立するよう指導する。

(3) 保護思想の普及及び訓練

指定・登録文化財の保護には所有者だけでなく、一般住民の協力も必要となる。そのために、一般住民に対して、広報紙等を利用して文化財に対する保護思想の普及を行う。

また、防災訓練を実施することにより、災害時においても円滑な対応ができるように指導する。

(4) 防災関係機関との連絡、協力

指定・登録文化財の所有者に対して、常に消防署及び防災関係機関との連絡体制を確立し、災害時における対応が円滑に行えるよう指導する。

第 10 節　避難に関する計画

（総務課）

第１　基本方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いつどこに避難するべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。

このため、町は、災害の危険がある区域にいる住民に命を守るための避難行動をさせるため、あらかじめ住民一人ひとりが自主的に早めの避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供、普及するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等、避難計画の策定を行い、住民の安全の確保に努める。その際、水害と土砂災害等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

第２　避難及び避難施設の定義

１　避難の定義

本計画では、「避難」を「避難行動」と「避難生活」に区分する。「避難行動」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と定義し、「避難生活」は「自宅を離れて一定期間安全な場所で生活する行動」と定義する。

(1) 避難行動

ア　立ち退き避難

指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅等へ避難することをいう。土砂災害の危険がある場合は原則として立ち退き避難とする。

イ　屋内安全確保

住宅の2階等の場所で安全を確保することをいう。水害の危険がある場合で、浸水深が比較的小さい場合や避難が夜間に及ぶ場合に屋内安全確保措置を活用する。

ウ　緊急安全確保

立ち退き避難することがかえって危険である場合、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することをいう。

(2) 避難生活

被災後に被災者が安全な指定避難所で生活することをいう。

２　避難場所及び避難所の定義

災害時の避難場所及び避難所について、以下のとおり定義する。

(1) 避難場所

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合（緊急時）に安全を確保するために住民が避難する場所を避難場所と定義する。

また、災害の危険が切迫した場合に住民の安全を確保するものとして、町が災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する避難場所として指定した施設を、指定緊急避難場所とする。

(2) 避難所

災害により被災した住民が自宅等で生活できない場合に自宅等が復旧するまでの間生活する場所を避難所と定義する。

また、災害が発生した場合に住民の安全な避難生活を確保するものとして、町が政令で定める基準に適合する避難所として指定した施設を、指定避難所とする。

第３　避難行動計画

災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合（緊急時）に、住民が安全を確保するために避難する行動を「避難行動」とする。

１　避難計画の作成

町は、災害時に住民が安全かつ迅速に避難行動を行えるように、あらかじめ避難計画を作成する。避難計画は、町全体に係る計画及び必要に応じて地域ごと、地区ごとの計画を作成する。また、防災上重要な施設の管理者は避難計画の作成に努める。

避難計画は、住民の生命を災害から守る上で特に重要であり、十分に検討を加え、以下の事項を具体的に定める。特に、土砂災害警戒区域等が大部分を占める山沿いの地区については、土砂災害の危険がある場合、安全な指定緊急避難場所への早期避難を基本に避難計画を作成する。

(1) 避難指示等に関する基準及び伝達方法

警戒レベルに対応した避難行動を明確にし、対象とする自然災害ごとに、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を定める。特に、避難行動要配慮者の避難及び避難支援については、高齢者等避難の積極的な活用を図る。

また、避難指示等の発令にあたっては、雨量や水位等、客観的な情報を指標とし、迅速かつ的確な情報伝達に努める。

ア　警戒レベル３　高齢者等避難

避難行動要配慮者が避難を開始する（避難支援者は避難支援を開始する）段階で発令する。その他の住民は避難準備をはじめる。

イ　警戒レベル４　避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険な場所にいる居住者等に対して、立ち退き避難を指示する。

ウ　警戒レベル５　緊急安全確保

避難のための立ち退きを行うことがかえって危険である場合等において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して、緊急安全確保を指示する。

(2) 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

(3) 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法

(4) 指定緊急避難場所の整備に関する事項

(5) 避難準備及び携帯品の制限等
(6) その他必要事項

2　避難場所の整備計画

(1) 整備方針

風水害、土砂災害、地震災害に対する避難場所は下記の基準に沿って選定する。

ア　一時避難場所

一時避難場所は、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とする。

イ　広域避難場所

広域避難場所は、風水害・土砂災害時には、風水害から避難者の生命の安全を守る施設とする。大規模地震時には、家屋の倒壊や地震後に発生する火災から避難者の生命の安全を守るオープンスペースとする。

(2) 計画

避難場所は原則的に町の公共施設を使用する。また、これらを地区の防災拠点として位置づけ、各種防災施設等の整備を行う。

ア　避難場所の管理者との事前協議

災害時に避難場所として適切な対応がとれるよう、管理者等と十分な事前協議を行う。町が管理する施設以外の場合、管理者等と所要の協定を締結しておく。

イ　避難場所の整備内容

避難場所として、避難者のスムーズな収容とその安全確保等のための整備を行う。

(ｱ) 迅速な収容の促進

・避難場所案内図の整備
・誘導標識等の整備
・避難場所表示板の整備

(ｲ) 安全確保

・避難場所及び周辺の不燃化
・消火栓、防火水槽等の消防水利の整備
・盛土、高床、防水壁等の耐水施設の整備

ウ　避難場所の設置基準

避難場所の設置基準は災害危険性、構造、立地場所及び規模の観点から、以下のように定める。

(ｱ) 原則として徒歩圏内（半径2km）に設置
(ｲ) 耐震性・耐火性を有する公共施設
(ｳ) 収容面積は、おおむね3.3㎡／2人とする
(ｴ) 洪水・浸水を受けるおそれがない
(ｵ) 土石流の危険等土砂災害を受けるおそれがない

(3) 災害種別ごとの避難場所

災害種別ごとの避難場所を以下により整備する。なお、災害種別ごとの避難場所は参考資料編に掲載する。

＊避難場所及び避難所は、参考資料編 56 頁～58 頁参照

ア　風水害時の避難場所

風水害時に水害や土砂災害の危険がない場所に立地する学校体育館等の建築物を広域避難場所、区・自治会の集会施設等を一時避難場所として整備する。

イ　地震時の避難場所

地震時に建物の倒壊や火災の危険がない場所に立地する小中学校グラウンドや宇治田原中央公園等を広域避難場所、区・自治会の公園、広場等を一時避難場所として整備する。

種類	概要	指定施設
広域 避難場所	広域避難場所は、災害時に身を守るために住民が緊急に立ち退き避難する場所 風水害時における小中学校体育館・公民館、地震時における小中学校グラウンド・大規模公園等の公共施設のうち、指定基準に適合したものについて指定する。	小中学校や公民館、小中学校グラウンドや宇治田原中央公園等の公共施設
一時 避難場所	一時避難場所は、災害時に身を守るために住民が一時的に避難する場所 風水害時における区・自治会の集会施設、地震時における公園等の場所で、指定基準に適合したものについて指定する。	自治会の集会施設等

3　指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合に住民の安全を確保するため、町は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所に立地する施設を、洪水、土砂災害、地震の別に、管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所として指定し、住民及び自治会に対して周知徹底を図るとともに、京都府知事に報告する。

(1) 災害種別ごとの指定緊急避難場所指定方針

ア　洪水時の指定緊急避難場所の指定方針

(ｱ) 風水害時に洪水により浸水が想定される地区において、洪水の浸水深が 0.5ｍを超えない区域に立地する広域避難場所を指定緊急避難場所に指定する。

イ　土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）時の指定緊急避難場所の指定方針

(ｱ) 風水害時に土砂災害が想定される地区において、土砂災害に対して安全な区域に立地する広域避難場所を指定緊急避難場所に指定する。なお、地区内に土砂災害に対して安全な避難場所がない場合については、地区外の安全な広域避難場所を指定緊急避難場所に指定する。

(2) 指定緊急避難場所の種類

指定緊急避難場所は広域避難場所とする。

(3) 災害種別ごとの指定緊急避難場所

災害種別ごとに指定緊急避難場所を参考資料編に掲載する。

ア　洪水時の指定緊急避難場所

イ　土砂災害時の指定緊急避難場所

ウ　地震時の指定緊急避難場所

＊避難場所及び避難所は、参考資料編 56 頁～58 頁参照

4　風水害時における避難対象区域

本町における風水害時の避難対象区域は以下のとおりである。

災害の種別	避難対象区域	備考
土砂災害	土砂災害警戒区域等に指定された区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	
	地すべり防止区域	
	その他現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある地域	
水　　害	田原川の浸水想定区域に指定された区域	0.5m以上の浸水深の区域
	その他現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある地域	

5　風水害に関する避難基準

台風や集中豪雨により災害が発生しうる状況となった場合又は災害が発生した場合に、迅速に避難を行うための基準を定める。避難基準は、雨量・水位・土砂災害警戒情報等から総合的に判断する。

(1) 避難についての基本的な考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないため、災害の推移に応じ、より早期に避難を開始することにより、人命の安全を守る。

(2) 避難指示発令の考え方

避難指示等発令の基準や手順を整備し、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示等を発令することにより、災害時における迅速な避難を確保し住民の安全を守る。

町は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき、又は避難指示を夜間に発令するおそれがあると認められるときは、早い段階で高齢者等避難を発令して指定緊急避難場所を開設し、災害危険区域に居住する住民の的確な避難を確保する。

また、危険な状況が進展した場合には避難指示を発令し、これを周知徹底する。

夜間の避難や避難が遅れて、洪水等により指定緊急避難場所への避難が危険となる場合については、避難時における被災を回避するため、水害の危険区域に居住する住民に対して、屋内での退避（住宅の2階など安全な場所への垂直避難）等の安全確保措置を積極的に活用する。なお、土砂災害警戒区域等に居住する住民については、人命の安全を確保するため、屋内安全確保ではなく指定緊急避難場所への立ち退き避難とする。

町は、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(3) 避難指示等の種類

避難指示等は、次表の３つとし、的確な避難を確保する。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
レベル３	高齢者等避難	・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれがある状況	**高齢者等避難** ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）（注１） ・上記以外の者は、必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難準備、及び自主的に避難
レベル４	避難指示	・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき段階であり、災害が発生するおそれが高い状況	**全員避難** ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）
レベル５	緊急安全確保（注２）	・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険である段階であり、災害が発生又は切迫している状況	**命の危険　直ちに安全確保！** ・立ち退き避難から行動を変容し、相対的に安全な場所へ直ちに移動等 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、とったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注１　立ち退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、計画的に上階への移動や高層階での待避をすること。

注２　必ず発令されるとは限らない。

(4) 避難指示等の発令基準

ア　土砂災害における発令基準

雨量及び京都府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）の判定区分等により、以下のとおり設定する。

［土砂災害における発令基準］

レベル相当情報	避難情報	土砂災害警戒区域等
警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、「警戒（赤）」と判定されたとき ○気象情報から総合的に判断し、必要と認めたとき ・夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき ・国土交通省ＸＲＡＩＮによる豪雨箇所 ・前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化）が発見されたとき
警戒レベル4相当情報	避難指示	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）」と判定されたとき ○気象情報から総合的に判断し、必要と認めたとき ・大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・国土交通省ＸＲＡＩＮによる豪雨箇所 ・前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生、山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき
警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）」と判定されたとき ○気象情報から総合的に判断し、必要と認めたとき ・国土交通省ＸＲＡＩＮによる豪雨箇所 ・前兆現象等の状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断したとき ・土砂災害が発生したとき

イ　洪水（水害）における発令基準

雨量及び田原川の水位（水位観測所：荒木）等により、以下のとおり設定する。

［洪水（水害）における発令基準］

レベル相当情報	避難情報	水位周知河川（田原川）
警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	○田原川の水位が1.40m（避難判断水位）に到達したとき （ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき） ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「警戒」（赤）が出現したとき
警戒レベル4相当情報	避難指示	○田原川の水位が1.70m（氾濫危険水位（特別警戒水位））に到達したとき （ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき） ○堤防の決壊等につながるような漏水等が発見された場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「危険（紫）」が出現したとき
警戒レベル5相当情報	緊急安全確保	○堤防が決壊した場合、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、「災害切迫（黒）」が出現したとき

※田原川以外の河川については、降雨状況及び河川の増水状況等により判断

ウ　避難指示等の発令時における留意事項

近年、避難時における被災、特に夜間における被災事例が多発している。よって、避難時における被災を回避するため、以下の点に留意して避難指示等を発令する。

(ｱ) 避難指示等については、降雨状況を総合的に判断して、極力日没前に発令する。

(ｲ) 水害の避難指示について、浸水深の深くない地区については「垂直避難（住宅の2階以上に上がる）」を避難行動に含める。

(ｳ) 土砂災害の避難指示について、極力日没前に発令することとするが、夜間に想定外の事態が発生した場合は、夜間においても避難指示を発令する。

(5) 避難が必要な地域についての住民への周知

町は、水害及び土砂災害の危険がある区域（避難対象区域）を明確にし、住民に対してハザードマップ等により周知を図るとともに、避難指示等の基準、指定緊急避難場所等について、周知徹底を図る。

(6) 避難指示等の発令対象区域の明確化

町は、避難指示等の発令にあたっては、土砂災害、水害それぞれについて、発令対象区域を明確にする。

6　避難路の整備計画

(1) 整備方針

災害が発生した場合、住民が少しでも迅速に指定された安全な指定緊急避難場所に避難できるように、避難路の指定・整備を推進する。

(2) 計画

ア　避難路の条件

危険区域及び危険箇所を通過する経路はできるだけ避けて、安全に指定緊急避難場所へ誘導できる避難路を検討する。

(ｱ) 避難路は、緊急車両の通行や延焼の危険のない幅員を確保する

(ｲ) 避難路は相互に交差しないこと

(ｳ) 危険物施設等による火災・爆発等の危険性が少ないこと

(ｴ) 浸水等により通行不能になるおそれがないこと

イ　避難路の整備

(ｱ) 最寄り指定緊急避難場所への誘導標識、誘導灯の設置

(ｲ) 避難路上の障害物の除去

ウ　避難路の指定

国道 307 号、府道宇治木屋線、府道宇治田原大石東線並びにそれらと住宅地及び指定緊急避難場所をつなぐ町道を避難路として指定する。また、危険区域及び危険箇所を通過する経路をできるだけ避けることとし、安全に住民を指定緊急避難場所へ誘導できる避難路の整備を検討する。

エ　避難場所への誘導方法

指定緊急避難場所への誘導は、避難対象地区の自主防災組織、区・自治会、消防団員、町職員、警察官が連携して行うものとし、あらかじめ避難誘導体制の整備を推進する。

7　避難に関する情報の周知

(1) 基本方針

指定緊急避難場所・避難方法等について、平素から地域及び職場・学校での周知徹底を図る。

また、「災害時避難マニュアル」を作成して、気象情報等を踏まえた避難対象区域、避難指示等の判断基準、迅速かつ円滑な情報伝達方法、指定緊急避難場所開設に伴う被災者救護措置等を明確にし、洪水、土砂災害等の災害から住民の生命を守る。

(2) 避難に関する情報の周知方法

避難に関する情報（避難情報の種類、発令基準、避難方法等）について、広報紙やハザードマップ等を通じて、住民に対する周知を図るとともに、地区ごとに災害（水害や土砂災害）を想定した避難訓練を実施する。

また、地区ごとに、次のような事項からなる避難方法をあらかじめ定め、住民に周知徹底を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

ア　情報連絡体制

イ　避難場所

ウ　避難経路

8　孤立するおそれのある地区の避難対策

(1) 孤立するおそれのある地区の把握

本町の中心部と幹線道路で接続している地区で、風水害等の災害発生時に土砂災害

等により交通が分断されるおそれのある地区を「孤立するおそれのある地区」と位置づけ、特別の避難対策を実施する。

また、幹線道路に係る土砂災害等の危険性を調査・分析し、「孤立するおそれのある地区」の把握に努める。

(2) 食料・飲料水の備蓄

災害時において、「孤立するおそれのある地区」の安全な住民生活を確保するため、地区内における食料・飲料水の備蓄を推進する。

(3) 情報連絡方法

災害時において、「孤立するおそれのある地区」と情報連絡を確保し、住民の安全を確保するため、情報伝達システムの整備を検討する。

9　避難行動要支援者の避難支援計画

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等の災害時における避難行動等に困難が生じる要配慮者に対して、災害時に、町、福祉関係機関、警察署、地域住民等が実施する避難支援等に関する計画を定めることにより、災害による要配慮者の被害防止を図る。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制

避難行動要支援者（災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの）及び観光客、外国人等の情報支援要配慮者等を対象とし、それぞれのニーズに対応した支援体制を整備する。

(2) 避難行動要支援者避難支援計画の見直し

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）を町地域防災計画の下位計画として必要に応じて、見直しを図る。

(3) 避難行動要支援者避難支援の実施体制

避難行動要支援者への避難支援は、以下の機関、組織等が相互に連携して実施する。

ア　町

町は、災害時における避難行動要支援者の支援を系統的に進めるため、庁内に避難行動要支援者避難支援の横断的な組織を設置する。

庁内の避難行動要支援者避難支援組織は、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」の見直しを図るとともに、関係機関・団体等と連携して「個別避難計画」の策定を推進し、避難方法の具体化を図る。また、避難行動要支援者避難支援に必要な施設、資機材等の整備を併せて推進する。

イ　民生委員・児童委員、介護保険事業者等の福祉関係者

民生委員・児童委員、介護保険事業者等の福祉関係者は、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」及び「個別避難計画」に基づいて、他の団体等と相互に協力して災害時における要配慮者支援にあたる。

ウ　自治会及び自主防災組織

自治会及び自主防災組織は、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」及び「個別避難計画」に基づいて、住民、福祉関係団体等と相互に協力して、災害時における地区ごとの避難行動要支援者避難支援にあたる。

(4) 避難行動要支援者情報の把握と避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者として想定される高齢者、障がい者等の情報について、日頃より、個人情報保護に配慮しつつ収集し、以下により関係者間で情報の共有を図る。

ア　避難行動要支援者基礎データの作成

避難行動要支援者に関する必要な情報を町の内部で共有するものとして、避難行動要支援者基礎データを作成する。避難行動要支援者基礎データは、町内部のデータとして保持し、町以外に公開せず大規模災害時における避難行動要支援者の安否確認等に活用する。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者基礎データを基に、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための資料として、以下の者からなる避難行動要支援者名簿を作成する。

(ｱ) 要介護認定 3～5 を受けている者

(ｲ) 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）

(ｳ) 療育手帳Ａを所持する知的障がい者

(ｴ) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者

(ｵ) 町の障がい福祉サービスを受けている難病患者

(ｶ) 上記以外で区（自治会）が支援の必要を認めた者

ウ　避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者については、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会その他の避難支援等関係者に名簿を提供することで、災害時における在宅避難行動要支援者の安否確認や要配慮者支援等を円滑に行える体制を構築する。名簿の提供にあたっては、情報漏洩の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

エ　避難行動要支援者名簿の更新

町は、名簿の内容に異動等がないか年に 1 回定期的な更新確認を行う他、日常の業務等の中で情報の変更が必要になったときは随時更新を行い、最新情報を共有できるよう努める。

オ　名簿情報の適正管理

町は、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保するため、避難行動要支援者名簿を適正に管理する。避難支援等関係者は、災害対策基本法第 49 条の 13 において、提供された名簿情報について、守秘義務が課せられていることに十分に留意し、必要以上に複製しないなど、名簿情報を適切に管理する。

町は、名簿情報提供時（更新を含む。）及びその他の機会において、避難支援等関係者に対し名簿の取扱いについて指導する。

カ　名簿情報の共有

町は、避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた場合、その情報を町と避難支援等関係者間で共有する。

キ　避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者等の安全確保を図るため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成する段階で、地域住民全体で話し合って、ルールを決め、避難行動要支援者に対する避難支援については、避難支援等関係者等が全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを、あらかじめ避難行動要支援者に理解してもらうように努める。

(5) 避難行動要支援者に対する支援計画

ア　防災知識の普及

町は、避難行動要支援者及びその家族に対しては、パンフレット等の配布、地域の防災訓練等への積極的な参加などにより災害に対する基礎的知識の理解を高めるように努める。

イ　避難支援システムの整備

(ｱ) 個別避難計画の作成

「避難行動要支援者避難支援組織」は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別の「個別避難計画」を作成する。

(ｲ) 緊急通報システム等の整備

町は、民生委員・児童委員や近隣住民の協力を得て、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障がい者等の安全を確保するため、緊急時に通報できるシステムの設置や拡充に努める。

また、在宅高齢者等の安全を確保するためには隣近所の助け合い精神が必要であることから、各地域における地域住民の協力体制整備を推進する。

(ｳ) 情報伝達体制の確立

各地域における情報伝達に加え、次の事項に基づき、連絡体制の整備を図る。

・要支援の程度に応じた情報伝達手段の検討
・社会福祉協議会、自主防災組織、区・自治会、民生委員・児童委員等から直接連絡が届く体制等の整備
・携帯電話等の通信機器を用いた情報伝達体制の整備

(ｴ) 安否確認体制の確立

町は、災害時における在宅時要支援者の安否確認体制を整備する。また、安否確認体制を強化するため、平常時から次の事項を整備する。

・プライバシーに配慮した避難行動要支援者名簿の整備
・町職員、社会福祉協議会、ケアマネジャー等の福祉関係職員、福祉関係者による災害発生直後の安否確認体制の確立
・自主防災組織、区・自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保
・警察、消防署等との連携

(ｵ) 自主防災組織の体制強化

・自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により、援助を必要とする避難行動要支援者の実態把握に努める。
・発災後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族や近隣住民であることから、自主防災組織は、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど、住民自らの活動

力の向上を図る。

(ｶ) 防災訓練の充実

町や自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

(ｷ) 要支援程度別の支援

要介護者、障がい者等、避難行動要支援者一人ひとりの特性、適切な避難行動を実施するのに必要な支援を個別・具体的に確認及び把握しておくものとする。

(ｸ) 生活支援体制及び健康管理体制の構築

避難所での避難行動要支援者の生活を支援する体制を整備する。また、保健師、看護師等による巡回の実施により避難所における避難行動要支援者の体調管理を行う体制を構築する。

(ｹ) 避難所における避難行動要支援者相談窓口の設置

避難所に「避難行動要支援者相談窓口」を設置し、避難行動要支援者の避難所におけるニーズ（要望）を的確に把握する体制を整備する。

ウ　避難に必要な施設整備等

(ｱ) 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりの推進

・避難路の整備及び確保

社会福祉施設等や避難所に至るまでの避難経路を点検し、避難する際に障がいとなる箇所を要改善箇所として位置付け、計画的な改善に努める。

・指定避難所のバリアフリー化の推進

指定避難所となる施設については、施設利用や移動、情報伝達等のバリアフリー化に努める。

(ｲ) 緊急入所施設の整備

日常的に専門的介助・援助が必要で避難所での対応が難しい者に対し提供する施設として、町内の社会福祉施設等の中から避難行動要支援者の緊急受入れが可能な施設をあらかじめ把握し、災害時の利用に関する協定の締結等に努める。

エ　要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

町は、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設について、以下により警戒避難体制の整備等を図る。

(ｱ) 当該施設の名称及び所在地のリストアップ

(ｲ) 洪水に関する予警報や土砂災害に関する情報伝達方法の確立

(ｳ) ハザードマップの配布による災害危険情報の周知

オ　要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の管理者は、災害時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。

町は、避難確保計画の作成を支援し、訓練等を通じて実行化を図る。

10　避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、「避難指示等の判断・伝達マ

ニュアル」を作成する。また、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、独自に避難計画の作成に努める。

第４　避難生活計画

災害時において住民の安全で快適な生活を確保することが重要な課題であると位置づけ、避難所の指定、避難所運営訓練等の実施により、災害発生時の円滑な避難所運営に努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資が確実に届くよう、支援体制の整備に努める。

１　指定避難所の指定

災害が発生した場合に住民の安全な避難生活を確保するために、町は政令で定める基準に適合する施設を、管理者の同意を得て、指定避難所として指定する。

指定避難所については、住民及び自治会に対して周知徹底を図るとともに、京都府知事に報告する。

(1) 指定避難所の基準（政令で定める基準）

ア　避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者（「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ　速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

エ　車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ　要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令で定める基準に適合するものであること。

(2) 指定避難所の指定方針

町の指定避難所を次のとおり指定する。

種類	概要	指定施設
指定避難所	災害時に立ち退き避難した住民が生活する施設であり、小中学校体育館やその他の施設とする。	小中学校やその他の施設

(3) 指定避難所の配置方針

指定避難所は、災害時に立ち退き避難した住民が生活する施設であり、以下の事項を勘案して配置する。

ア　小学校区、自治会等を基本にバランス良く配置する。

イ　地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して配置する。

ウ　防災拠点との位置関係を考慮して配置する。

(4) 指定避難所の必要機能

指定避難所は、以下の条件を満たすものとする。このため指定避難所のうち、これら

の条件を満たさないものについては、必要な整備を行う。

ア　鉄筋コンクリート造の建築物で耐震性を有するもの

イ　各施設における収容人員は、有効面積（延床面積から通路やトイレ等特殊室を除いた面積）に対し、1人2㎡以上として算出したものとする。

ウ　各避難所には給水施設を整備する。

エ　有線電話、防災行政無線、テレビ、情報通信機器等を具備する。

オ　食料品・寝具等必要な物資の備蓄

カ　高齢者、障がい者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等の整備

キ　負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備

ク　避難行動要支援者に対応可能な福祉避難コーナーの整備

ケ　救護用資機材の整備

(5) 指定避難所の指定にあたっての注意事項等

ア　管理者の同意

町は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（町を除く）の同意を得るものとする。

イ　京都府への通知

町は、指定避難所を指定したときは、その旨を京都府知事に通知するとともに公示する。

ウ　指定の取消

町は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を京都府知事に通知するとともに公示する。

エ　住民への周知

町は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する。

(6) 指定避難所の指定

町の指定避難所は参考資料編に掲載する。

＊避難場所及び避難所は、参考資料編 56 頁～58 頁参照

2　指定避難所の整備

町は、指定避難所について、管理者（設置者）等と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材（天井等）についても、耐震対策を図る。

(2) 設備の充実による避難施設としての機能強化

ア　非常用電源、自家発電機

イ　衛星携帯電話等複数の通信手段

ウ　照明設備

エ　食料、飲料水、生活用品

オ　マスクや手指消毒液
カ　暖房器具
キ　マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
ク　簡易トイレ
ケ　パーティション　等

(3) 要配慮者、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

ア　紙おむつ等の介護用品
イ　高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
ウ　生理用品
エ　粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(4) 鍵の分散管理

町は、鍵の不在によるリスクを回避するため、指定避難所の鍵を近隣居住者複数に管理させるなど、迅速・確実な避難所開設を目指すよう努める。

(5) 福祉避難所等の整備

避難行動要支援者の避難において、一般の避難所が適切でないと判断される場合等、福祉避難所の確保が必要な場合に備え、老人福祉センター「やすらぎ荘」、保健センター等を福祉避難所に指定する。

なお、福祉避難所への収容ができない場合に備えて、避難所（小学校等）に福祉避難コーナーを整備し、要配慮者のニーズに対応する。なお、福祉避難コーナーについては、保健室や特別教室等を充てることとする。

また、粉ミルクや柔らかい食品等、特別な食事を必要とする者に対する当該食料の提供に配慮する。

表　福祉避難所一覧

名　称	所在地	備考
老人福祉センター「やすらぎ荘」	大字荒木小字天皇 2	土砂災害に対し、安全な場合に使用
保健センター	大字立川小字坂口 18-1	
サンビレッジ宇治田原	大字禅定寺小字砂川 115-1	土砂災害に対し、安全な場合に使用
グループホーム「くるみの家」	大字郷之口小字中林 13-1	

(6) 新型インフルエンザ等の感染者発生に備えた対策

新型インフルエンザ等の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、避難所における避難者の過密を抑制するための分散避難等が可能となるよう、災害発生時における避難所収容人数を考慮した上で、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所等を開設できるよう、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を確保する。

また、平常時から各部署が連携して、避難者の健康状態の確認方法や避難所の衛生環境の確保方法、発熱、咳等の症状がある者が出た場合の対応方法、自宅療養者が被災した場合の対応方法をあらかじめ定めおく。

(7) 車中泊避難対策

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがあるため、町は、車中泊避難場所でのエコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備や支援物資の備蓄等を行う。また、一時的に車で避難する避難者に対応するため、府と協力し、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の施設管理者と開設のタイミング等について、事前調整を行う。

なお、住民の屋外避難にあたっては、指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

3　指定避難所の公表

町は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表する。

4　避難所の運営

町は、自治会、自主防災組織等と協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

(1) 避難所運営マニュアルの作成

町は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、避難所運営マニュアルを作成する。

避難所運営マニュアルについては、以下の事項を記述する。

ア　避難者による自治組織とその運営に係る事項

イ　避難者に対する情報伝達に係る事項

ウ　その他避難所の自主的な運営に必要な事項

エ　女性役員の指定等、女性参画に関する事項

(2) 住民等による避難所運営体制の整備

町は、円滑な避難所の運営を確保するため、自主防災組織等の住民による運営を中心に据える。また、避難所の施設管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

(3) 避難所開設・運営訓練の実施

町は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、地域の自治会や自主防災組織等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備える。

5　男女双方の視点やニーズ、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）への配慮

避難所運営責任者は、避難所の運営における女性役員の指定等、女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点等に配慮した運営ができるようにする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着等の女性による配布、避難所における安全の確保など、避難者のニーズに配慮した避難所となるよう努める。

また、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）なども性差に起因する負担が大きくなるため、避難所の運営には配慮に努める。

6　避難者、被災者の把握

避難所運営責任者は、避難者に係る情報を把握し、町本部等へ報告する体制を築く。ま

た、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町本部等に提供する仕組みづくりに努める。

7　避難所に滞在することができない被災者の生活環境確保

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

8　その他指定避難所の運営に必要な事項

(1) 避難所の運営担当者割当の作成

町は、災害時における指定避難所の迅速・円滑な開設・運営を確保するため、毎年、町職員の避難所運営担当者割当を作成する。

(2) 避難所運営に関するその他の必要事項

町は、避難所運営に関するその他の必要事項に関し、避難所運営マニュアルに明記する。

ア　避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法

イ　避難所等での応急教育、保育施設の開設

ウ　その他必要事項

9　広域避難・広域一時滞在の実施、受入れ

町は、町域の被災が甚大であり避難者を町内で収容するのが困難である等の場合、町外への広域避難及び広域一時滞在の実施を検討する。

また、他市町村若しくは府から避難者の受入れを求められた場合は、これに協力する。

第５　風水害・土砂災害時における避難フロー

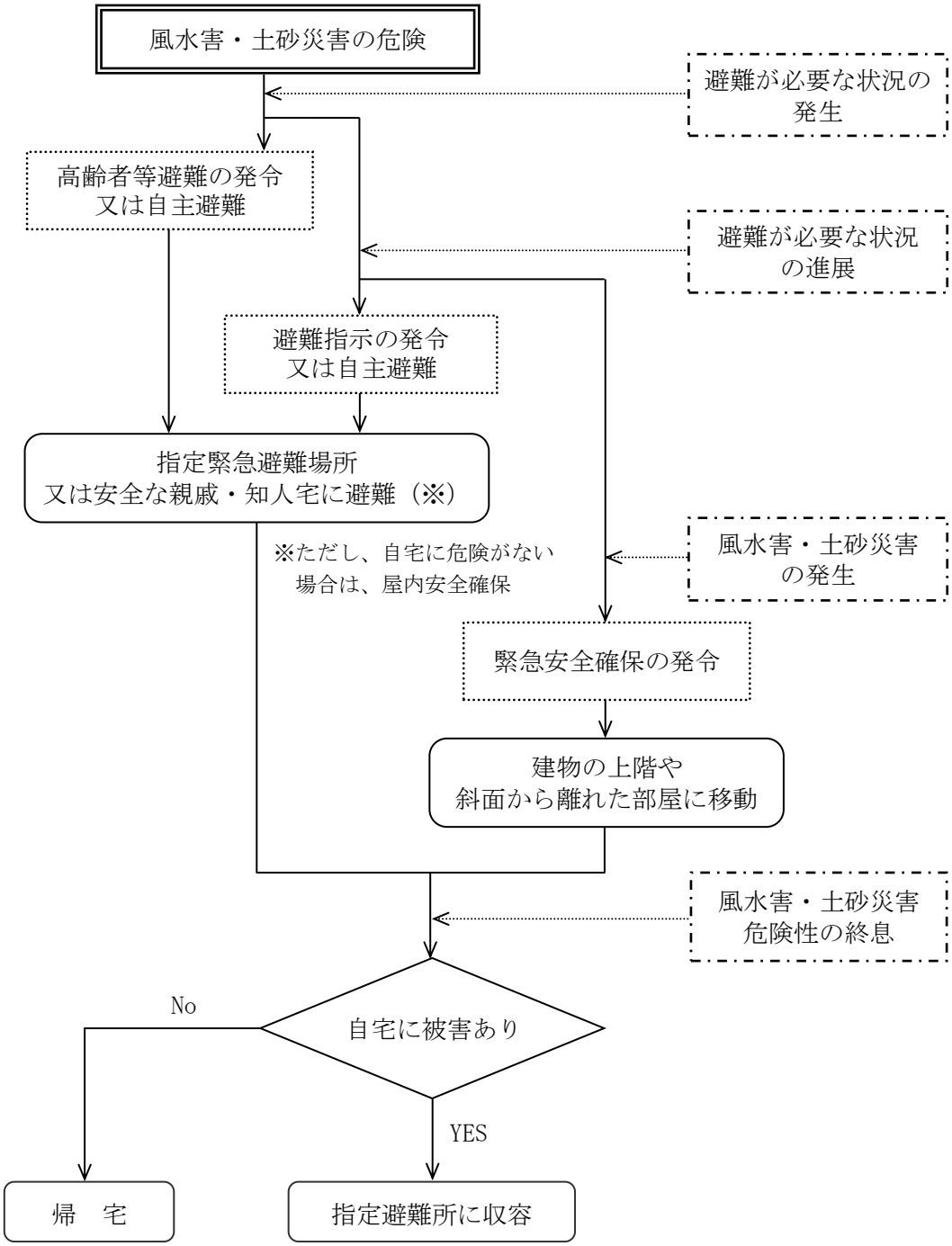

第 11 節　救急・救助、医療体制の整備

（健康対策課）

1　基本方針

災害時に多発する救急・救助要請と応急医療措置に対処するため、消防署や消防団等の防災関係機関の協力のもと、機動力の増強、資機材の整備及び初動医療体制の充実、医薬品の確保に努めるとともに、住民に対し、応急手当等の知識、技術の普及促進を図る。

2　計画

(1) 救護体制の整備

救急救助に対処するため、救急救護資機材の備蓄を推進し、医療機関との情報通信機能の確保と有機的な連携協力のもと、一貫性のある応急救護体制を確立する。

表　災害時に拠点となる医療施設

基幹災害拠点病院	京都第一赤十字病院	Tel 075-561-1121
地域災害拠点病院（山城北医療圏）	京都岡本記念病院	Tel 0774-48-5500
	宇治徳洲会病院	Tel 0774-20-1111

ア　基幹災害拠点病院は、医療品等資機材の備蓄、関係職員の研修・トリアージ訓練を行うとともに、災害時に救護班の編成、重傷病患者の受入れを行う。

イ　地域災害拠点病院は、医療品等資機材の備蓄を行い、基幹災害拠点病院における研修・トリアージ訓練等に関係職員を派遣するとともに、災害時には救護班の編成、重傷病患者の受入れを行う。

(2) 災害派遣医療チーム

災害派遣医療チームは、災害・事故等の急性期（発生後おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームであり、被災地に迅速に駆け付け、現地災害対策本部等の指示に従い、救出・救助部門と合同して、救急治療を行う。

(3) 自主救護能力の向上

住民の自主救護能力向上のため、応急救護の知識・技術の普及を行う。

(4) 初動医療体制の整備

ア　医療救護救護

災害時における負傷者等に対する医療救護活動が、迅速かつ適切に実施されるために必要な体制を整備する。そのために、医療機関との密接な連携を図り、災害時の応急医療に関する協力体制を確立する。

イ　医薬品の確保

初動医療活動に必要な医薬品について、綴喜医師会との連携をとりながら、備蓄配備を行う。

ウ　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用

災害時における医療機関の稼働状況等、災害医療に関わる情報を把握し、迅速かつ的確な救急・救護・医療活動を行うため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の入力操作等の研修や訓練を定期的に行う。

(5) 医療救護所の設置

災害時における医療救護を円滑に実施するため、医療救護拠点の保健センターに医療救護所、小中学校等の保健室等に地区医療救護所を設置する体制を整備する。

第 12 節　上・下水道施設防災計画

（上下水道課）

第１　水道施設防災計画

１　整備方針

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最小限の生活用水を確保し、住民に供給する応急給水体制を整備する。

また、応急給水体制の確立のため、施設の防災性の強化に努める。

２　現況

本町の給水施設は以下のとおりである。

表　給水施設整備状況

名　称	給水区域	給水人口	給水量	水源種別取水方法	浄水方法	創設年度
宇治田原町上水道	【宇治田原町】 高尾、郷之口、贄田、南、荒木、岩山、禅定寺、立川、湯屋谷及び奥山田区域内のそれぞれ一部、銘城台及び緑苑坂の区域内 【城陽市】 寺田奥山、富野長谷山、奈島池ノ首のそれぞれ一部 【久御山町】 佐古梶石の一部	人 8,727	㎥/日 3,472 (398 ﾘｯﾄﾙ/人)	浅層地下水 深層地下水 表流水	急速濾過	昭和47年

（令和５年３月現在）

３　計画

現在実施中の上水道第 4 次拡張事業（計画給水人口 8,930 人、計画給水量（日最大）6,110 ㎥／日）において、災害時の給水体制の整備を推進する。

(1) 災害時給水量の確保

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制を確立する。最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

表　災害時の給水量

飲料水の確保	１人１日３ﾘｯﾄﾙ
最低限の生活用水の確保	１人１日 17 ﾘｯﾄﾙ
計	１人１日 20 ﾘｯﾄﾙ

(2) 災害時応急体制の整備

災害時における職員の役割分担、関係機関との連絡体制、水道事業者相互間の協力体

制を整備する。

(3) 災害時給水拠点の整備

計画 1 日最大給水量 12 時間分の配水池容量を確保し、耐震化を行う。

(4) 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、必要な資機材の備蓄や給水用資機材取扱業者等への要請により、緊急時に資機材が調達できるように努める。

第２　下水道施設防災計画

１　整備方針

災害時においても、下水道機能を保持することができるように、重要施設の耐震・耐水性の強化、被災を想定して被害の最小化を図る減災に努める。

また、被災時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制の確立に努める。

２　現況

本町の下水道施設は以下のとおりである。

表　公共下水道普及状況

	現　況	全 体 計 画
処理区域	郷之口、贄田、南、荒木、岩山、立川、銘城台、禅定寺	郷之口、贄田、南、荒木、岩山、立川、銘城台、禅定寺、湯屋谷、緑苑坂
処理区域面積	298 ha	497.9 ha
処理区域人口	7,826 人	9,500 人
日最大汚水量	2,002 ㎥	4,900 ㎥
排除方式	分流式下水道	分流式下水道

（令和 5 年 3 月現在）

表　公共下水道施設整備状況

	現　況	備　考
管渠	67,122m	自然流下管 65,561m 圧送管 1,561m
マンホールポンプ場	35 基場	うち 5 基場 宅内ポンプ
郷之口中継ポンプ場	150 ㎥/時（ポンプ能力）	150 ㎥/時（全体計画）
宇治田原浄化センター	4,900 ㎥/日（日最大汚水量）	7,100 ㎥/日（全体計画）

（令和 5 年 3 月現在）

３　計画

(1) 施設の災害対策

下水道施設の建設にあたっては、管渠、ポンプ場、終末処理場ごとに十分な耐震・耐水性を確保する。

(2) 下水道台帳等の整備

応急復旧活動に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理する。

(3) 非常配備体制等の整備

下水道施設の機能を維持するため、大雨洪水警報が発表された場合等には、パトロールによる点検を実施するなど災害警戒体制を強化する。また、非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成しておく。

(4) 応急対策及び復旧工事用資機材等の確保

被害状況調査用資機材及び応急復旧用資機材等について、あらかじめ調達方法及び保管場所等を定める。

第 13 節　食料・生活物資等の確保

（総務課）

第１　食料・生活物資供給体制の整備

１　整備方針

災害時の生活物資の確保については、自助・共助により行われる物資の確保を基本としつつ、町は、それを補完するために、生命・健康維持の観点での重点備蓄品目を中心とした備蓄を計画的に実施する。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合を想定し、府と十分な協議・調整の上、整備を図る。

２　計画

(1) 備蓄倉庫の整備

町は、被災者へ支給する食料・生活物資等を備蓄するため、町内に備蓄倉庫を計画的に整備している。

備蓄倉庫設置施設	場　所
住民体育館	大字岩山小字沼尻 37-1
田原小学校	大字郷之口小字中林 7
宇治田原小学校	大字岩山小字丸山 36
宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5

(2) 備蓄品の整備目標

町は、被災者へ支給する食料・生活物資等の 1 人あたりの支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品を整備している。今後も備蓄水準の維持を図る。

(3) 民間との協定促進

災害時に必要なもののすべてを町で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要な物は備蓄を行い、それ以外は民間からの流通備蓄により調達を図る必要がある。そのために、関連する民間関係団体等との協定締結を積極的に活用・推進する。なお、災害時に備え、協定締結事業者の在庫確認を適宜実施する。

ア　ある程度の在庫の積増し依頼

イ　在庫の優先的な供給依頼

(4) 自主備蓄目標

備蓄は流通備蓄を原則とするが、災害時に緊急に必要となる水容器、主食、毛布については、「京都府地震被害想定調査による被害予測」を踏まえ、下記数量を自主備蓄目標として整備を図る。

＜水容器の整備目標＞

水容器備蓄目標数	避難所避難割合	人　口	世帯数
1,710個	49.9%	8,911人	3,421世帯

＊避難所避難割合は、最も数値の高い奈良盆地東縁断層帯モデルの数値を採用している。

＊水容器の備蓄目標は、世帯数に避難所避難割合を乗じた数量を目標に備蓄する。（数値は10未満を切り上げ）

＊人口・世帯数は、令和2年国勢調査人口による。（食料、毛布についても同様）

＜食料の備蓄目標＞

食料備蓄目標	避難所避難割合	人　口
2,230食	49.9%	8,911人

＊食料の備蓄目標は、人口に避難割合の50%を乗じた人員の食料とし、被災当初に必要な米などの数量の1食分とする。（数値は10未満を切り上げ）

＜生活必需品（毛布）の備蓄目標＞

毛布備蓄目標	避難所避難割合	人　口
2,230枚	49.9%	8,911人

＊毛布の備蓄枚数は、人口に避難割合の50%を乗じた人員分とする。（数値は10未満を切り上げ）

(5) 物資の集積場所

町内又は町外の業者から調達した物資及び近隣市町村から送付された応援物資については、下記の場所に集積し円滑な配分を進める。

ただし、総合文化センターについては、車中泊避難場所も兼ねているため、当該駐車場を車中泊避難場所として開設する場合は、事前に物資の集積場所の確保を行う。

物資集積場所	場　所
総合文化センター	大字岩山小字沼尻 46-1
宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5

(6) 備蓄意識の高揚

町は、住民に対し、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組み（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において 3 日分（7 日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるとともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行うよう広報啓発する。

第２　防災資機材等の整備

１　整備方針

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、災害時にその機能を適切に発揮できるよう、点検整備を実施する。

また、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等の配備を検討する。

2　計画

(1) 資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次補充を行う。

(2) 防災用資機材庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食料等とともに、避難救助用資機材等の整備を図る。

ア　町内における防災用資機材庫の設置

イ　庁舎付近における緊急資材置場の確保

ウ　避難施設における医薬品・救護用機器等の整備

(3) 燃料の確保

町は、町内の石油販売店と協定等を締結し、災害時における燃料の緊急調達体制の整備に努める。

(4) 家庭動物の飼料等の確保

家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5 日分（7 日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。

第 14 節　自主防災組織等の育成・強化

（総務課）

1　基本方針

災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れ、活動能力が著しく低下することが予想される。このような事態において、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出・救護・避難等を行うことが必要になる。これらの自主的な防災活動を行うに際しては、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することにより、その効果が期待できる。したがって、地域あるいは施設ごとに、実状に応じた自主的な防災組織の育成・強化を進める。

なお、その際、女性をはじめとする多様な意見を反映させるため情報共有できる場を設けるとともに、各自が多様な視点を育むよう努めるものとする。

2　計画

(1) 啓蒙と指導

広報活動等を通じて自主防災組織の設置の重要性及び防災意識の高揚を図る。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実状に応じた適正な規模を単位として組織の設置を図る。

ア　住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ　住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 自主防災組織の体制整備

本町では、区・自治会組織を中心として自主的な防災活動が行われており、このような活動の支援を行いながら、自主防災組織としての体制の整備を進める。また、各地区には消火活動や被災者の救助等のため消防団が組織されており、自主防災組織の整備に際しては、消防団と十分協力・連携を図る。

(4) 支援及び助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、自主防災計画の作成、運営、防災資機材及び防災訓練等について、町は支援や助言を行う。その際、女性や若者の参加促進及びリーダー育成に努める。

(5) 自主防災組織規約等

自主防災組織は、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

(6) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するために効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定める。なお、防災計画には次の事項を記載する。

ア　地域及びその周辺における災害による危険が予想される場所の点検及び災害対策

イ　災害時に必要な情報の内容と入手方法

ウ　避難行動を判断するための目安の設定と地域住民への周知（特に、土砂災害警戒区域がある地域や洪水浸水想定区域で浸水が深い地域等）

エ　自主防災リーダーや避難を呼びかける者等の役割分担

オ　自主防災訓練の時期及び内容等

カ　防災機関、災害対策本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等（特に、消防団員や民生委員等との連携）

キ　出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知、点検整備

ク　避難場所（指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所を含む。）、避難経路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資の検討

ケ　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設

コ　その他自主的な防災に関すること

(7) 施設の自主防災計画

学校や中高層建築物など多数の者が出入りし、利用する施設、石油・ガス等の危険物を製造保管する施設、又は多人数が従事する事業所においては、火災の発生、危険物の流出、爆発等による大規模な災害が発生するおそれがある。したがって、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は自主防災組織（自衛消防組織）を編成し、あらかじめ消防・防災計画を立てておく。

ア　対象施設

(ｱ) 中高層建築物、学校等多数の者が利用又は出入りする施設

(ｲ) 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

(ｳ) 多人数が従事する工場、事務所等で、自主防災組織を設け、災害防止にあたることが効果的であると認められる施設

(ｴ) 複合用途施設

イ　自主防災計画の策定

自主防災計画の内容については、上記(6)に準じる。

(8) 地区防災計画作成の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第 15 節　防災知識の普及

（総務課）

1　基本方針

町及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育による防災知識の普及を推進し、相互協力のもと、住民に対して防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

また、住民に対して、早期に避難することや「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとることの重要性を周知し、理解と協力を得るものとする。

さらに、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイドライン等を策定し、被災時の男女双方の視点やニーズの違い、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）等に十分配慮するよう努めるものとする。

2　計画

(1) 防災知識の普及

ア　住民に対する防災知識の普及

(ｱ) 実施方法

防災知識の普及は、次の手段等により実施する。

a　広報紙、ハザードマップ及び回覧文書の配布

b　チラシ、ポスター等印刷物の配布

c　町が主催する研修の場等

(ｲ) 普及すべき内容

a　宇治田原町地域防災計画の概要

災害対策基本法第 42 条第 5 項により、「宇治田原町地域防災計画」の要旨を公表する。

b　災害予防の知識

各世帯に対して、災害防止のために事前に普及を要する防災知識の広報に努める。

（例示：火災の防止、台風時における非常食・非常持ち出し品・停電時の照明・屋根や雨戸等の家屋の補強・排水溝等の整備等）

c　災害時の心得

各世帯が、災害の発生又は発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項について、ハザードマップ等で広報する。

(a) 風水害に関する基礎知識

(b) 災害発生時の心得

(c) 正しい情報の受理と伝達

(d) 災害危険箇所の周知

(e) 家族の災害・避難カード（水害等避難行動タイムラインの簡易版）の作成

イ　園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

園児・児童・生徒の発達段階や学校等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

ウ　事業所に対する防災知識の普及

(ｱ) 防火管理者、危険物取扱者に対する講習を実施する。

(ｲ) 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

エ　防災週間の周知徹底

8 月 30 日～9 月 5 日は、防災週間とされている。防災知識の普及強化のため、特にこの週間には、防災行事を実施する。

(2) 町職員に対する防災教育

災害対策の成否は、町職員の防災知識・心構えが重要な要素になる。したがって、あらゆる機会を利用して、町職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

ア　研修の実施

町職員に対する防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るため、定期的に防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について、研修を行う。

(ｱ) 防災研修

次の事項について、防災研修を行う。

a　災害時活動の概要

b　防災関係職員としての心構え

c　役割の分担

d　防災資機材等の取扱方法

(ｲ) その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修・講習会を開催するよう努めるとともに、防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

第 16 節　防災訓練

（総務課）

1　基本方針

災害時に防災活動を円滑に実施するため、各防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点を置く総合的な防災訓練を実施するとともに、町・消防署及び消防団の連携のもとに地域単位での各種防災訓練を実施する。その際、被災時の男女双方の視点やニーズの違い、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）等に十分配慮するよう努めるものとする。

また、各防災関係機関においても個別訓練を行い、防災活動の円滑化を推進する。

なお、訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、住民主体型の訓練内容、実践的な訓練内容となるよう配慮する。

2　計画

防災訓練の種類は次のとおりとする。

(1) 総合防災訓練

大規模な水害、土砂災害、火災等を考慮し、町及び防災関係機関が住民と一体となって、総合的な訓練を実施する。

ア　実施方法

防災訓練実施要項を定め実施する。

イ　参加機関

町、消防署、消防団、自主防災組織、近隣自治体、防災関係機関、小中学校、保育所、民間協力団体等

ウ　訓練内容（例）

災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、救急・救助訓練、道路啓開訓練、救助物資輸送配布訓練、応急給水訓練、炊出し訓練、避難所開設訓練

(2) 水防訓練

水防管理団体が、水防活動の円滑な遂行を図るため実施する。

ア　訓練内容

水位・雨量の観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法、気象警報の伝達等

(3) 地域防災訓練

自主防災組織、区・自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を消防署、消防団、警察署等の協力のもとに実施する。

ア　訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、応急給水訓練、炊出し訓練、その他の訓練

(4) 町職員の参集訓練

庁舎及び各施設の非常配備体制を確保し、各防災関係機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。

ア　訓練内容

非常召集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部運営訓練

(5) 保育所、小中学校等の防災訓練

保育所、小中学校等における防災訓練を年１回以上行う。

ア　園児、児童・生徒の避難訓練

イ　保育士、教職員の避難誘導訓練

(6) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、各防災関係機関で定める訓練計画により実施する。

第 17 節　要配慮者に係る対策

（総務課、福祉課、健康対策課、子育て支援課）

1　基本方針

災害発生時には高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）は災害の影響を受けやすく、また、自力避難などが困難な者が多い。

要配慮者は、避難所等災害後の生活においても生活上の支障を生じることが予想され、災害時にこれらの者に対して必要な支援策を円滑に実施できるよう、あらかじめ対象者の把握、設備の点検、指導・啓発等の対策を講じるものである。

2　計画

(1) 要配慮者の把握

ア　対象者の範囲

防災上把握を必要とする要配慮者は、おおむね在宅で生活を営む次のような高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児とする。

(ｱ) 乳幼児、妊産婦で日常的に援護が必要な者

(ｲ) 高齢者で、日常的に援護が必要な者

(ｳ) 身体障がい者（視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部障がい等）で、日常的に援護が必要な者

(ｴ) 知的障がい者（児）で、日常的に援護が必要な者

(ｵ) 精神障がい者で、本人等からあらかじめ申し出がある者

(ｶ) 母子世帯・父子世帯の児童

(ｷ) 疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な者

(ｸ) その他単身・高齢者世帯で、援護が必要な者

イ　要配慮者マップの作成

府等の協力を得ながら、上記の対象者をあらかじめ把握し、地区ごとにマップを作成しておく。

(2) 要配慮者の避難体制の構築

要配慮者の避難支援については、「第 10 節 避難に関する計画」による。

(3) 施設等における対策

ア　対象となる施設

対象となる施設は、病院・診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、保育所・幼稚園等の要配慮者が利用する施設とする。

イ　防災計画の策定

対象施設では、通所者の安全な避難を確保するため、災害発生時の動員体制や地域住民・消防団との連携等についての防災計画を策定する。

ウ　施設・設備の充実

災害発生時に施設の倒壊や火災が発生することのないよう、施設や設備の点検を常に行うとともに、施設や設備の整備・改善を行う。

(4) 外国人の安全確保対策

本町に居住する言葉が不自由な外国人居住者等の安全確保のため、避難支援対策を推進する。

ア　誘導標識

指定緊急避難場所及び指定避難所への誘導標識には、多言語化やシンボルマークの活用など図式化を進める。

イ　外国語ボランティア

外国語ボランティア等による外国人の方の避難支援、災害情報の提供に努める。

第 18 節　ボランティア活動の環境整備

（福祉課）

1　基本方針

大規模な災害時には被災住民の多様なニーズに即時に対応でき、柔軟できめの細かいボランティア活動は大きな役割を果たしている。災害時にボランティア活動が円滑に効果的に実施できるように環境整備を図る。

2　計画

(1) 災害ボランティアの育成

宇治田原町社会福祉協議会と連携を図り、応急救護をはじめ、災害情報提供活動等を行うボランティア組織の育成を図る。また、ボランティア組織等に対する防災教育、訓練等の充実を図る。

災害時のボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を推進する。

なお、専門ボランティアについては、宇治田原町社会福祉協議会のもとに登録制度を整備し、災害時における迅速な対応を図る。

(2) 災害ボランティアセンター設置による受入れ体制の整備

災害時には、宇治田原町社会福祉協議会等が「宇治田原町災害ボランティアセンター」を設置し、府、京都府社会福祉協議会、日本赤十字社京都府支部及びボランティア団体等が共同で設置する京都府災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の窓口として支援と調整にあたる。

(3) 災害ボランティアに関する啓発

町は、宇治田原町社会福祉協議会と連携を図りながら、住民に対し災害ボランティア活動の意義について、啓発を進める。

(4) 災害ボランティアの活動環境整備

宇治田原町災害ボランティアセンターは、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるようボランティアコーディネーターの養成及び登録、災害ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動に必要な資機材の整備、災害ボランティア活動マニュアルの作成等、必要な施策を実施するものとする。

第 19 節　災害時における支援及び受援体制の整備

（総務課）

1　基本方針

町内に、大規模災害が発生した場合、町の防災体制だけでは、これに対応することは困難となる。このため、大規模災害に備えて、あらかじめ他市町村との間で、広域に相互応援協定を締結し、災害対策の円滑な実施を図る。

また、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、被災自治体支援体制を整備する。

2　受援体制の整備

(1) 早期の応援要請

大規模災害時には、災害対策業務が激増するため、災害対策本部を設置し、全庁あげて対策に取り組む必要があるが、施設や職員の被災、災害時にも止められない災害時継続業務の存在や、土木・建築職員、保健師など専門的な人材の数には限りがあることなどから、町の能力（保有資源量）を越えてしまう場合がある。迅速・的確に対策を進めるためには、災害の規模を把握し、町で対応できるかどうか（応援要請が必要かどうか）を早期に判断したうえ、必要があれば応援を要請することが極めて重要である。

被害の全容が把握できない場合には、その時点で既に被害が対応能力を超えている可能性が高いため、府、災害時応援協定先に対して包括的な応援要請を行う。その際に、決裁手続きや文書、予算など事務的な要因で応援要請を躊躇することのないように留意する。また、大規模災害時には応援の遅れを招きかねないことから、災害救助法の適用が決定されていない段階であっても、応援要請を躊躇しないことが重要である。

(2) 相互応援協定締結の推進

大規模災害が発生した場合、広域の市町村間で相互に支援する体制は極めて有効である。よって、府内外を問わず、広域に市町村間の相互応援協定の締結を推進する。

相互応援協定は、災害が発生し独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他市町村に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

ア　受援要請の内容

受援要請の内容は、以下のとおりである。

(ｱ) 災害対策業務に従事する人員

(ｲ) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん

(ｳ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供・あっせん

(ｴ) 救援及び救急活動に必要な車両等の提供及びあっせん

(ｵ) その他特に要請のあった事項

イ　受援要請等の手続き

受援を受けようとする場合は、以下の事項を明らかにして要請する。

(ｱ) 被害の状況

(ｲ) 物資、資機材の搬入を要請する場合

物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(ｳ) 人員の派遣を要請する場合

職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(3) 消防相互応援協定締結の推進

町は、消防本部と連携し、消防相互応援協定の締結を拡大し、相互応援の充実を図る。

(4) 企業及び団体等との協定締結の推進

町は、災害時に速やかに応急対策活動を実施するためには、民間の力を最大限活用することが不可欠である。よって、平常時において以下に示す協定を締結し、災害時に必要な資機材、物資等を円滑に調達する体制を整備する。

ア　災害時における必要物資の確保

イ　災害時における防災資機材、車両等の提供

ウ　災害時における人材の確保

エ　災害時における情報発信の代行

3　被災自治体支援体制の整備

東日本大震災の教訓に基づき、大規模広域災害に対する即応力の強化が求められ、緊急性の極めて高い応急措置に限定されていた応援の対象業務が、災害応急対策全般に拡大された。

この趣旨を踏まえ、広域災害や局地的な大災害が発生し、全国的規模による被災自治体支援が必要と判断される場合に備え、府と連携して支援体制を整備する。

(1) 被災自治体支援体制の整備

町は、広域災害や局地的な大災害が発生した場合、町長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な支援活動を実施する。

(2) 人材支援体制の整備

ア　町は、府と連携し、保健師、土木及び農業関係等、災害時に派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

イ　町は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時における相互の連携協力を確認しておく。

(3) 被災者受入れ体制の整備

町は、大量の被災者を長期間受入れる場合を想定し、宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅のあっせん等について、事業者と協議を行う。

(4) 支援活動の内容

主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

主な支援項目	備　考
義援金の募集	個人等からの義援金
給水活動の支援	給水車の派遣等
救援物資の募集及び送付	

主な支援項目	備　考
広域一時滞在場所の提供	被災者の受入れ
ボランティアの募集及び派遣	
支援要員の派遣	災害対策活動全般
備蓄品の提供	食料、生活必需品、資機材等
医薬品等の提供・保健師の派遣	
避難所運営の支援、その他の支援	

第 20 節　観光客保護・帰宅困難者対策計画

（総務課）

1　基本方針

町は、大規模広域災害が発生し、交通機関の運行停止や道路の損壊等が発生した場合、府や他市町村と連携して、観光客保護及び帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業等に周知徹底していく。

また、帰宅支援のため、帰宅支援拠点の確保、代替輸送の調整、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供など徒歩帰宅支援を行う。なお、帰宅支援拠点の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

2　観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後、町や府等の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて、普及啓発を行う。

(1) 二次被害の発生防止のため、発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」

(2) 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

(3) 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認

(4) 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する

(5) 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い

3　鉄道・道路等の情報共有のしくみの確立

府は、観光客保護・帰宅困難者対策の促進のため、関西広域連合・隣接府県・鉄道機関・バス協会などとの間で、情報のとりまとめ方法、情報提供のしくみを確立するとしている。

4　災害時帰宅支援ステーションの確保

府は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」（関西広域連合）を促進し、観光客・帰宅困難者支援体制を充実するとしており、町内において災害時帰宅支援ステーションを確保する。

5　事業所等への要請

(1) 町は、府と連携し、企業等に施設の耐震化・事務所設備等の転倒防止・ガラスの飛散防止などの安全化、飲料水・食料などの備蓄、一時宿泊場所の確保等について要請する。

(2) 町は、大規模災害時において、従業員の一斉帰宅行動の抑制を事業者に要請する。

(3) 重大な災害が発生するおそれがある場合には、事業所に対し、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等の自主的な措置を要請する。

(4) 発災直後の一斉帰宅の抑制等の帰宅困難者対策を含む事業所防災計画や事業継続計画（ＢＣＰ）等の策定を事業所に要請する。

6　観光客への支援の検討

(1) 町は、府及び他市町村と協力し、観光客等の災害時における的確な行動について、観光協会、旅行会社等と連携し周知・広報に努めるとともに、的確な情報提供が行えるよう情報提供体制の構築に努める。また、協定締結等により、一時退避場所や一時滞在施設の確保に努める。

(2) 外国人旅行者等に、多言語による情報の提供等外国人支援体制を検討する。

(3) ボランティア等の活用について検討する。

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制の整備

（総務班）

第１　計画の方針

この計画は、京都府南部地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において町が有する全機能を発揮して迅速、的確な防災活動を実施するための体制について定める。

第２　風水害時の配備体制

(1) 町域において大雨、洪水に関する注意報が発表され、町が定める基準に該当する場合、気象警戒体制を確立し、情報収集にあたる。

(2) 町域において大雨、洪水に関する警報が発表された場合、災害警戒体制を確立し、情報収集及び警戒にあたる。

(3) 町域において大雨、洪水に関する警報が発表され、町が定める基準に該当する場合、災害対策本部体制を確立し、情報収集、警戒及び応急対策にあたる。

■風水害時の配備体制

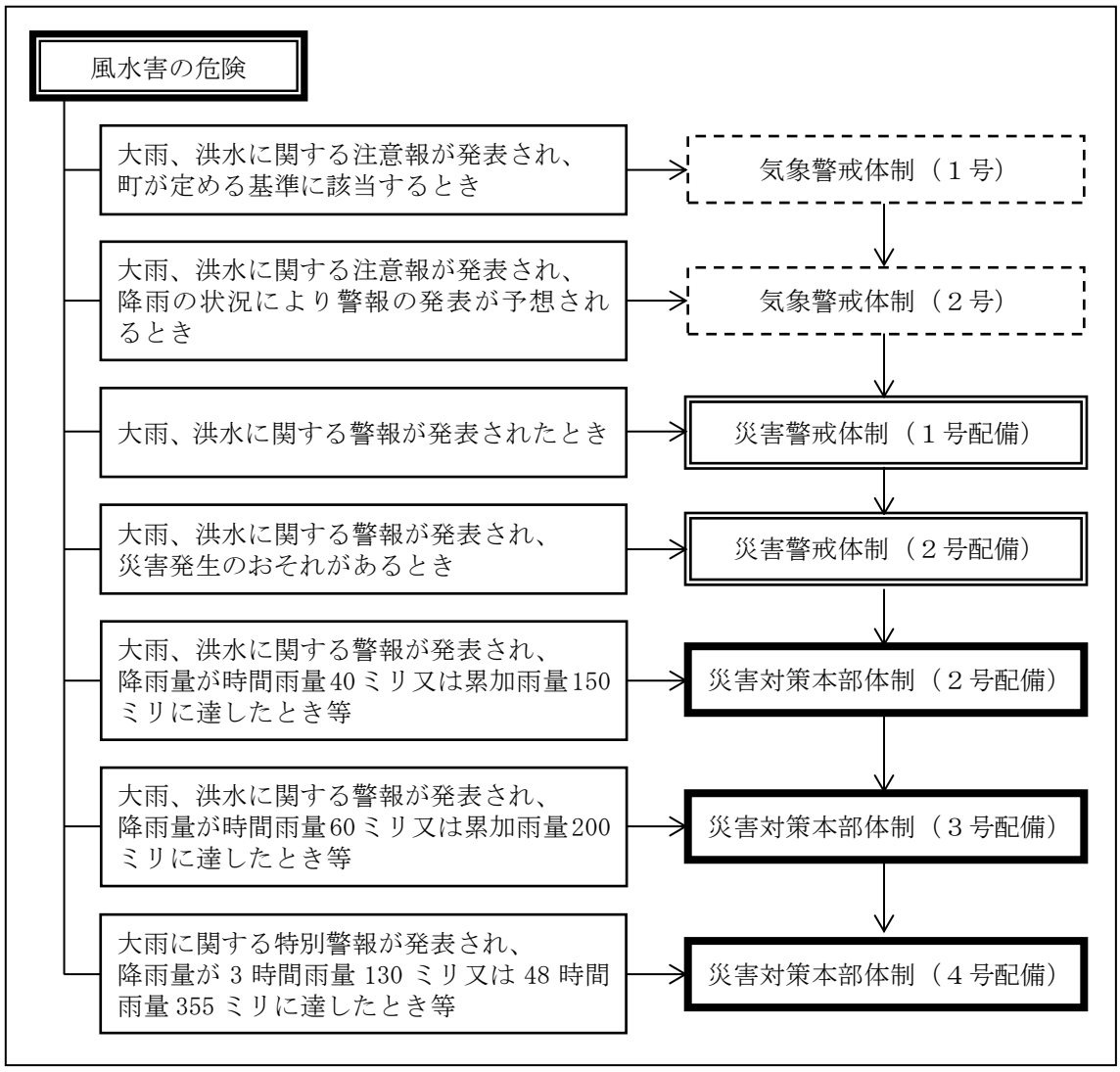

第３　風水害時の配備基準及び解除基準

風水害時における体制の配備及び解除の基準は、次のとおりである。

体制	配備・解除の別	基準
気象警戒体制（１号）	配備基準	・大雨、洪水に関する注意報が発表され、町が定める基準に該当するとき
	解除基準	・大雨、洪水に関する注意報が解除され、災害の危険が解消したとき ・気象警戒体制（２号）、災害警戒体制又は災害対策本部体制に移行したとき
気象警戒体制（２号）	配備基準	・大雨、洪水に関する注意報が発表され、降雨の状況により警報の発表が予想されるとき
	解除基準	・大雨、洪水に関する注意報が解除され、災害の危険が解消したとき ・災害警戒体制又は災害対策本部体制に移行したとき
災害警戒体制（１号）（災害対策本部体制１号配備）	配備基準	・大雨、洪水に関する警報が発表されたとき
	解除基準	・大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき ・災害対策本部体制に移行したとき
災害警戒体制（２号）（災害対策本部体制１号配備）	配備基準	・大雨、洪水に関する警報が発表されたとき ・田原川の水位が 0.8m（水防団待機水位）に達し水防警報が発表されたとき（ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき）
	解除基準	・大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき ・災害対策本部体制に移行したとき
災害対策本部体制２号配備	配備基準	・大雨、洪水に関する警報が発表され、降雨量が時間雨量 40 ミリ又は累加雨量 150 ミリに達したとき（引き続き豪雨が予想されるとき） ・京都府土砂災害危険度情報で「警戒（赤）」と判定されたとき ・田原川の水位が 1.4m（氾濫注意水位・避難判断水位）に達したとき（ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき）
	解除基準	・大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき ・災害対策本部体制（３号配備）に移行したとき ・災害発生の危険性が軽減し、災害警戒体制等に移行したとき ・その他町長が必要ないと認めたとき
災害対策本部体制３号配備	配備基準	・大雨、洪水に関する警報が発表され、降雨量が時間雨量 60 ミリ又は累加雨量 200 ミリに達したとき（引き続き豪雨が予想されるとき） ・京都府土砂災害危険度情報で「危険（赤）」と判定されたとき ・田原川の水位が 1.4m（氾濫注意水位・避難判断水位）に達したとき（ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき）
	解除基準	・大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき ・災害対策本部体制（４号配備）に移行したとき ・災害発生の危険性が軽減し、災害警戒体制等に移行したとき ・その他町長が必要ないと認めたとき

体制	配備・解除の別	基準
災害対策本部体制 ４号配備	配備基準	・大雨に関する警報が発表され、降雨量が 3 時間雨量 130 ミリ又は 48 時間雨量 355 ミリに達したとき（引き続き豪雨が予想されるとき） ・京都府土砂災害危険度情報で「危険（紫）」と判定されたとき ・田原川の水位が 1.7m（氾濫危険水位）に達したとき（ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき）
	解除基準	・大雨に関する特別警報が解除され、災害の危険が解消したとき ・災害応急対策が一応終了したとき ・災害発生の危険性が軽減し、災害警戒体制等に移行したとき ・その他町長が必要ないと認めたとき

第４　災害警戒期の体制

１　気象警戒体制（１号）

大雨、洪水に関する注意報が発表された場合、総務担当理事は次の基準に基づき、気象警戒体制（１号）を配備する。

(1) 気象警戒体制（１号）の配備基準

ア　本町に大雨、洪水に関する注意報が発表され、町が定める基準に該当するとき

(2) 気象警戒体制（１号）の解除基準

ア　大雨、洪水に関する注意報が解除され、災害の危険が解消したとき

イ　気象警戒体制（２号）、災害警戒体制又は災害対策本部体制に移行したとき

(3) 体制

表　気象警戒体制（１号）

総　務　班	１名
建　設　班	１名
合　計	２名

２　気象警戒体制（２号）

大雨、洪水に関する注意報が発表され、降雨の状況により警報の発表が予想されるとき、総務担当理事は次の基準に基づき、気象警戒体制（２号）を配備する。

(1) 気象警戒体制（２号）の配備基準

ア　本町に大雨、洪水に関する注意報が発表され、降雨の状況により警報の発表が予想されるとき

(2) 気象警戒体制（２号）の解除基準

ア　大雨、洪水に関する注意報が解除され、災害の危険が解消したとき

イ　災害警戒体制又は災害対策本部体制に移行したとき

(3) 体制

表　気象警戒体制（２号）

総　務　班	２名
建　設　班	２名
上下水道班	１名
合　計	５名

3　災害警戒体制（１号配備）（災害対策本部体制１号配備）

大雨、洪水に関する警報が発表された場合、町長は次の基準に基づき、災害警戒体制（１号配備）（災害対策本部体制１号配備）を配備する。なお、町長が業務を遂行できないときは、副町長が代行する。

(1) 災害警戒体制の配備基準

ア　大雨、洪水に関する警報が発表されたとき

イ　線状降水帯や予測困難な集中豪雨等により、災害発生又は発生のおそれがあるときは、対策本部１号配備（17 名）に移行する。

ウ　その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒体制の解除基準

ア　大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき

イ　災害対策本部体制に移行したとき

ウ　その他町長が必要ないと認めたとき

(3) 組織

表　災害警戒体制（１号配備）

総　務　班	２名
情報収集班	１名
医療救助班	１名
建　設　班	２名
上下水道班	１名
教　育　班	１名
合　計	８名

4　災害警戒体制（２号配備）（災害対策本部体制１号配備）

大雨、洪水に関する警報が発表された場合、町長は次の基準に基づき、災害警戒体制（２号配備）（災害対策本部体制１号配備）を配備する。なお、町長が業務を遂行できないときは、副町長が代行する。

(1) 災害警戒体制の配備基準

ア　大雨、洪水に関する警報が発表されたとき

イ　田原川の水位が 0.8m（水防団待機水位）に達し水防警報が発表されたとき（ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき）

ウ　線状降水帯や予測困難な集中豪雨等により、災害発生又は発生のおそれがあるときは、対策本部２号配備（50 名程度）に移行する。

エ　その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害警戒体制の解除基準

ア　大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき

イ　災害対策本部体制に移行したとき

ウ　その他町長が必要ないと認めたとき

(3) 組織

表　災害警戒体制（２号配備）

総　務　班	４名
情報収集班	２名
医療救助班	２名
建　設　班	４名
上下水道班	２名
教　育　班	２名
消　防　班	１名
合　計	17 名

(4) 所掌事務

災害警戒体制（災害対策本部体制１号配備）の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア　災害情報の収集及び伝達に関すること

イ　降雨量・河川水位の観測に関すること

ウ　災害危険箇所の巡視に関すること

エ　災害応急対策の実施に関すること

オ　その他本部長が必要と認めること

第５　災害対策本部体制

１　災害対策本部体制２号配備

大雨、洪水に関する警報が発表され、町が定める基準に該当する場合、町長は次の基準に基づき、災害対策本部体制２号配備を配備する。なお、町長が業務を遂行できないときは、副町長が代行する。

(1) 災害対策本部体制２号配備の配備基準

ア　大雨、洪水に関する警報が発表され、降雨量が時間雨量 40 ミリ又は累加雨量 150 ミリに達したとき（引き続き豪雨が予想されるとき）

イ　京都府土砂災害危険度情報で「警戒（赤)」と判定されたとき

ウ　田原川の水位が 1.4m（氾濫注意水位・避難判断水位）に達したとき（ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき）

エ　線状降水帯や予測困難な集中豪雨等により、災害発生又は発生のおそれがあるときは、対策本部３号配備（90 名程度）に移行する。

オ　その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部体制２号配備の解除基準

ア　大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき

イ　災害対策本部体制３号配備に移行したとき

ウ　災害発生の危険性が軽減し、災害警戒体制等に移行したとき

エ　その他町長が必要ないと認めたとき

(3) 組織

表　災害対策本部体制（２号配備）

総　務　班 情報収集班 医療救助班 建　設　班 上下水道班 教　育　班	各班職員の 1/2
消　防　班	1 名
合　計	50 名程度

2　災害対策本部体制３号配備

大雨、洪水に関する警報が発表され、町が定める基準に該当する場合、町長は次の基準に基づき、災害対策本部体制３号配備を配備する。なお、町長が業務を遂行できないときは、副町長が代行する。

(1) 災害対策本部体制３号配備の配備基準

ア　大雨、洪水に関する警報が発表され、降雨量が時間雨量 60 ミリ又は累加雨量 200 ミリに達したとき（引き続き豪雨が予想されるとき）

イ　京都府土砂災害危険度情報で「危険（赤)」と判定されたとき

ウ　田原川の水位が 1.4m（氾濫注意水位・避難判断水位）に達したとき（ただし、降雨等により水位の上昇が見込まれるとき）

エ　線状降水帯や予測困難な集中豪雨等により、災害発生又は発生のおそれがあるときは、対策本部４号配備（全町職員）に移行する。

オ　その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部体制３号配備の解除基準

ア　大雨、洪水に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき

イ　災害対策本部体制４号配備に移行したとき

ウ　災害発生の危険性が軽減し、災害警戒体制等に移行したとき

エ　その他町長が必要ないと認めたとき

(3) 体制

全町職員の約 70%（90 名程度)、避難場所の指定職員を含む。

3　災害対策本部体制４号配備

大雨に関する特別警報が発表され、町が定める基準に該当する場合、町長は次の基準に基づき、災害対策本部体制４号配備を配備する。なお、町長が業務を遂行できないときは、副町長が代行する。

(1) 災害対策本部体制４号配備の配備基準

ア　大雨に関する特別警報が発表され、降雨量が３時間雨量 130 ミリ又は 48 時間雨量 355 ミリに達したとき（引き続き豪雨が予想されるとき）

イ　京都府土砂災害危険度情報で「危険（紫)」と判定されたとき

ウ　田原川の水位が 1.7m（氾濫危険水位）に達したとき（ただし、降雨等により水位

の上昇が見込まれるとき）

エ　その他町長が必要と認めた場合

(2) 災害対策本部体制４号配備の解除基準

ア　大雨に関する特別警報が解除され、災害の危険が解消したとき

イ　災害応急対策が一応終了したとき

ウ　災害発生の危険性が軽減し、災害警戒体制等に移行したとき

エ　その他町長が必要ないと認めたとき

(3) 体制

全町職員が配備する体制

4　町長への具申等

災害対策本部の班長の職責を有する者は、災害の発生が予測される場合、以下により町長に対しその旨を具申し、災害対策本部の迅速な設置を図るものとする。

(1) 対策本部の各班長は、対策本部の設置が必要と認めた場合は、副町長と協議の上、町長に対策本部の設置を具申しなければならない。

(2) 対策本部の各班長は、非常事態にあって上記の協議を行う時間のない場合は、直ちに町長に対策本部の設置を具申しなければならない。

(3) 町長が出張又は病気などにより本部長の業務を遂行できないときは、副町長が代行する。

5　組織

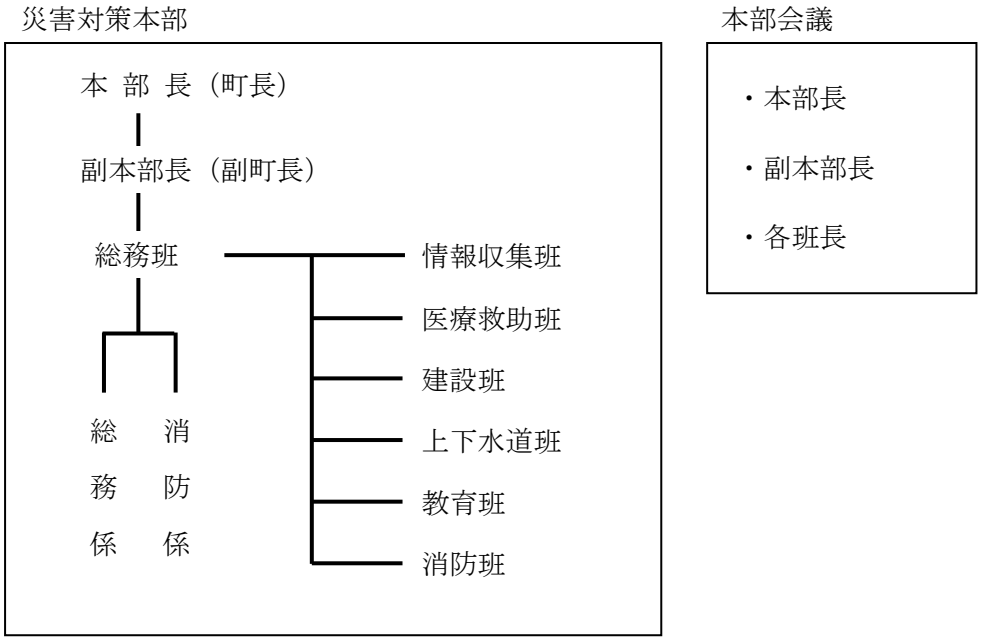

6　設置場所

災害対策本部は、町役場に設置するが、庁舎が被害を受け使用不能となった場合は、総合文化センターに本部を設置する。

7　事務分掌

班	事　務　分　掌
総務班 総　務　課 企画財政課 (班長)総務担当理事	1. 災害の予防及び応急対策の総合調整、各班との連絡に関すること 2. 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること 3. 防災会議に関すること 4. 本部会議に関すること 5. 自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること 6. 災害広報に関すること 7. 自主防災組織との連絡、防災体制及び活動の調整 8. 消防団（水防団）活動の調整及び指示に関すること 9. 危険物の防災対策に関すること 10. 水防資材の点検、整備、確保に関すること 11. 消防活動及び水防活動に関すること 12. 避難場所への誘導及び連絡に関すること 13. 被災宅地危険度判定に関すること 14. 要配慮者支援に関すること
情報収集班 税住民課 会計課 議会事務局 (班長)総務担当理事	1. 予報、警報の連絡に関すること 2. 災害情報、被害状況の収集及び報告に関すること 3. 府及び関係機関との連絡に関すること 4. 住民被害の調査に関すること 5. 公共施設災害の概要調査に関すること 6. 罹災証明に関すること
医療救助班 福祉課 健康対策課 子育て支援課 (班長)健康福祉担当理事	1. 医療救護、助産に関すること 2. 衛生医療に必要な調査及び連絡に関すること 3. 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること 4. 感染症の予防に関すること 5. 死亡者の処置及び埋葬に関すること 6. 災害救助法の運用に関すること 7. 救助に必要な情報の収集調査、連絡に関すること 8. 救助物資の確保、配分に関すること 9. 福祉施設の被害状況調査、報告、応急措置に関すること 10. 避難場所の開設、連絡及び炊出しに関すること 11. 義援金（見舞金）の受付、配分に関すること 12. 被災地の防疫に関すること 13. 罹災者の救済に関すること 14. 食料等救助に必要な物資の確保に関すること 15. ボランティアに関すること 16. 京都府山城北保健所との連絡に関すること 17. 要配慮者支援に関すること

班	事　務　分　掌
建設班 建設環境課 まちづくり推進課 産業観光課 (班長)建設事業担当理事	1. 商工業関係の被害状況調査及び応急処置に関すること 2. 農林水産関係の被害状況調査及び応急処置に関すること 3. ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること 4. 水防に関すること 5. 河川、道路、橋りょうの被害状況調査及び応急復旧に関すること 6. 京都府山城広域振興局、京都府山城北土木事務所との連絡に関すること 7. 交通規制に関すること 8. 町営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること 9. 応急仮設住宅の建設に関すること 10. 清掃作業に関すること
上下水道班 上下水道課 (班長)建設事業担当理事	1. 飲料水の確保及び供給に関すること 2. 飲料水の水質管理に関すること 3. 水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 4. 水道施設の応急対策に要する資材の調達に関すること 5. 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 6. 下水道施設の応急対策に要する資材の調達に関すること
教育班 学校教育課 社会教育課 (班長)教育次長	1. 学校教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 2. 学校教育施設の応急使用に関すること 3. 児童生徒の応急教育に関すること
消防班 京田辺市消防署 宇治田原分署 (班長)宇治田原分署長	1. 災害の防御に関すること 2. 救急・救助に関すること 3. 傷病者等の輸送に関すること 4. 避難誘導に関すること 5. 消防業務に必要な情報の収集に関すること 6. 町内の警戒、巡視に関すること 7. 災害予防に関すること

第６　動員配備計画

災害の規模や予想される被害の程度による配備体制及び職員動員基準は以下のとおりとする。

(1) 配備体制及び動員基準

配備体制	動員	風水害の状況		
		災害の程度等	河川水位の目安	土砂災害の目安
気象警戒体制 (1 号)	2 名 (気象警戒体制に指名された者)	大雨、洪水注意報の発表		
気象警戒体制 (2 号)	5 名 (気象警戒体制に指名された者)	大雨、洪水注意報の発表		
災害警戒体制 (1 号) (災害対策本部体制 1 号配備)	8 名 (課長級以上の職員及び指名された職員)	大雨、洪水警報の発表		
災害警戒体制 (2 号) (災害対策本部体制 1 号配備)	17 名 (課長級以上の職員及び指名された職員)	大雨、洪水警報が発表され、災害発生のおそれ	水防団待機水位に到達	
災害対策本部体制 2 号配備	50 名程度 (各班職員の 1/2) ※避難場所の指定職員を含む	大雨、洪水警報が発表され、災害の発生又は災害発生のおそれ	氾濫注意水位、避難判断水位に到達	京都府土砂災害危険度情報で「警戒（赤）」を判定
災害対策本部体制 3 号配備	90 名程度 (全町職員の約 70%) ※避難場所の指定職員を含む	大雨、洪水警報が発表され、大規模災害の発生又は大規模災害発生のおそれ	氾濫注意水位、避難判断水位に到達	京都府土砂災害危険度情報で「危険（赤）」を判定
災害対策本部体制 4 号配備	全町職員	大雨特別警報が発表され、大規模災害の発生又は広範囲の災害の発生	氾濫危険水位に到達	京都府土砂災害危険度情報で「危険（紫）」を判定

(2) 動員方法

ア　勤務時間内における配備指令は総務班長から各班長を経て各職員に伝達する。

イ　勤務時間外における配備指令

(ｱ) 宿直は、気象予警報、防災関係機関や住民等からの通報があったときは、直ちに総務担当理事及び総務課長に連絡する。

(ｲ) 総務担当理事は、上記の情報について確認の後、町長、副町長に連絡し協議の上、町長から配備指令が出されたときは、直ちに各班長に伝達する。

(ｳ) 各班長は、配備指令に基づき職員を直ちに非常召集しなければならない。

ウ　召集方法は次の手段による。

(ｱ) 一斉メール

(ｲ) 電話・携帯電話

(ｳ) その他必要によって使徒等

(3) 所属職員の掌握

各班の責任者は所属職員の掌握を行い、本部長に報告する。

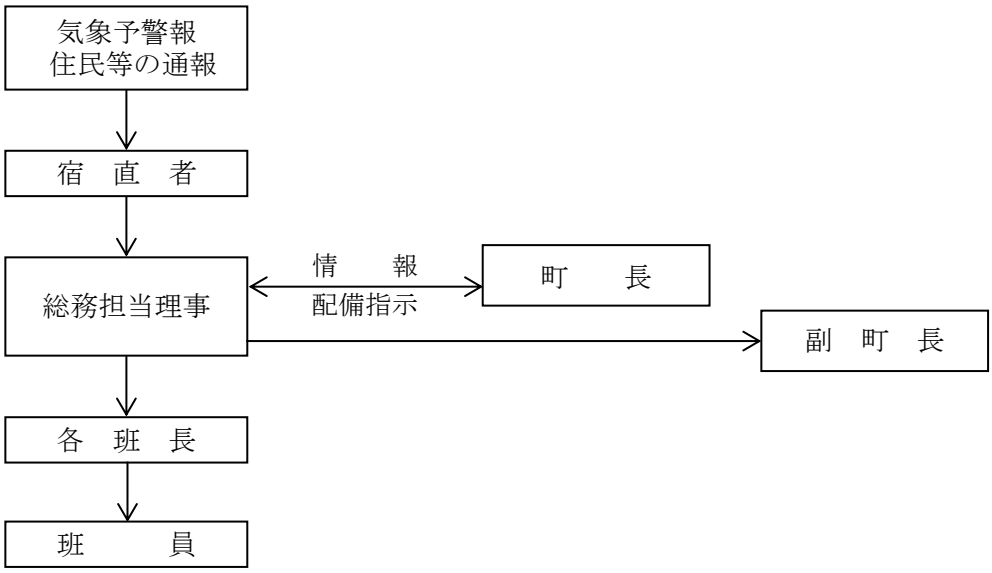

図　動員配備の伝達ルート

第７　職員の証票

職員が災害対策基本法に基づき施設、家屋に立入り、調査を行う場合における職員の身分を示す証票については、宇治田原町服務規程（平成 8 年規程第 3 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく身分証明書とする。

第２節　応援受援計画

（総務班）

第１　計画の方針

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合、災害対策基本法に基づき府、防災関係機関、自衛隊、他の自治体等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期すものとする。

また、他都道府県において大規模な災害が発生し、応援を実施する必要がある場合、府及び他市町村と連携し迅速に応援を実施する。

第２　京都府に対する応援要請

１　要請の手続き

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を召集し、応援要請について、協議し決定する。ただし、事態が急迫し、本部会議を召集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

京都府知事に応援要請する場合は、2 の要請事項を明らかにし、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

２　要請事項

要請にあたっては、次の事項について、あらかじめ明らかにして行う。

ア　災害の状況及び応援を求める理由

イ　応援を希望する機関名

ウ　応援を希望する人員、物資等

エ　応援を必要とする区域、期間

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要な事項

第３　近隣市町村への応援要請

大規模な災害時には近隣市町村間で連携して、相互応援体制を敷き対応を図ることとなる。本町だけでは対応が困難な場合には、近隣市町村へ応援要請を行う。要請の手続きは前項の府に対する応援要請に準じる。

第４　相互応援締結市町村への応援要請

大規模な災害が発生し本町だけでは対応が困難な場合には、災害時相互応援協定締結市町村に対し応援要請を行う。要請の手続きは協定文書による。

第５　その他団体及び機関への応援要請

府に対する応援要請に準じる。また、他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で京都府知事に要請する。ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

第６　自衛隊に対する応援要請、受入れ体制

１　自衛隊との事前調整

(1) 実務担当者間の連絡・調整

被害の程度が判明し、自衛隊への派遣要請の必要性が高まった段階で、町及び自衛隊の実務担当者は連絡・調整を開始するものとする。

(2) 連絡・調整の手順

ア　町は、災害派遣要請実施の見通し、災害等の種類、判明している被災状況等について、自衛隊の担当者に情報を提供するものとする。

イ　派遣の可能性が高まった場合、具体的な活動内容・範囲等について、調整を進めるとともに、集結場所を概定する。

連絡先 陸上自衛隊　第４施設団　第３科 所在地　宇治市広野町風呂垣外 1-1 ＮＴＴ回線(勤務時間内)0774-44-0001（内線 236）FAX 0774(44)0001 (勤務時間外)0774-44-0001（内線 223）FAX 0774(44)0001 衛星通信系防災情報システム(勤務時間内)衛星 7-757-8109、FAX 7-757-8100 (　〃　)地上 8-757-8109、FAX 8-757-8100 (勤務時間外)衛星 7-757-8101、FAX 7-757-8100 (　〃　)地上 8-757-8101、FAX 8-757-8100

２　災害派遣の要請の要求

ア　本部長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、町及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお、防災の万全を期し難いと認めるときは、京都府山城広域振興局長を通じて京都府知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

イ　本部長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に報告する。

ウ　本部長は、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を京都府知事に通知する。

＊特に緊急を要するため止むを得ず、町長から直接自衛隊に要請の連絡を行う場合の連絡先

連絡先 陸上自衛隊　第４施設団 所在地　宇治市広野町風呂垣外 1-1 ＮＴＴ回線(勤務時間内)0774-44-0001（内線 236）FAX 0774(44)0001 (勤務時間外)0774-44-0001（内線 223）FAX 0774(44)0001

衛星通信系防災情報システム	(勤務時間内)	衛星 7-757-8109、FAX 7-757-8100
	(　〃　)	地上 8-757-8109、FAX 8-757-8100
	(勤務時間外)	衛星 7-757-8101、FAX 7-757-8100
	(　〃　)	地上 8-757-8101、FAX 8-757-8100

なお、要請は、京田辺市消防署並びに田辺警察署と協議の上、迅速に行う。

3　災害派遣要請の要求の手続き

災害派遣の要請事項（第2－2）を明らかにして、文書をもって京都府知事に行う。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話等によることができる。この場合、事後において、速やかに文書を送付するものとする。

4　災害派遣の受入れ体制

派遣要請の要求を行った場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、受入れ体制を準備する。

ア　町は自衛隊の宿泊所を速やかに確保する。

イ　町は自衛隊の集結場所を速やかに確保する。

ウ　町は総務班を受入れ責任者として指名し、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。

エ　応援を求める作業について、速やかに作業計画を立てるとともに、作業に必要な資機材の確保に努める。なお、作業計画については、自衛隊到着後派遣部隊と速やかに協議する。

オ　ヘリコプター利用のためにヘリポートについても準備する。

カ　自衛隊到着後、京都府知事にその旨報告する。

5　自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について、災害の様態に応じた活動を要請する。

ア　被害状況の把握

イ　避難の援助

ウ　遭難者・行方不明者の救助・捜索

エ　水防活動

オ　消防活動

カ　道路又は水路の啓開

キ　診療、防疫、病害虫防除等支援

ク　通信

ケ　人員及び物資の緊急輸送

コ　炊飯又は給水の支援

サ　交通規制の支援

シ　危険物の保安及び除去

ス　その他災害応急対策の支援

６　経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令に定めるところによる。

７　派遣部隊の撤収要請

本部長は、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、派遣部隊とその他の関係機関と協議の上、文書により京都府知事に撤収の要請を依頼する。

第７　応援計画

１　発災時の情報収集

情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、府を通じ災害の状況等を把握する。

２　応援の実施

被災地のニーズ等を踏まえ、必要な支援を実施する。なお、人的支援の実施においては、男女双方の視点やニーズの違い、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）等に配慮するよう努める。

第３節　災害情報収集・伝達計画

（情報収集班）

第１　計画の方針

この計画は、災害時における災害情報及び被害状況の収集、関係機関との連絡等を迅速かつ円滑に行うため、その要領を定めるとともに、非常の際の通信連絡の確保について定める。

第２　通信連絡体制

１　通信窓口の指定

表　京都府、隣接市町、関係公共機関等の窓口一覧

機関名	通信窓口	電話番号 昼間	電話番号 夜間	京都府衛星通信系防災情報システム	所在地
京都府	災害対策課 保安室	075-414-4472	075-414-4051	8(7)-700-8110 8(7)-700-8145	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府山城広域振興局	田辺地域総務防災課	0774-62-0173	〃	8(7)-760-213	京田辺市田辺明田 1
京都府山城北土木事務所	河川砂防課	0774-62-0059	〃	8(7)-760-461	京田辺市田辺明田 1
京都府山城北保健所	綴喜分室	0774-63-5745	〃	8(7)-760-591	京田辺市田辺明田 1
京都府山城教育局	総務課	0774-62-0008	〃	8(7)-760-511	京田辺市田辺明田 1
田辺警察署	警備課	0774-63-0110	〃	－	京田辺市興戸小モ詰 1
西日本電信電話㈱京都支店	災害対策担当	075-842-9463	0120-444-113	8-726-8101	京都市中京区壬生東淵田町 22
関西電力送配電株式会社	京都本部 統括グループ	0800-777-3081		8-725-8101	京都市伏見区片原町 293-3（伏見配電営業所）
京田辺市	安心まちづくり室	0774-64-1307	〃	8(7)-762-8101	京田辺市田辺 80
井手町	総務課	0774-82-2001	〃	8(7)-763-8109	綴喜郡井手町大字井手小字東高月 8
八幡市	危機管理課	075-983-3200	075-983-1111	8(7)-761-8109	八幡市八幡園内 75
城陽市	危機・防災対策課	0774-56-4045	0774-52-1111	8(7)-752-8109	城陽市寺田東ノ口 16･17
宇治市	危機管理室 警備員室	0774-39-9421	0774-22-3142	8(7)-751-8109	宇治市宇治琵琶 33
和束町	総務課	0774-78-3001	〃	8(7)-775-8109	相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2
大津市	危機・防災対策課	077-528-2616	077-523-1234	－	滋賀県大津市御陵町 3-1

機関名	通信窓口	電話番号	昼間	京都府衛星通信系防災情報システム	所在地
甲賀市	危機管理課	0748-65-0665		－	滋賀県甲賀市水口町水口 6053
			夜間 0748-65-0650		
日本赤十字社京都府支部	支部事務局	075-541-9326		8-720-8101	京都市東山区三十三間堂廻り町 644

2　災害時優先電話

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから通話が制限されることがあるが、被害情報等の重要な通信に使用するため、災害時等に発信する通話を優先的に取り扱う「災害時優先電話」を確保している。

災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

3　有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

(1) 京都府との連絡

府との連絡は、京都府衛星通信系防災情報システムを利用する。

(2) 町各班との連絡

災害現場等に出動している各班との連絡は、携帯電話又は町防災行政無線により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

(3) 非常無線通信

災害等により非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上、必要が生じた場合は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定により、免許状に記載された範囲外の通信、すなわち「非常通信」を行える。

必要に応じて町在住のアマチュア無線局に協力を要請する。

4　通信連絡系統

災害時の本部を中心とする非常用通信は、次のとおりである。

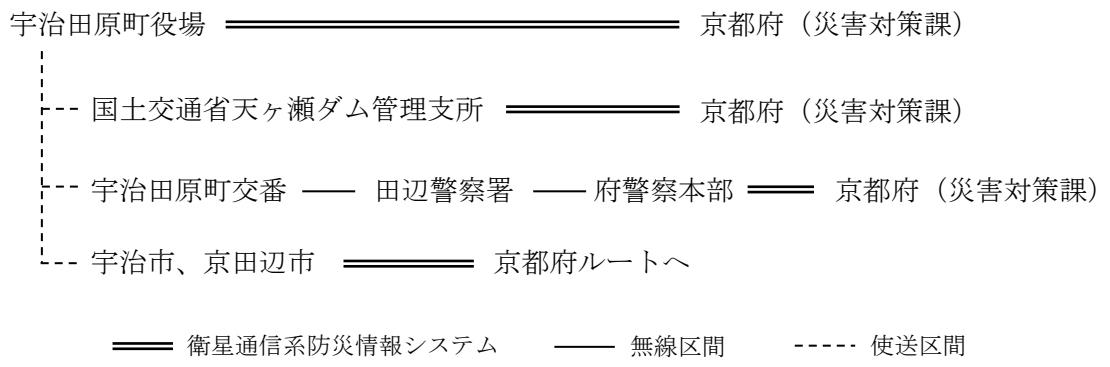

災害発生等緊急時における連絡系統図

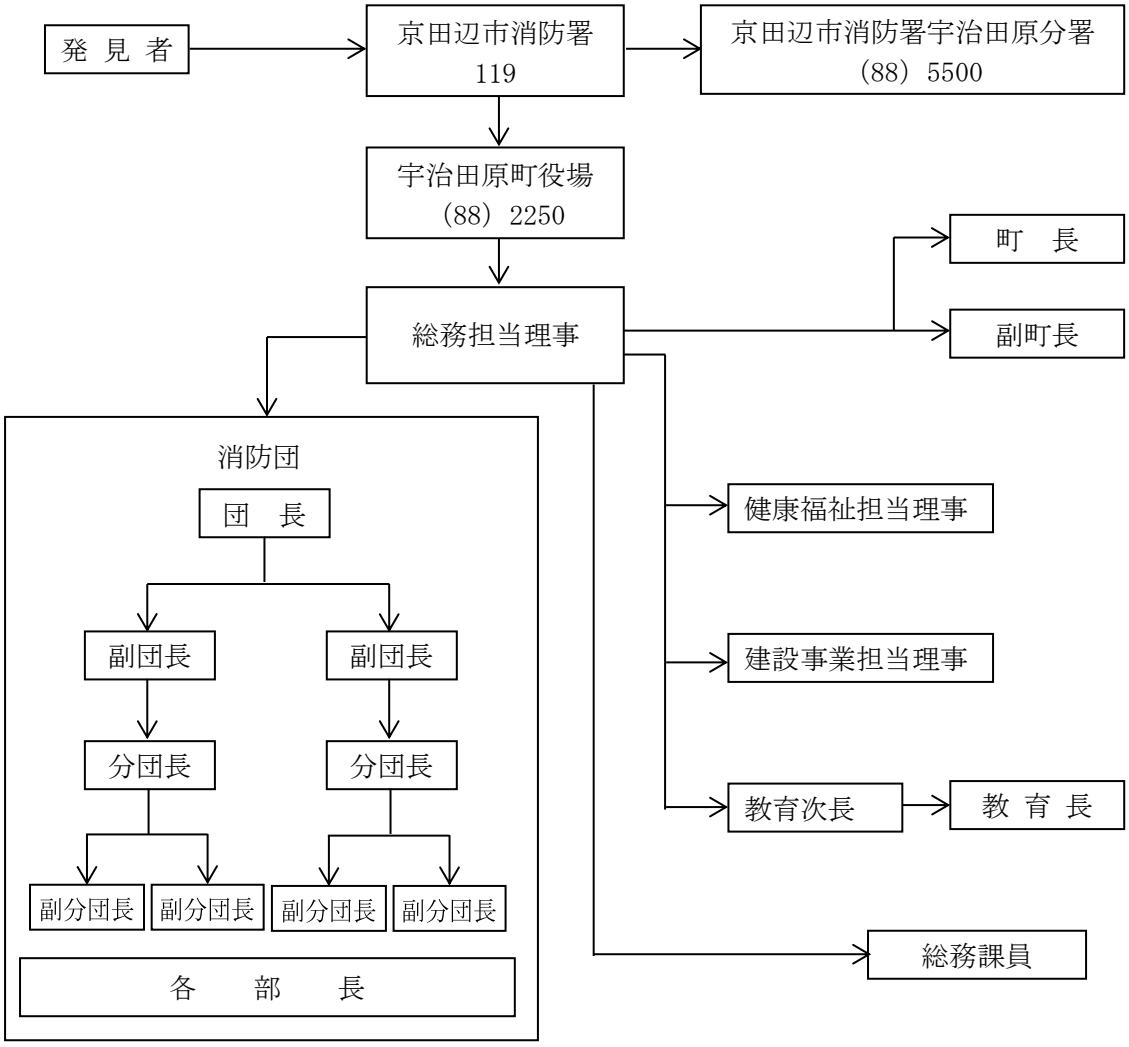

※災害発生地区消防団幹部には
優先的に連絡する。

5　放送の要請

町は、災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な場合、災害対策基本法に基づき京都府知事が関係放送局との間で締結している協定に基づき、京都府知事を通じて関係放送局に放送を要請する。

表　京都地方のラジオ受信周波数

放送局名	周波数（中波）	周波数（中波）	周波数（FM）
ＮＨＫ大阪放送局	第一　666kHz	第二　828kHz	88.1MHz
ＮＨＫ京都放送局			82.8MHz
ＫＢＳ京都	1143kHz 94.9MHz		
ＦＭ京都			89.4MHz
ＦＭ宇治			88.8MHz

第３　被害状況の収集・伝達

１　被害状況の収集

被害が発生したとき、町は、直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて京田辺市消防署・田辺警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 収集すべき被害情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき被害情報は、おおむね次のとおりである。

ア　人的被害
イ　住家被害
ウ　非住家被害
エ　その他被害
オ　被災世帯数
カ　被害金額

(2) 被害状況収集の実施者

被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づいて、所属の職員があたる。それぞれの分担の一覧は次のとおりである。

表　被害状況収集の実施者及び実施内容

調査実施者	収集すべき被害状況の内容
各施設の管理者	①　所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ②　所管施設の物的被害及び機能被害
職務上の関連課	①　すべての人的被害 ②　火災発生状況及び火災による物的被害 ③　避難の必要の有無及びその状況 ④　要救急救助情報及び医療活動情報 ⑤　商店、工場、田畑、危険物施設等の物的被害 ⑥　住家の被害 ⑦　危険物取扱施設の物的被害 ⑧　避難道路及び橋りょう等の被災状況

２　被害状況のとりまとめ

(1) 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告は、情報収集班が担当する。

(2) 各班から本部長への報告

各班は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を本部長に報告する。

３　京都府への報告

(1) 被害の認定基準

災害による被害の認定に際しては、「表　被害程度の認定基準」に基づく。

＊「表　被害程度の認定基準」は、本編 126 頁～128 頁参照

(2) 報告の要領及び内容

ア　災害情報

町は、町内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合若しくは災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合には、その状況を速やかに府（京都府山城広域振興局田辺地域総務防災課）に報告する。

ただし、町内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）により、第一報を府に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、報告するものとする。

また、府に報告できない場合（京都府山城広域振興局田辺地域総務防災課に報告できない場合は、京都府危機管理部災害対策課に直接報告を行うこととするが、京都府危機管理部災害対策課にも報告できない場合）にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告するものとする。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合においても、町は直ちに府及び消防庁に報告することとする。

報告の内容は以下のとおりである。

(ｱ) 報告の内容

a　被害の概要
b　災害対策本部の設置状況
c　避難指示、災害発生の状況
d　消防（水防）の活動状況
e　応援要請状況
f　要員及び職員派遣状況
g　応急措置の概要
h　救助活動の状況
i　要望事項
j　その他の状況

(ｲ) 報告の概要

(ｱ)に掲げる事項が発生次第、その都度「様式 1　災害情報報告用紙」で府に報告する。

＊「様式 1　災害情報報告用紙」は、本編 129 頁参照

イ　災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、「様式 2　災害概況即報」で報告する。ただし、警報が発表された場合は被害の有無にかかわらず、原則として発表後 1 時間以内に報告する。

＊「様式 2　災害概況即報」は、本編 130 頁参照

ウ　被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、随時「様式 3　被

害状況報告」により報告する。

＊「様式３　被害状況報告」は、本編 131 頁～132 頁参照

エ　被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内にウと同じ様式により報告する。ただし、京都府知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告しなければならない。

オ　被害詳細報告

保健環境、商工、農林、土木及び教育関係の被害詳細については、府が定めるところに従って報告する。

カ　被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(3) 報告の方法

報告は、原則として京都府衛星通信系防災情報システムにより行い、災害の経過に応じて把握した事項から逐次報告する。なお、京都府衛星通信系防災情報システムにより報告を行った場合は、様式 1～3 により報告したものと見なす。

(4) 報告の留意事項

報告にはあらかじめ定められた記号を用いて行い、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。

また、時刻は 24 時間制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等、報告の簡略化を図る。

表　被害程度の認定基準

分類	用語	被害程度認定基準
人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのもの。 「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。
住家の被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世　　帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全　　壊 （全焼） （全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
	半　　壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもの。
	半　　壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のもの。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床 下 浸 水	全壊及び半壊には該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

分類	用語	被害程度認定基準
非住家の被害		「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

※「住家被害」の基準にいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※「住家被害」の基準にいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語		被害程度認定基準
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
		冠　水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠　水	
	文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道　　路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋りょう		道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河　　川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港　　湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、廃棄物埋立護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設。
	砂　　防		砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土　石　流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林地崩壊		森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。

分類	用語		被害程度認定基準
その他の被害	被害船舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
罹災世帯等	罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	罹災者数		罹災世帯の構成員とする。
被害金額	公共文教施設		公立の文教施設とする。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

様式１　災害情報報告用紙

<table>
<tr><td colspan="6">災　害　情　報　　第　　報</td></tr>
<tr><td>宇治田原町</td><td>月　　日
時現在</td><td>発信者名</td><td></td><td>受信者名</td><td>（　　時　　分受）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">報告事項</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td rowspan="2">記事</td><td colspan="2">□新規</td></tr>
<tr><td colspan="2">□続（詳）報
（第　　報関連）</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

様式２　災害概況即報

報告日時	年　月　日　時　分
市町村名	宇治田原町
報告者名	

災害名　　（第　　報）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="4">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害の状況</td><td rowspan="3">死傷者</td><td>死者</td><td>人</td><td>重傷者</td><td>人</td><td rowspan="3">住家</td><td>全壊</td><td>棟</td><td>一部損壊</td><td>棟</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行方不明者</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">軽傷者</td><td rowspan="2">人</td><td>半壊</td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>準半壊</td><td>棟</td><td>床下浸水</td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>応急対策の状況</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

様式３　被害状況報告（1）

災 害 名：

第　　報	宇治田原町	月　　日 時現在	受　信 時　刻	月　　日 時現在	発信者 受信者	
市町村名　（宇治田原町）						
発生年月日（　　年　　月　　日）						

項　　目			単位	符号			
人的被害	死　　者		人	1			
	行方不明者		人	2			
	負傷者	重　傷	人	3			
		軽　傷	人	4			
住家被害	全　　壊　（焼）		棟	5			
			世帯	6			
			人	7			
	半　　壊　（焼）		棟	8			
			世帯	9			
			人	10			
	準　半　壊		棟	11			
			世帯	12			
			人	13			
	一　部　破　損		棟	14			
			世帯	15			
			人	16			
	浸水	床　　上	棟	17			
			世帯	18			
			人	19			
		床　　下	棟	20			
			世帯	21			
			人	22			
非住家被害	公　共　建　物		棟	23			
	そ　の　他		棟	24			
その他の被害	田	流　失　埋　没	ｈａ	25			
		冠　　水	ｈａ	26			
	畑	流　失　埋　没	ｈａ	27			
		冠　　水	ｈａ	28			
	文　教　施　設		箇所	29			
	病　　院		箇所	30			
	道路	崩　　壊	箇所	31			
		そ　の　他	箇所	32			
	橋　り　ょ　う		箇所	33			
	河　　川		箇所	34			
	港　　湾		箇所	35			
	砂　　防		箇所	36			
	崖　く　ず　れ		箇所	37			
	地　す　べ　り		箇所	38			
	土　石　流		箇所	39			
	林　地　崩　壊		箇所	40			
	清　掃　施　設		箇所	41			
	鉄　道　不　通		箇所	42			
	被　害　船　舶		隻	43			
	水　　道		戸	44			
	電　　話		回線	45			
	電　　気		戸	46			
	ガ　　ス		戸	47			
	ブロック塀等		箇所	48			
	ビニールハウス等		棟	49			
	農　　道		箇所	50			
	農林水産業施設		箇所	51			
	畦　畔　崩　壊		箇所	52			
	農作物（　　）		ｈａ	53			
火災発生	建　　物		件	54			
	危　険　物		件	55			
	そ　の　他		件	56			
罹　災　世　帯　数 （全・半壊＋床上浸水）			世帯	57			
罹　災　者　数 （全・半壊＋床上浸水）			人	58			

被害状況報告（2）

災害名：

市町村名	（宇治田原町）					
発生年月日	（年　月　日）			・　・	・　・	・　・
項目		単位	符号			
公立文教施設		千円	a			
農林水産業施設		千円	b			
公共土木施設		千円	c			
その他の公共施設		千円	d			
小計		千円	e			
	公共施設被害市町村	団体	f			
その他	農産被害	千円	g			
	林産被害	千円	h			
	畜産被害	千円	i			
	水産被害	千円	j			
	商工被害	千円	k			
	林地被害	千円	l			
		千円				
		千円				
	その他	千円	m			
	小計	千円	n			
被害総額		千円	o			
災害対策本部	設置	年月日	p	・　・	・　・	・　・
	解散	年月日	q	・　・	・　・	・　・
災害警戒本部	設置	年月日	r	・　・	・　・	・　・
	解散	年月日	s	・　・	・　・	・　・
消防職員出動延人数		人	t			
消防団員出動延人数		人	u			
市町村職員出動延人数		人	v			
その他出動延人数		人	w			
出動延人数合計		人	x			

第４節　広報計画

（総務班）

第１　計画の方針

災害時に被災地や隣接地域の住民に対して正確な情報を速やかに提供するとともに、被災者の状況や要望事項等を把握するために、広報活動を速やかに実施する。

第２　計画の内容

１　広報体制の整備

町は、以下により広報体制を整備する。

(1) 広報重点地区（各災害危険地区）の把握
(2) 専任の広報担当者の配置
(3) 広報文案の作成
(4) 広報優先順位の検討
(5) 伝達ルートの確立（多ルート化による代替性の確保）

２　広報事項の連絡及び広報担当

(1) 広報が必要な事項は、総務班に連絡する。
(2) 広報は、総務班が調整の上、総務班又は各班において行う。

３　広報窓口等

(1) 取材に対する対応による業務への支障、情報の混乱等を防ぐために、取材に対する窓口は総務班とする。
(2) 住民等からの問合せ、要望、意見等について対処する窓口は、総務班とする。

４　情報等広報事項の収集

(1) 総務班は、必要に応じ災害現場に出向き、カメラ、ビデオカメラ等による取材活動を実施する。

５　住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等、住民に対する広報は、以下の方法により行う。

(1) 防災用長距離スピーカー
(2) 町ホームページ・防災アプリ
(3) 広報車
(4) デジタル防災行政無線（移動系）
(5) 消防団、各区・自治会長による巡回
(6) テレビ・ラジオ・インターネット
(7) 京都府防災・防犯情報メール
(8) 緊急速報メール（エリアメール）

6　報道機関に対する発表

(1) 報道機関に対する情報等の発表は、総務班において行う。

(2) 情報等の発表に際しては、原則として日時、場所、目的等をあらかじめ各報道機関に周知させた上で発表する。

(3) 報道機関に対する発表あるいは報道機関からの問合せの受付、応答について、実施要領を定めておく。発表の内容はおおむね次の事項とする。

① 災害の種別

② 発生日時及び場所

③ 被害の状況

④ 応急対策実施状況

⑤ 住民に対する避難指示の状況

⑥ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項

7　広報の内容

災害広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階の各段階に応じ、住民に真に必要な情報を提供する。

(1) 災害時における住民の心構え

(2) 災害に係る雨量・水位等の気象情報及び災害危険箇所等に関する状況

(3) 被害状況（一般的な被害状況のほか、安否情報も含む。）

(4) 災害応急対策の実施状況

(5) 避難の準備及び指示、避難先の指示等

(6) 電気、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し

(7) 災害復旧の見通し

(8) 交通規制及び交通機関の運行状況

(9) その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等の生活関連情報等）必要な事項

(10) 災害の補償や融資に関すること。

8　相談窓口の設置

総務班は、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるため、相談窓口を速やかに設置し、住民要望等の把握に努める。また、相談窓口で寄せられた相談・照会・苦情等の情報については、関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理を求める。

なお、障がい者や外国人等に対しては、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、相談に応じる。

9　安否情報の提供

町は、被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、安否情報を回答する。

第５節　水防計画

（総務班、建設班）

第１　計画の方針

この計画は、町内における河川、ため池の洪水による堤防損壊等の水災を警戒し、又は防御し、これによる被害の軽減を図ることを目的に必要な事項を定める。

第２　水防の責任

本町における水防責任は町にあり、町内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

第３　水防体制

町内における水防業務を処置するため水防組織を編成する。

集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、宇治田原町水防本部を町役場内に設置する。

なお、本町に災害対策本部が設置されたとき、この水防本部は、災害対策本部の組織の中で活動する。

また、水防業務を処理する水防団は、宇治田原町消防団をもってこれにあて、消防団本部を水防本部とし、水防本部長（町長）が総括する。

第４　情報の収集及び警戒体制の確立

１　町の警戒体制

次の事項に該当するときは、情報の収集及び関係機関への伝達等適切な措置をとる。

ア　京都府河川課・砂防課又は京都府山城北土木事務所から水防に関する通報、指示、警告等があった場合

イ　台風の接近及び上陸により被害のおそれが予測される場合

ウ　その他本部長が必要と認める場合

２　水防団への連絡

水防本部長は警戒を要する場合には水防団長を通じ、各水防団員へ警戒体制に入る旨の連絡を行い、警戒体制に入る。

３　出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

ア　水防団及び消防機関が出動したとき

イ　水防作業を開始したとき

ウ　堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

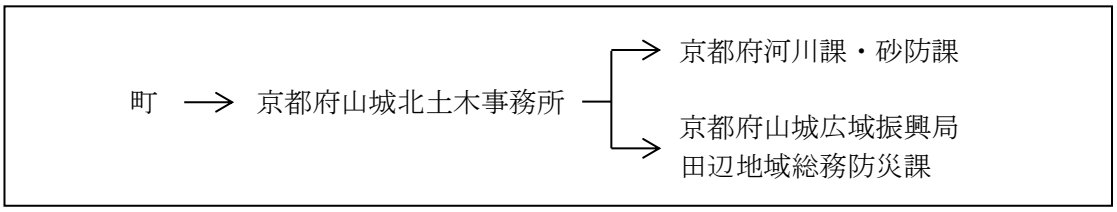

図　連絡系統

ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告する。

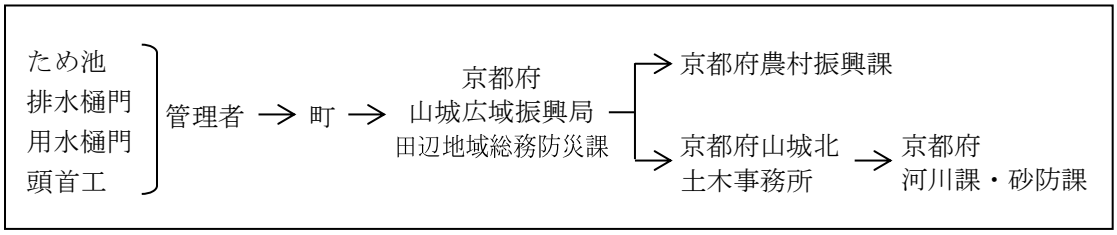

図　連絡系統

4　決壊等の通報

堤防あるいはため池が決壊し、又は決壊するおそれのある事態が発生した場合には、町は水防法第 25 条の規定により、直ちにその旨を所轄の京都府山城北土木事務所長、京都府山城広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報する。

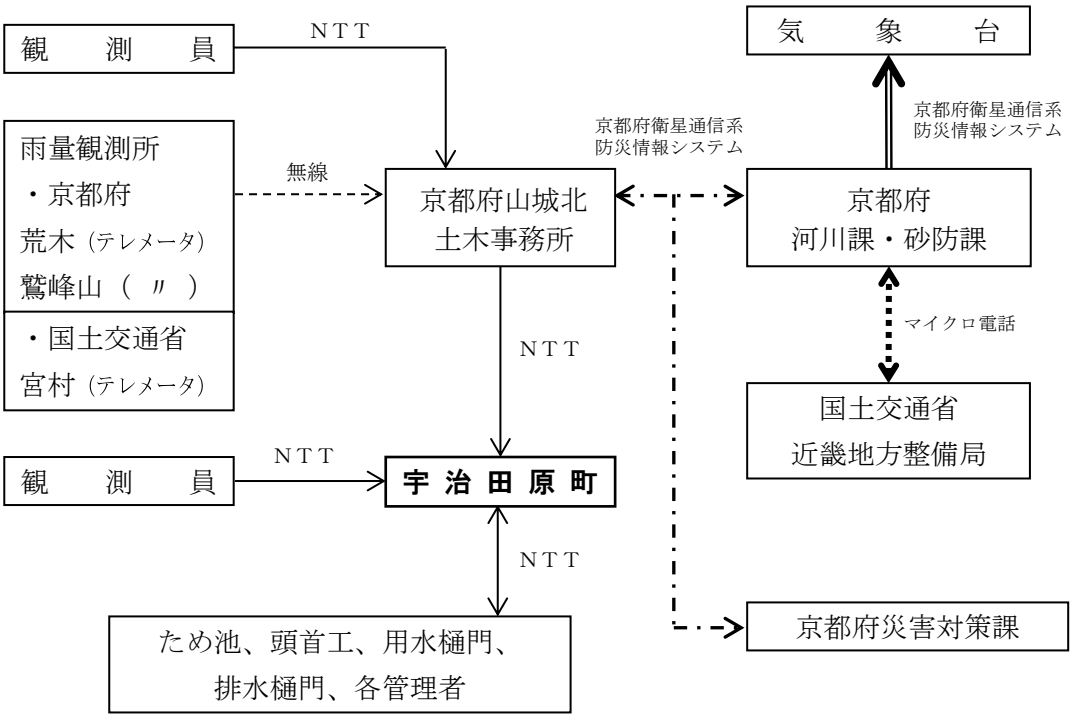

図　雨量・水位観測情報の伝達経路

第５　水防用設備資材器具の整備

(1) 水防倉庫整備基準

ア　水防倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するもので、大きさは 147 ㎡（44 坪）以上とする。

イ　設備箇所は、水防活動に便利な所を選び、適当な場所のないときは堤防内法肩・その他支障のない箇所に設置する。

(2) 資材・器材

表　宇治田原町の水防資器材の現況

水防施設	水防倉庫	専　用	棟	1
		代　用	棟	－
水防設備	水防車（消防車を含む）		台	11
	ラジオ・テレビ		台	5
	無線機（携帯用含む）		局	40
	発電機（停電用）		台	11
水防資材	土のう袋		袋	500
	ブルーシート		枚	20
	ロープ		巻	2
	木材（丸太、杭含む）		本	30
	鉄線		kg	50
	釘		kg	20
水防器材	掛矢		丁	5
	スコップ（ショベル等含む）		丁	26
	つるはし（鍬、ばち等含む）		丁	5
	のこぎり		丁	10
	かま		丁	15
	斧（なた等含む）		丁	8
	ペンチ		丁	5
	金づち		丁	10
	照明器具		個	16
	一輪車		台	2

（令和 5 年 12 月 1 日現在）

(3) 資材・器材の確保と補充

ア　資材中、腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ　資材・器材を減損したときは直ちに補充する。

(4) 水位計（量水板）

量水板は、次の基準により設置するものとする。

ア　設置場所は河床の整った所、流失のおそれのない所及び夜間でも観測しやすい所とする。

イ　量水板の幅は、12 ㎝、目盛は 2 ㎝刻み、白黒の交互 10 ㎝ごとの数字を黒書とし、

1mごとの数字は赤書とする。

ウ　警戒水位は、横に赤線で画する。

第６　水防活動に関する諸規定

１　公用負担

(1) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

公用負担命令権限証

○○水防団○○部長
何　　某

上の者に××の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したることを証明する。

年　　月　　日　　時

○○市町村長
何　　某

(2) 公用負担命令書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡して、これをなすものとする。

第　　号

公 用 負 担 命 令 書

目　的　物	種類	数量	（枚）
負担の内容	使用	収用	処分等

年　　月　　日　　時

殿

○○市町村長　何　　某
受　任　者　何　　某　㊞

2　優先通行の標識（昭和 50 年 7 月 8 日京都府告示第 409 号）

水防法第 18 条に規定する標識は、次のとおりである。

（注）白布、水の字は赤色

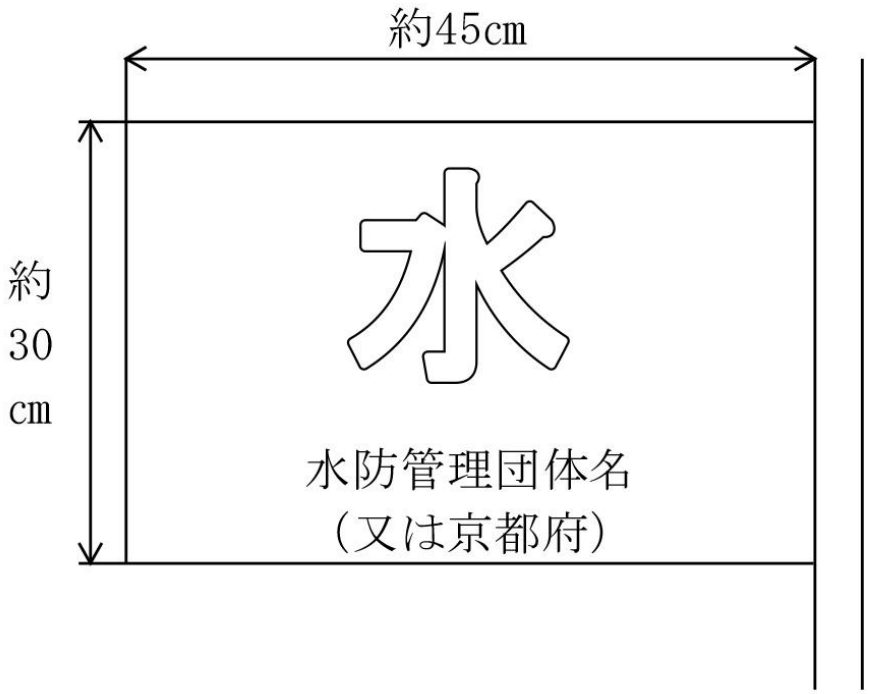

3　水防信号（昭和 24 年 11 月 8 日京都府告示第 807 号）

水防法第 20 条に規定する水防信号は、次のとおりである。

表　水防信号

	警鐘信号			サイレン信号
第 1 信号	○休止	○休止	○休止	○－ 約 5 秒　休止 約 15 秒　○－ 約 5 秒　休止 約 15 秒　○－ 約 5 秒
第 2 信号	○－○－○	○－○－○	○－○－○	○－ 約 5 秒　休止 約 6 秒　○－ 約 5 秒　休止 約 6 秒　○－ 約 5 秒
第 3 信号	○－○－○－○	○－○－○－○	○－○－○－○	○－ 約 10 秒　休止 約 5 秒　○－ 約 10 秒　休止 約 5 秒　○－ 約 10 秒
第 4 信号	乱　　打			○－ 約 1 分　休止 約 5 秒　○－ 約 1 分
備　考	1. 信号は適宜の時間継続すること 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと 3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする			

（注 1）1.　第 1 信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
　　2.　第 2 信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
　　3.　第 3 信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
　　4.　第 4 信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

（注 2）地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じて水防信号を発する

第７　水防活動

京都府水防計画第 12 章に規定する水防活動に準じて水防活動を実施する。

１　水防体制

(1) 町の水防体制

ア　平時の巡視

堤防延長 1 ㎞ないし 2 ㎞ごとに 1 人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な箇所を発見したときは、京都府山城北土木事務所長に連絡して必要な措置を求める。

イ　出水時の監視

堤防延長 500ｍないし 1,000ｍごとに監視人 1 人、連絡員 1 人の基準で監視にあたらせる。

ウ　常に気象状況に注意し、気象警報、洪水予報等が発せられた場合又は水防第 1 信号を受けたときは、水防作業員が待機できるよう連絡方法を定めておく。

エ　水防作業員は第 1 信号で出動（1 番手）し、第 2 信号で必要に応じ（2 番手、3 番手に分割して）出動するものとする。

オ　1 番手の出動人員は定員の 3 分の 1 以内とする。

カ　近年続発する局地的豪雨による洪水に鑑み、気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては特に厳重な警戒を行うものとする。

キ　水防上、警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については、田辺警察署と協議しておく。

(2) ため池管理者の水防体制

ア　平時の巡視

ため池管理者は危険な箇所を発見したときは、町及び京都府山城広域振興局長に連絡して必要な措置を求める。

イ　出水時の監視

ため池管理者は、水防作業を必要とするときは、直ちに町に連絡できるよう体制をととのえておく。

ウ　重要な公共施設の川上にあたるため池の管理者は、ため池を操作するとき又は決壊のおそれのあるときは、重要な公共施設の管理者に急報する。

(3) 堰堤管理者の水防体制

洪水期には特に堰堤管理規定を厳守すること。

２　水防管理団体の出動

(1) 非常配置

水防法第 16 条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して、配置につく時期及び解除について、自主的に決定する。

(2) 出動

町は、次の場合、直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者に定められた計画に従い、出動させ、警戒にあたらせる。

ア　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

イ　ため池が氾濫のおそれがあるとき

ウ　その他気象予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき

(3) 出動の援助協力

ア　町は、大規模な水防の活動を要するため水防法第 22 条及び第 23 条の規定により警察官及び他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には、現地に責任者をおく。

イ　この場合、責任者は目印として昼間は赤腕章、夜間は赤ランプにより、その位置を明確にしておくこと。

第８　水防解除

町長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、警戒の必要がなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、京都府山城広域振興局長及び京都府山城北土木事務所長に報告する。

第９　水防活動報告

水防が終結したときは、町長は遅滞なく次の様式（水防活動実施報告書）により 5 日以内に京都府山城北土木事務所長を経由して京都府知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合は、この限りではない。

＊水防活動実施報告書は、本編 142 頁参照

第 10　水防訓練

水防訓練は、原則として毎年 7 月 31 日までに行う。

水 防 活 動 実 施 報 告 書

水防管理団体名

年　　月　　日

実施日時	年　　月　　日 ー　　年　　月　　日まで								
出水状況	河川名	川	最高水位	m　　cm（警戒水位　　m　　cm）				雨 量	mm
災害原因		河川種別	左岸　1級 2級 準用 右岸　普通	実 施 箇所数		水防活動 延 人 数	人	水防団員（消防団員） 人	その他 人

河川名	水防実施箇所	水防工法	水防実施延長	水防使用資材								計	備考
				品目	単位	主要資材			その他資材				
						数量	単価	金額	数量	単価	金額		
	府市町												
	地先												
	郡区												
				計									

主要資材	俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、じゃかご及び置石

水防活動費							
使用資材費			機械等借料	食糧費	出勤手当等	その他	計
主要資材費	その他資材費	小計					
円	円	円	円	円	円	円	円

備考 （水防状況等）	

（注）水防活動を実施した河川ごとに作成すること

第６節　消防活動計画

（総務班、消防班）

第１　計画の方針

消防は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することを目的とする。

この目的に沿い、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう関係機関との協力体制の確立等について定める。

第２　組織

本町は、消火・救助・救急業務を京田辺市に委託しており、京田辺市消防本部組織は次のとおりである。

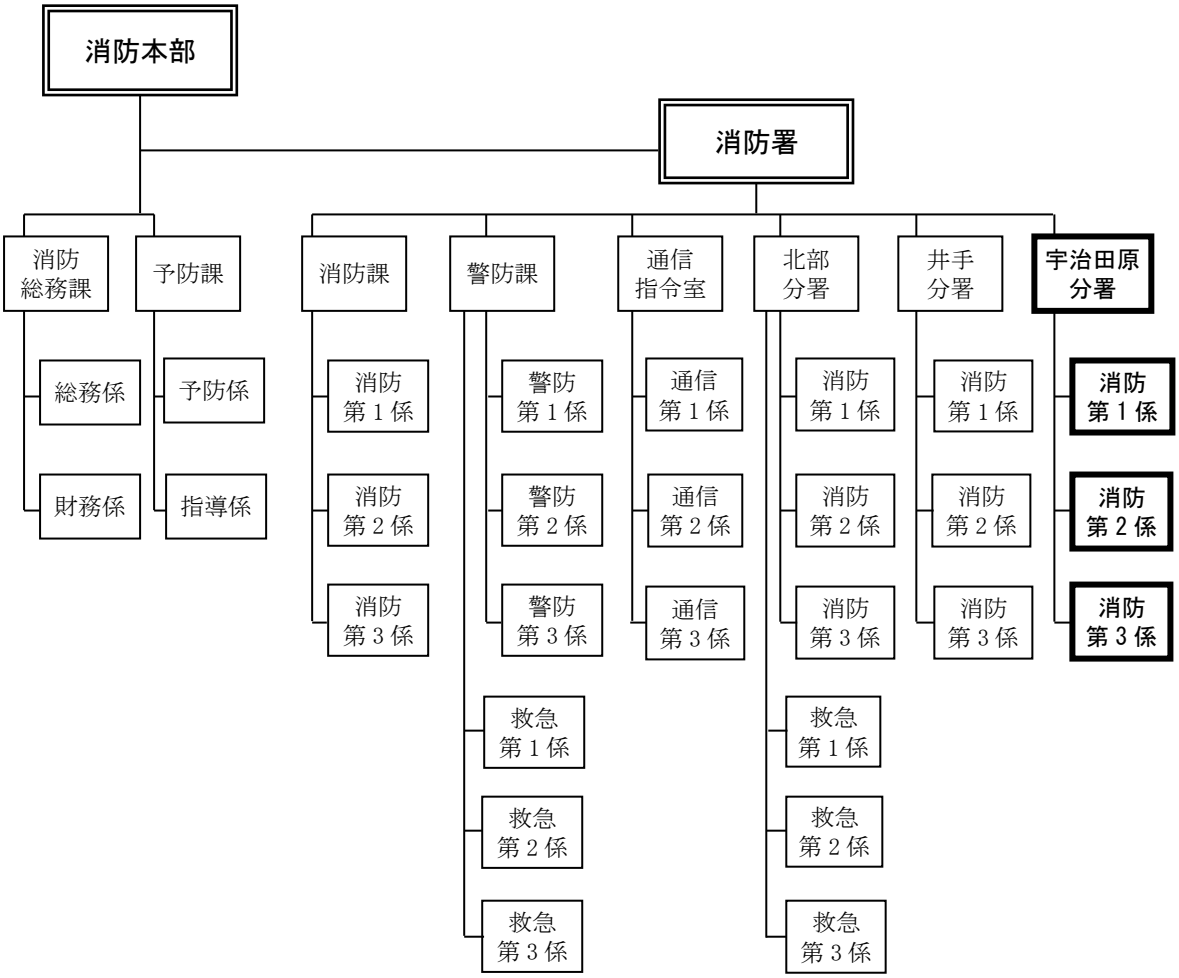

図　京田辺市消防本部・署組織

町内の消防団組織は次のとおりとなっている。

- 団長
  - 副団長
    - 第１分団 ― 分団長 ― 副分団長
      - 第１部　南
      - 第２部　立川、荒木・岩山の一部
      - 第３部　湯屋谷、岩山の一部
      - 第４部　奥山田
      - 第５部　銘城台
    - 第２分団 ― 分団長 ― 副分団長
      - 第１部　郷之口、贄田、南の一部
      - 第２部　荒木、高尾
      - 第３部　岩山
      - 第４部　禅定寺、岩山の一部
      - 第５部　緑苑坂

第３　情報の収集及び報告

町は消防署と連携をとり、災害情報の収集にあたるとともに、各消防団支部は、管轄区域内の収集した情報を総務班に連絡する。

第４　火災警防計画

１　消防部隊の召集

町内の消防団員の招集は災害発生等緊急時における連絡系統に準ずるものとする。ただし、町内に被害が発生した場合は、団員が自主的に参集する。

＊災害発生等緊急時における連絡系統図は、本編 122 頁参照

２　火災等出動区分

消防団の出動は、伝達系統に基づき団長の指示により行うものとする。

京田辺市消防署の出動区分は、京田辺市警防規程に基づく。

第５　大規模救急活動計画

この計画は、多数の傷病者が発生した場合（以下「救急災害」という。）における救急活動を円滑に、かつ、効果的に実施するために、必要な事項を定める。

１　対象

対象とする救急災害とは、次の災害又は事故等、同一災害事故によって、傷病者が 10 人以上発生した場合をいう。

(1) 暴風、豪雨、豪雪、地震その他異常な自然現象によるもの
(2) 火災、爆発等によるもの
(3) 交通事故によるもの
(4) ガス類、危険物、薬品等の流出及び漏洩によるもの
(5) その他突発的な災害又は事故によるもの

2　活動内容

救急災害時には、消防署と連携協力し救急活動を行う。

(1) 救急現場本部を設置して、必要な業務を行う。

(2) 救急災害現場における救急救助活動は、おおむね次のとおりである。

ア　災害及び事故の拡大防止に関すること

イ　要救助者の検索、救助及び避難誘導に関すること

ウ　傷病者の応急手当及び医療機関への搬送に関すること

エ　災害情報の収集に関すること

オ　警戒区域の設定に関すること

カ　応急手当及び救急救助資機材の補給に関すること

キ　医師、看護師等の搬送並びに必要な医療器具及び医薬品の緊急輸送に関すること

ク　その他活動上必要な事項

(3) 応急救護所は、救急現場本部に近接する箇所に設置し、必要な業務を行う。

(4) 傷病者の調査は、必要に応じて行う。

(5) 災害情報の統一を図るため、情報の収集、現場広報等必要な措置をとる。

(6) 現場の状況から応急医療救護所の設置及び応急医療処置が必要と認める場合は、関係機関へ現場派遣を要請する。

(7) 救急災害現場の状況に応じて、地元消防団へ出動を要請する。

(8) 救急災害現場の関係機関等の指揮者と協議し、連携体制を確保する。

第６　危険物等応急対策計画

1　応急措置

(1) 石油類等危険物保管施設

石油類等危険物保管施設については、次の措置等を講じる。

＊危険物貯蔵施設一覧は、参考資料編 65 頁～67 頁参照

ア　各施設責任者の応急措置

(ｱ) 施設の応急点検と流出、爆発、出火等の防止措置

(ｲ) 初期消火活動並びに流出及び広域拡散の防止措置

(ｳ) 自衛消防組織等の活動要領の確立

(ｴ) 災害状況の把握、人命安全措置及び防災機関との連携活動

イ　消防署の応急措置

(ｱ) 保安措置等についての指導及び指示

(ｲ) 消防活動

(ｳ) 施設の責任者等との連携による応急対策の実施

(2) 火薬類製造等施設

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）により、火薬類製造等施設が火災、水災等により危険な状態になったときは、次の措置を講じる。

ア　各施設責任者の応急措置

(ｱ) 火薬類の安全確保措置

(ｲ) 危険地域内の住民等の避難措置

(ｳ) 最寄りの警察署、消防署等への届け出

イ　消防署の応急措置

(ｱ) 消防活動

(ｲ) 施設の責任者等との連携による応急対策の実施

(3) 高圧ガス製造等施設

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生したとき又は火災、水害等により危険な状態になったときは、次の措置等を講じる。

ア　各施設責任者の応急措置

(ｱ) 製造作業の中止、作業員の待避措置

(ｲ) 貯蔵所又は充填容器の安全な場所への移動措置

(ｳ) 必要に応じた従業者、付近の住民の避難措置

(ｴ) 充填容器の安全確保措置

(ｵ) 最寄りの警察署、消防署等への届け出

イ　消防署の応急措置

(ｱ) 保安措置等についての指導及び指示

(ｲ) 消防活動

(4) 毒物・劇物取扱施設

毒物・劇物取扱施設については、消防署が応急措置として、延焼防止及び汚染区域の拡大防止措置等を講じる。

2　災害活動

災害活動は、第 4 項の火災警防計画に準じて行う。

第 7　林野火災応急対策計画

林野における火災は、地理的条件が悪く消防水利はほとんど利用不能の場合が多く、消火活動は極めて困難であるため、打消、迎火等の手段のほか、防火帯の設定、空中消火の効果的な実施を図る。

1　現場指揮本部の設置

現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協議し防御にあたるとともに、延焼拡大のおそれがあるとき又は本町のみでは対処できないと判断したときは時期を逃さず府、隣接市町への応援を要請する。

2　空中消火体制の準備

消防機関等の地上部隊による消火が困難と判断したときは、府へ通報を行うとともに、空中消火要請及び体制の準備を行う。

第８　消防相互応援計画

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定により、本町では、非常事態における市町村相互間の災害防御の措置に関する協定を以下のとおり締結し、非常事態に備えている。

表　消防相互応援協定締結状況

京都府広域消防相互応援協定（令和 2 年 3 月締結） 南部ブロック（第 1 ブロック） ・宇治市（宇治市消防本部）　※ブロック幹事消防本部 ・城陽市（城陽市消防本部） ・八幡市（八幡市消防本部） ・京田辺市、井手町、宇治田原町（京田辺市消防本部） ・久御山町（久御山町消防本部）
八幡・綴喜地区消防相互応援協定（昭和 58 年 4 月締結） ・八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町

第９　緊急消防援助隊の派遣要請

消防組織法第 44 条の規定により、本町で大規模災害が発生し、被害の程度が甚大になるおそれが生じた場合は、京都府知事を通じ緊急消防援助隊の派遣を要請する。また、緊急消防援助隊の受入れに関して、以下の事項をあらかじめ整備し、受入れに万全を期す。

(1) 応援要請に必要な手続きに関すること
(2) 応援部隊の集結地への誘導に関すること
(3) 災害現場活動に係る方針に関すること
(4) 応援部隊が担当する災害現場活動に関すること
(5) 補給物資の調達及び搬送に関すること
(6) 災害活動の記録に関すること
(7) 管内地図及び消防水利に関すること
(8) 医療機関の所在地に関すること
(9) その他応援部隊の受入れ及び活動に必要な調整に関すること

府への連絡方法 ［京都府消防保安課］　tel 075-414-4471 （京都府衛星通信系防災情報システム：8(7)-700-8110）
※府と連絡が取れない場合　総務省消防庁への連絡方法 ［平日 9:30～18:15：総務省消防庁 国民保護・防災部防災課 応急対策室］ tel 03-5253-7525（消防防災無線：9-90-49013） ［休日・夜間：宿直室］ tel 03-5253-7777（消防防災無線：9-90-49102）

第 10　火災等の情報及び報告

町域に火災等の災害が発生した場合は、次により調査のうえ、災害対策に必要な情報に意見を添えて府に報告する。

1　火災等の情報及び報告

火災等の災害が発生した場合、町長は以下により調査を実施し、災害対策に必要な情報に意見を添えて京都府知事に報告する。

(1) 調査報告事項

調査報告事項は、火災・災害等即報要領による。

(2) 調査報告を要する規模

次のいずれかに該当する火災について報告する。

ア　一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について、火災報告様式（様式 4）により報告する。

(ｱ) 死者 3 人以上生じたもの

(ｲ) 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

イ　個別基準

火災及び事故について、アの一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについては報告する。

(ｱ) 火災

○　建物火災

・特定防火対象物で死者の発生した火災

・国指定重要文化財又は特定違反建築物の火災

・建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

・損害額 1 億円以上と推定される火災

○　林野火災

・焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

・空中消火を要請したもの

・住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの

○　交通機関の火災

・航空機火災（火災発生のおそれがあるものを含む。）

・トンネル内車両火災

○　その他

・以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(3) 調査報告の期限

町長の報告期限は即時

(4) 報告系統

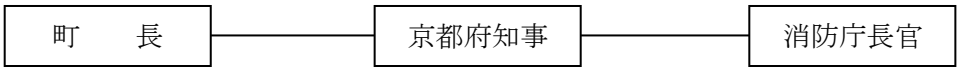

(5) 直接即報基準

(2)のイ（個別基準）(ｱ)（火災）に掲げる「交通機関の火災」について、町長は、第一報を府に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

様式４　火災報告様式

第　　報

（火　　災）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

火災種別	1.　建物　2.　林野　3.　車両　4.　船舶　5.　航空機　6.　その他			
出火場所				
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （月　日　時　分）		（鎮圧日時） 鎮火日時	（月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途			事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所			出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢） 人		死者の生じた理由	
	負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人			
焼損程度	焼損棟数	全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数			気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　人			
救急・救助活動状況				
その他参考事項				

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第７節　避難計画

（総務班、医療救助班、消防班）

第１　避難行動計画

１　計画の方針

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

住民は、気象予警報等の情報取得に注意を払い、特に要配慮者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。このとき、住民は必要に応じて避難指示等発令前であっても、自主的に早めの避難行動を行うための目安に従った行動を開始することとする。また、町から避難指示が発令された場合は、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

さらに、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等への自主的な避難のほか、自らの判断で上階への避難や高層階に留まる等により、計画的に身の安全を確保する屋内安全確保、また、それらの避難ができない場合はより安全な避難ができる場所への避難も重要である。

このため、町は、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、台風発生情報や豪雨予測時には、事前準備を呼びかけるとともに適切に高齢者等避難等を発令し、周知を徹底する。

なお、事前準備の呼びかけにあたっては、事前登録によるメール、アプリケーション等の広報媒体を積極的に活用する。

２　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

(1) 方針

町長は、水害や土砂災害等の災害が発生するおそれがある場合で、住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき、又は避難指示を夜間に発令するおそれがあると認められるときは、災害危険区域の住民に対し早い段階で「高齢者等避難」を発令する。

また、危険な状況が進展した場合には「避難指示」を発令し、周知徹底を図る。

さらに、既に災害が発生又は切迫している状況であり、指定緊急避難場所等に立ち退き避難することがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の居住者等に対し、命を守るための緊急安全確保を指示する。

(2) 避難指示等の対象

ア　対象地区

災害の発生により人命の危険が予想される次に掲げる地区

(ｱ) 河川の氾濫、ため池の溢水等により、堤防が決壊したときに人命、住家に甚大な被害を及ぼす地区（田原川浸水想定区域等）

(ｲ) 土砂災害等の危険が予想される地区（土砂災害警戒区域等）

(ｳ) その他避難を必要とする地区

イ　対象者

(ｱ) 居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難対象地区内にいるすべての人

(ｲ) 避難対象地区以外の住民であっても、被災のおそれのある場合に自主的に避難する人

避難の実施責任者、措置及び実施の基準

区分	実施責任者	措　置	実施の基準
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者等(社会福祉施設を含む)に対する避難情報の発表	○要配慮者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき。 ○山間地域等で災害の推移によっては交通支障による孤立が懸念される、又は避難段階において状況が悪化し、被災する危険性が高まるおそれがあると判断されるとき。
避難の指示等	京都府知事又はその命を受けた職員　(地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	○地すべり等により、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	京都府知事又はその命を受けた職員 水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	○洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの指示 立ち退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	○災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ○避難のための立ち退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法第4条)	立ち退きの指示 緊急安全確保措置の指示 避難等の措置	○町長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないとき。 ○町長から要求があったとき。 ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要するときにおいて危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じたときにおいて、警察官がその場にいないときに限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について、必要な措置をとる。
避難指示にあたっての助言 (災害対策基本法第61条の2)		○指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は京都府知事は、避難指示又は緊急安全確保措置に関する事項について、町長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。	
京都府知事による 避難の指示の代行 (災害対策基本法第60条)		○京都府知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立ち退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。	
避難指示の解除にあたっての助言(土砂災害防止法第32条)		○国土交通大臣又は京都府知事は、避難指示の解除に関する事項について、町長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。	

※ なお、町長が高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、速やかに京都府知事に報告する。

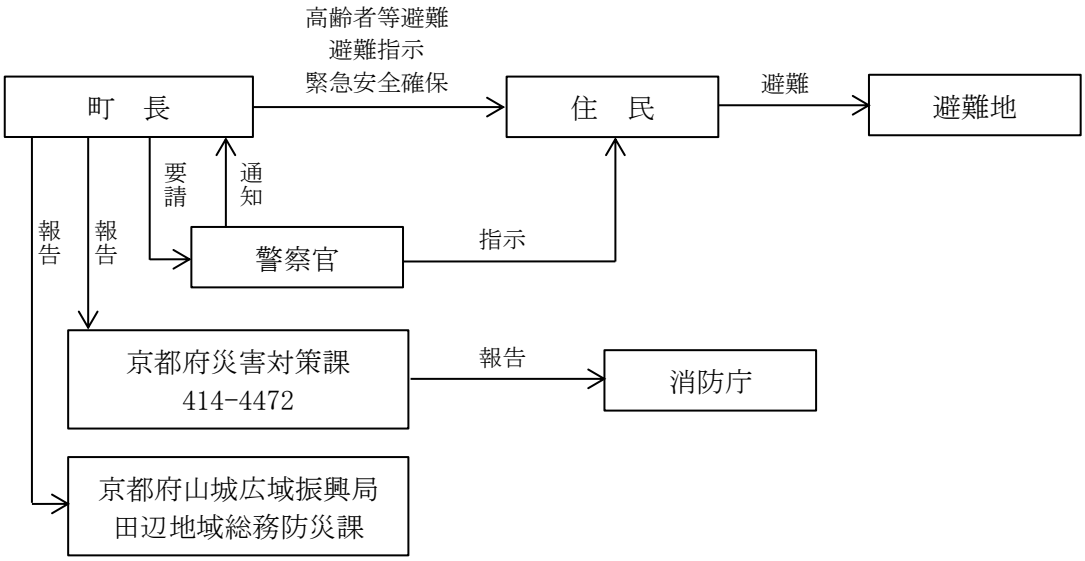

図　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の連絡系統

(3) 京都府及び関係機関の助言

避難指示等の対象地域、判断時期等について、府及び関係機関に必要な助言を求めることができる。町は、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。府は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

3　警戒区域の設定

災害対策基本法第 63 条の規定に従い、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、生命又は身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定し、立入りを制限することができる。なお、町長が業務を遂行できないときは、副町長が代行する。

また、同条の規定に従い、警察官、自衛官又は京都府知事は、町長の代行をすることができる。

4　避難指示等の発令基準

風水害に係る避難基準は、第２章　災害予防計画　第 10 節「避難に関する計画」に定める。

5　避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達は、次の事項を明示して実施する。

ア　避難対象地域

イ　適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）

ウ　避難先

エ　避難経路

オ　避難指示等の理由

カ　避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

(2) 住民に対する伝達系統

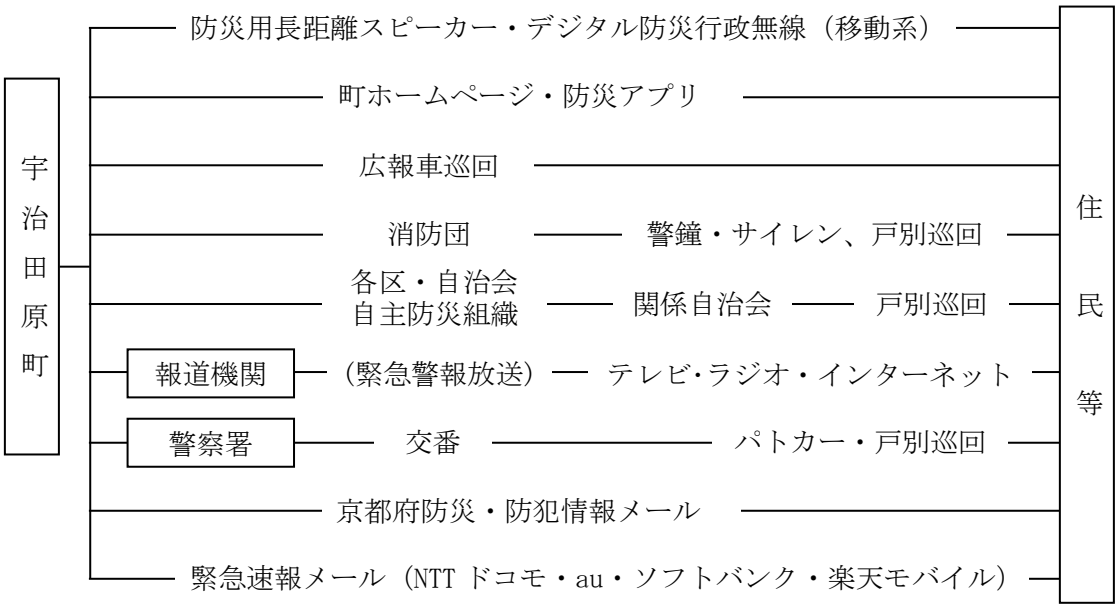

表　警鐘・サイレンによる避難信号

警鐘	サイレン				
乱　打	○－ 約１分	休止 ５秒	○－ 約１分	休止 ５秒	○－ 約１分

なお、放送局による伝達について、災害対策基本法第 57 条の規定により、ＮＨＫ・民間放送会社に対して要請する場合は、やむを得ない場合を除き、府を通じて放送の協力を要請する。

６　避難場所及び避難方法

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所（広域避難場所）及び一時避難場所を参考資料編に掲載する。

＊避難場所及び避難所は、参考資料編 56 頁～58 頁参照

(2) 避難の誘導

ア　避難の誘導者

避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、自主防災組織、区・自治会、消防団員、町職員、警察官は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう連携して、避難先への誘導に努める。

イ　誘導方法

(ｱ) 誘導にあたっては、定められた指定緊急避難場所へ区・自治会単位等での集団行動を心がけ、避難行動要支援者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行う。

(ｲ) 避難路については、安全を十分確認し、避難中の事故防止に万全を期す。

(ｳ) 避難にあたっては、携行品を必要最小限にし、早期に避難を完了させる。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については、十分配慮する。

(ｴ) 避難者の移送及び輸送は、避難者各個に行うことを原則とするが、避難者が自力

で立ち退き不可能な場合は車両等により行う。

(ｵ) 災害が広範囲で大規模な立ち退き移送を要し、町だけでは対応不可能なときは、府に協力を要請する。

(3) 在宅被災者の把握

避難指示等を行った地域において、住民が避難した後に、速やかに警察官、消防職員や消防団員等によるパトロールを行い、被災者の確認及び避難をしていない住民の有無等について、確認を行う。

避難指示等に従わない住民には、避難するよう促す。

(4) 学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設の災害発生時の安全を図るため、事前の避難計画に従って避難を行う。

各施設において、児童・生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施し、完了したとき、施設の管理者は町へその旨を報告する。

7　避難行動要支援者に対する避難支援

避難行動要支援者に対する避難支援を速やかに実施する。

(1) 避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する情報伝達

町は、災害の発生する危険が迫り、避難行動要支援者の避難が必要と判断した場合、高齢者等避難を発令するとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対しその情報を伝達する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、避難行動要支援者の避難が必要と判断した場合、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供し、速やかに避難支援を実施する。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難が必要となった場合、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供し、速やかに安否確認を実施する。

(4) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難行動要支援者に対する避難支援については、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを避難行動要支援者に理解してもらい、避難支援等関係者等の安全確保を図る。

(5) 福祉避難所又は緊急入所施設への搬送

町は、指定緊急避難場所への避難に支障がある避難行動要支援者について、避難支援等関係者の協力を得て福祉避難所又は緊急入所施設に搬送する。

(6) 災害危険区域にある要配慮者利用施設への情報伝達

町は、災害の発生する危険が迫り、災害危険区域にある要配慮者利用施設が危険と判断した場合、あらかじめ定めた情報伝達系統により、避難情報を速やかに伝達する。

第２　避難生活計画

町は、被災者が安全に安心して過ごすことができる指定避難所を速やかに開設し、適切に管理運営する。また、要配慮者の状況に配慮して運営する。

1　指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

町は、施設管理者及び自治会、自主防災組織、避難者と協力して、指定避難所を開設する。

また、指定避難所が地震災害等により使用不可能な場合や、延焼等の危険が予測される場合は、付近の指定避難所又は確実に安全が確保できる公園等を代替場所として使用するほか、天幕を設営する等の措置を講じる。

指定避難所の開設においては、以下に定める任務を遂行する。

ア　施設の開錠と看板の掲示

イ　避難者の誘導

ウ　避難所運営のための事務所の設置

エ　避難所運営計画の作成

(2) 指定避難所を開設するときには、速やかに指定避難所の施設管理者へ連絡する。なお、指定避難所の開設にあたっては、土砂災害や浸水被害のおそれがないかどうかを判断し、安全な場所を選定する。

(3) 指定避難所開設の実務は医療救助班が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者又は最初に到着した職員が実施する。

(4) 本部長は指定避難所を開設したときは、直ちに建物及び収容者の維持管理のために避難所責任者を派遣する。

(5) 指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を京都府知事及び田辺警察署長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する。)

ア　開設の日時、場所

イ　箇所数及び収容人員

ウ　開設期間の見込み

エ　避難対象地区名

(6) 指定避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは期間を延長することがある。

2　指定避難所の運営

(1) 指定避難所運営の事務分掌

指定避難所の運営は、自治会、自主防災組織、避難者等が中心となって運営することを基本とする。避難所責任者、学校職員及び当該施設管理者は運営の補助、支援を行い、必要に応じて、ボランティアの協力を得る。

避難所責任者は、以下に定める任務を遂行する。

ア　避難者収容状況の把握及び町本部への報告

イ　避難所勤務要員の確保

ウ　必要物資の供給、給食及び給水に関する準備

エ　町本部との連絡

オ　避難者の状況把握と調整

(2) 避難者の収容

ア　避難所責任者は、避難地域の被災者を収容するとともに、他地区より避難してきた被災者も収容する。

イ　避難所責任者は、避難者の収容を行ったときは、直ちに避難者名簿を作成する。

ウ　指定避難所の運営状況について、毎日定時に対策本部へ報告する。なお、記録及び報告のため運営記録を作成する。

エ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点やニーズの違い、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）、家庭動物との同行避難等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、避難者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

オ　避難所等における避難者に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するほか、配慮が必要な方々へのトイレも別途設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、避難者の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

カ　避難者に対し、給水、給食を実施するとともに、生活必需品等の供与・貸与を行う。

キ　指定避難所においては、要配慮者に十分配慮するものとし、給食、健康診断等において十分な対策を行うとともに、避難所内の諸施設及び設備においても要配慮者等が容易に利用できるよう対策を行う。

ク　町は指定避難所の開設及び運営を円滑に進めるため、あらかじめ「避難所運営マニュアル」を作成しておく。

(3) 避難者の健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、被災者の健康保持を図る。

町は、京都府山城北保健所長と連携し、被災者の健康問題に対応するため、保健師や栄養士等の支援チームを編成し支援活動にあたる。

ア　災害発生からおおむね２週間

(ｱ) 自宅滞在している被災者への保健活動

・地域住民の被災状況を把握するとともに、居宅滞在者の健康調査を実施する。

・健康維持や生活活動等に必要な保健・医療・福祉（介護）の情報を提供するとともに必要に応じた支援を行う。

(ｲ) 避難所の被災者への保健活動

・被災住民への健康相談により、被災者の健康状況を把握する。

・医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制

を準備し実施する。

・避難所支援関係者との連絡調整、連携、情報共有により、環境整備を図る。

(ｳ) 支援体制の企画・調整活動

・派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。

・居宅及び避難所の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。

・救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。

・職員の健康管理として、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。

・必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

イ　災害発生おおむね2週間以降

(ｱ) 新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。

(ｲ) 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について、検討し実施する。

(ｳ) 指定避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。

(ｴ) 通常業務を再開するための体制づくりを行う。

ウ　被災者の心のケア

災害発生により、被災者等の精神的ケアが必要な場合、府に対し災害派遣精神医療チーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）の派遣を要請し、被災者、避難者等に対する精神医療、カウンセリング等を行う。

(4) 新型インフルエンザ等感染者発生時における対応

ア　町は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。

イ　避難所指定職員は、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

ウ　避難所において、発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用の避難スペースとなる総合文化センターへ誘導し、避難所指定職員が対応にあたる。

エ　町は、自宅療養者を受入れる場合は、専用の避難スペースとなる総合文化センターを案内し、避難所指定職員が対応にあたる。

(5) 指定避難所における避難者の把握

指定避難所において避難者名簿を作成するとともに、避難者の被災状況について、聴き取り調査等を実施して、避難者の実態確認を行う。

(6) 指定避難所の閉鎖

本部長は災害の状況により、避難者が帰宅できる状態になったと認められるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。ただし、指定避難所のうち、住居の倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、指定避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

［指定避難所開設・運営フロー］

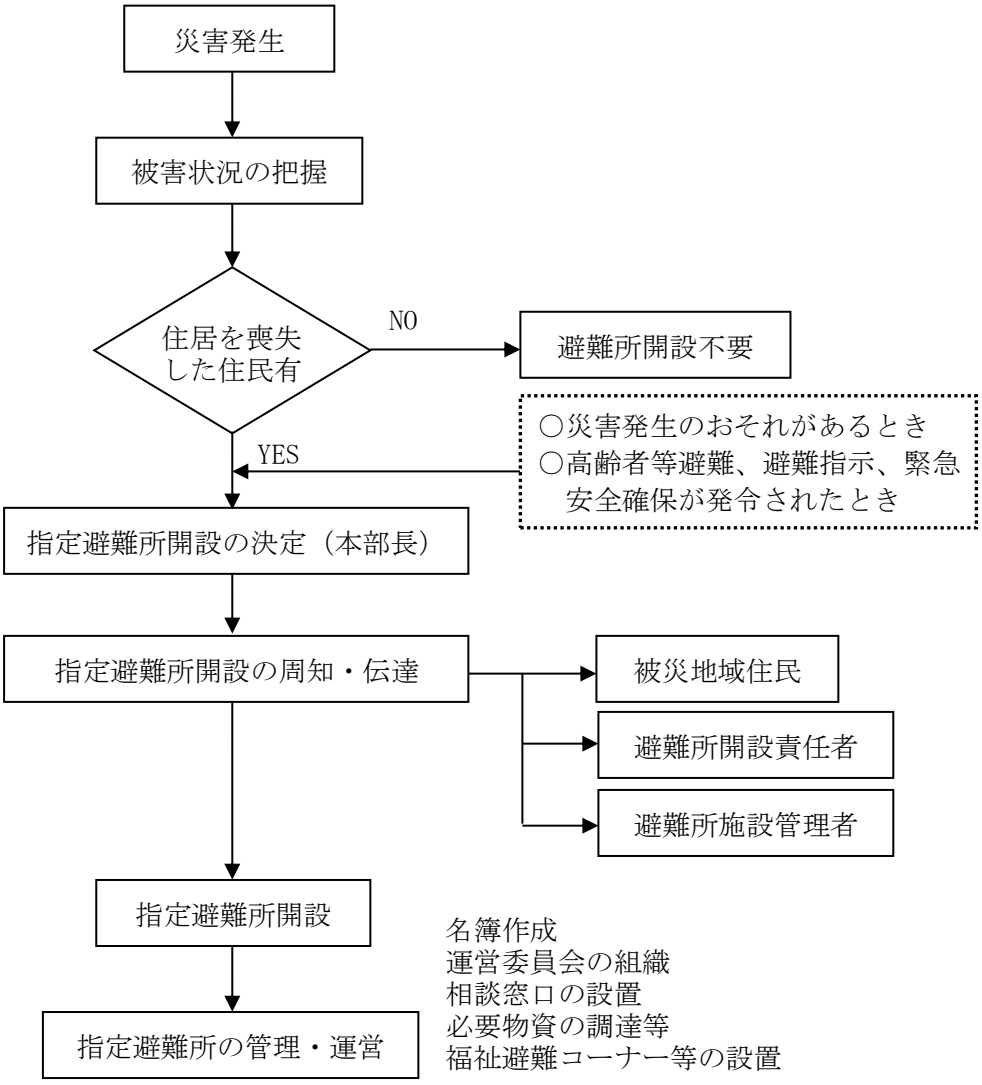

3　福祉避難所の開設・運営

(1) 福祉避難所の開設

ア　災害の規模、気象状況等を考慮し指定避難所を開設するときは、必要に応じて要配慮者等が避難できる施設として福祉避難所を開設する。なお、福祉避難所への収容にあたっては本人の意向を確認の上実施する。

イ　福祉避難所の開設に伴い、当該施設職員は避難者の収容にあたる。

(2) 福祉避難所の運営

ア　施設職員は、避難者を収容したときは、速やかに町本部に収容者名、住所等を連絡する。

イ　施設職員は、避難者の収容にあたり当該施設が被害を受け、収容が困難になったとき、又は収容力に余力がないときは、直ちに町本部に連絡する。

ウ　施設職員は、毎日収容状況を町本部に連絡する。

エ　施設職員は、以下の事項が発生したときは直ちに町本部に報告する。

(ｱ) 被災者の収容を開始したとき。

(ｲ) 収容者全員が退出、又は転出したとき。
(ｳ) 収容者が死亡したとき。
(ｴ) 福祉避難所において感染症等が発生したとき。
(ｵ) その他報告を必要とする事態が発生したとき。

4　要配慮者等への配慮

ア　要配慮者の食事

要配慮者への食事は、粉ミルクや柔らかい食品等、特別食を要する者に対する当該食料の確保及びその提供について配慮する。

イ　要支援程度別の支援

要介護者、障がい者等については、要配慮者一人ひとりの特性など具体的な要配慮者の状況を確認の上、適切な避難の実施に必要な支援に努める。

5　在宅被災者等への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者に対しても、指定避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

6　広域一時滞在

(1) 府内における広域一時滞在

ア　府内他市町村に対する協議

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議する。

イ　京都府の助言

町は、広域一時滞在を実施する場合、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について、府に助言を求めることができる。

ウ　協議先市町村の対応

協議を受けた市町村は、被災住民を受入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

(2) 府外における広域一時滞在

ア　京都府への他の都道府県に対する協議要請

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて、協議するよう府に要請する。

イ　京都府の調整及び協議

府は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県について、調整を求めることができる。また、他の都道府県に被災住民の受入れについて、協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。

(3) 他の都道府県から協議を受けた場合

町は、府が他の都道府県から被災住民の受入れについての協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、避難所を提供する。

(4) 被災住民に対する情報提供と支援

ア　被災住民に対する情報提供

町は、広域一時滞在を受入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

イ　被災市町村と連携した情報提供体制の整備

町は、広域一時滞在を受入れた場合、被災市町村と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、生活支援に努める。

7　被災者への情報伝達活動

(1) 被災者への情報提供

町は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、被災者が自ら被害や避難情報等を収集できるよう、大規模災害が発生した場合は、公衆無線ＬＡＮのアクセスポイントの設置、避難所等への携帯電話の充電器の貸与について、各通信事業者に要請し、通信環境を確保する。

(2) 安否不明者等の氏名公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者（行方不明者を含む）に関する情報収集を行う。また、府の実施する安否不明者の氏名等の公表に協力し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

8　車中泊避難計画

町は、余震への不安やプライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止をはじめと

した健康対策を行う。また、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。さらに、必要に応じて、車中泊避難場所の開設を要請する。

車中泊避難場所（車により一時的に安全確保できる場所）として位置づけられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

表　車中泊避難場所

名　称	所在地
総合文化センター	大字岩山小字沼尻 46-1
奥山田ふれあい交流館	大字奥山田小字宮垣内 162

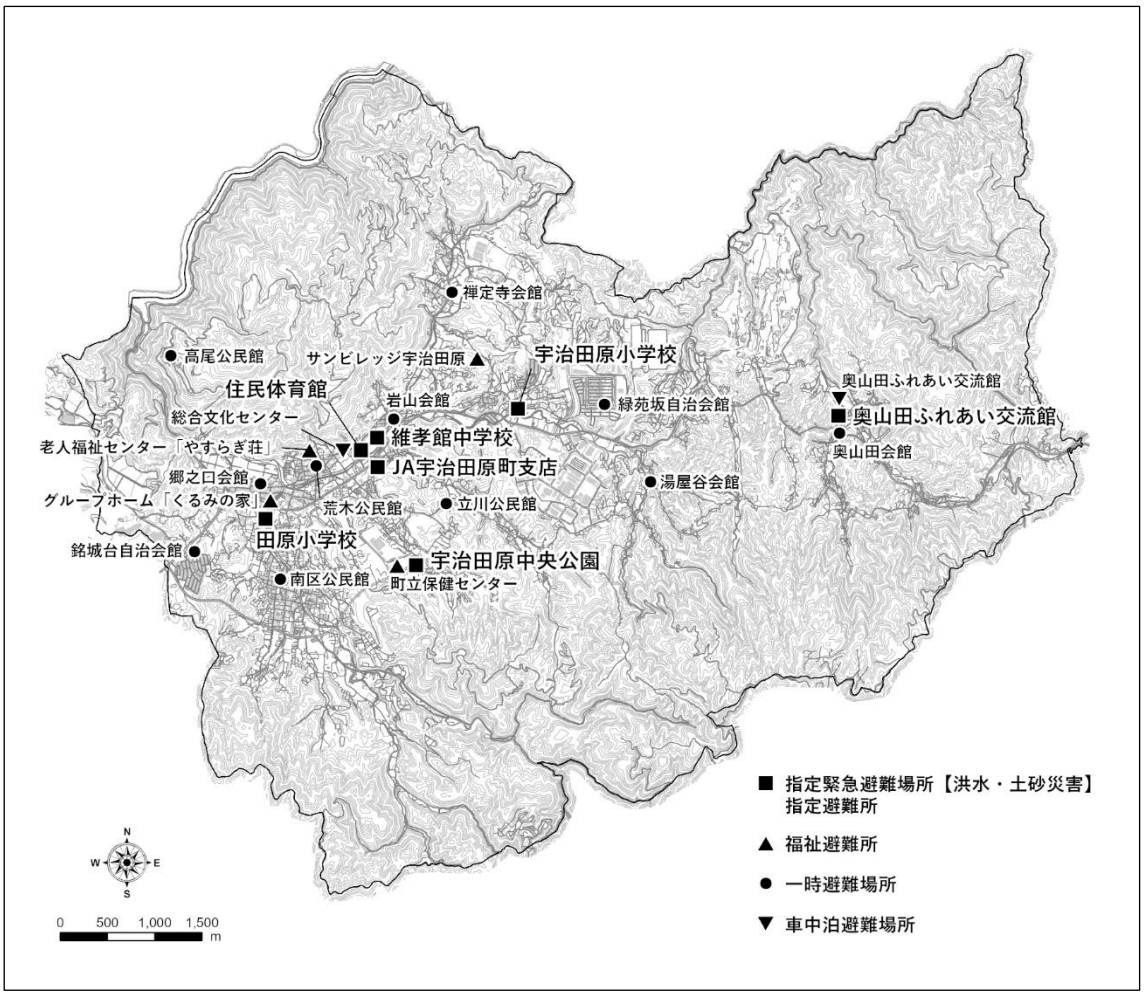

第８節　被災者救出救護計画

（医療救助班、消防班）

第１　計画の方針

この計画は、災害のため生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索、救出救護について定める。

第２　救出の対象者

(1) 災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者

ア　火災時に火中に取り残された場合

イ　倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ　流出家屋及び孤立した地点に取り残された場合

エ　崖くずれ、土石流、地すべり等により生き埋めとなった場合

オ　ガス、危険物、薬品等の爆発、流出、漏洩等が発生した場合

カ　航空機、自動車の大事故が発生した場合

(2) 当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、又は当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）

第３　救出救護の方法

(1) 救出救護の対象者を発見した者は、直ちに災害対策本部又は警察官若しくは消防職員、消防団員に通報する。

(2) 救出救護活動は京田辺市消防署及び消防団が田辺警察署と協力して実施するが、対応できない場合は、隣接警察署、府に応援を要請する。

(3) 救出救護活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に救急現場本部を設置し、関係機関と連携をとる。

第４　安否不明者等の氏名公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者（行方不明者を含む）に関する情報収集を行う。また、府の実施する安否不明者の氏名等の公表に協力し、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

第５　活動拠点の確保

町は、府と連携し、関係機関の部隊の展開、宿営等の拠点を町の救援活動拠点に確保する。

第６　資機材等の調達等

(1) 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

(2) 町は、必要に応じ、民間（協定締結企業等）からの協力等により、救出救護のための

資機材を確保する。

第７　活動の調整

(1) 府及び町の災害対策本部は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われ、医療提供体制が確保・継続されるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、総合調整を行う。

(2) 関係機関は、府及び町の災害対策本部による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に合同調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行うものとする。

第８　救急活動

(1) 救出活動は、救命措置を必要とする重傷病者を最優先する。

(2) 傷病者に対する応急手当の実施のため救急現場本部に応急救護所を設置する。なお、負傷の程度や救護所の能力が不足する場合は関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

第９　惨事ストレス対策

町は、救出救護活動の実施にあたり職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第 10　災害救助法による救出

(1) 対象者

ア　災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

イ　災害のため生死不明の状態にある者

(2) 費用の限度

災害救助法施行細則に定める額以内

(3) 救出の期間

災害発生の日から 3 日以内

＊災害救助法の適用基準については、本編 216 頁参照

第９節　医療・救護計画

（医療救助班、消防班）

第１　計画の方針

この計画は、災害により医療・助産の途を失った者に対しての、応急的な医療、助産活動などについて、必要な事項を定める。

第２　医療・救護体制

１　活動体制

(1) 町の救護体制

傷病者の救護及び収容活動を行うとともに、京都府救護班が行う医療活動及び助産の補助を行う。

(2) 医師会により編成される医療班

町長が必要と認めたときは、綴喜医師会と協議し、医療救護班の編成及び派遣を要請する。

(3) 京都府により編成される救護班

府は町から要請があった場合、又は必要と認めたときは、救護班を編成し派遣する。重傷病者は後送病院に搬送するものとする。

(4) 日本赤十字社京都府支部により編成される救護班

日本赤十字社京都府支部は、府の要請があった場合、救護班を編成し派遣する。

(5) 公立・公的病院、国立病院機構病院、地域医療機能推進機構は、府の要請があった場合、救護班を編成し、応援出動に応じる。

(6) 災害派遣医療チーム

ア　府は、被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められるとして、町から派遣要請があった場合、又は必要と認めたときは、医療機関に対して、災害派遣医療チームの派遣を指示する。

イ　災害派遣医療チームは、災害・事故等の現場における医療措置、被災地等に所在する医療機関の支援、患者搬送等を行うとともに、必要となる資機材を携行する。

(7) 災害医療コーディネーターの活動

災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、府から要請があった場合、又は自ら必要と判断したときは、京都府災害対策本部や町に対する災害医療体制の確保についての助言、被災地外への患者搬送及び受入医療機関の確保のための調整、被災地内外から派遣される医療救護班等の配置の調整、関係機関に対する医療の復旧のために必要な調査、その他災害時における医療提供体制の確保に関すること等を行う。

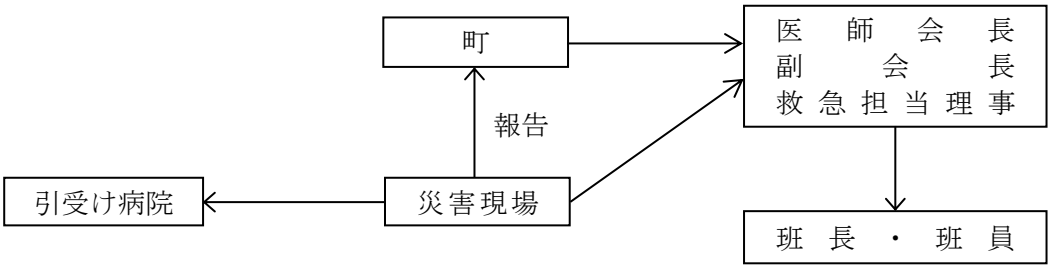

図　綴喜医師会連絡出動体制

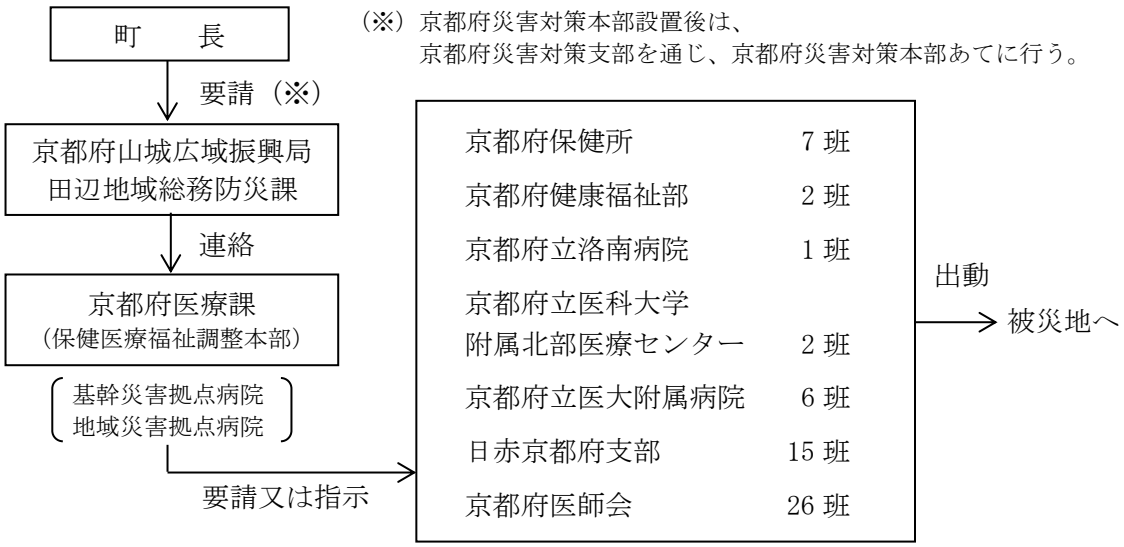

図　町から京都府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統

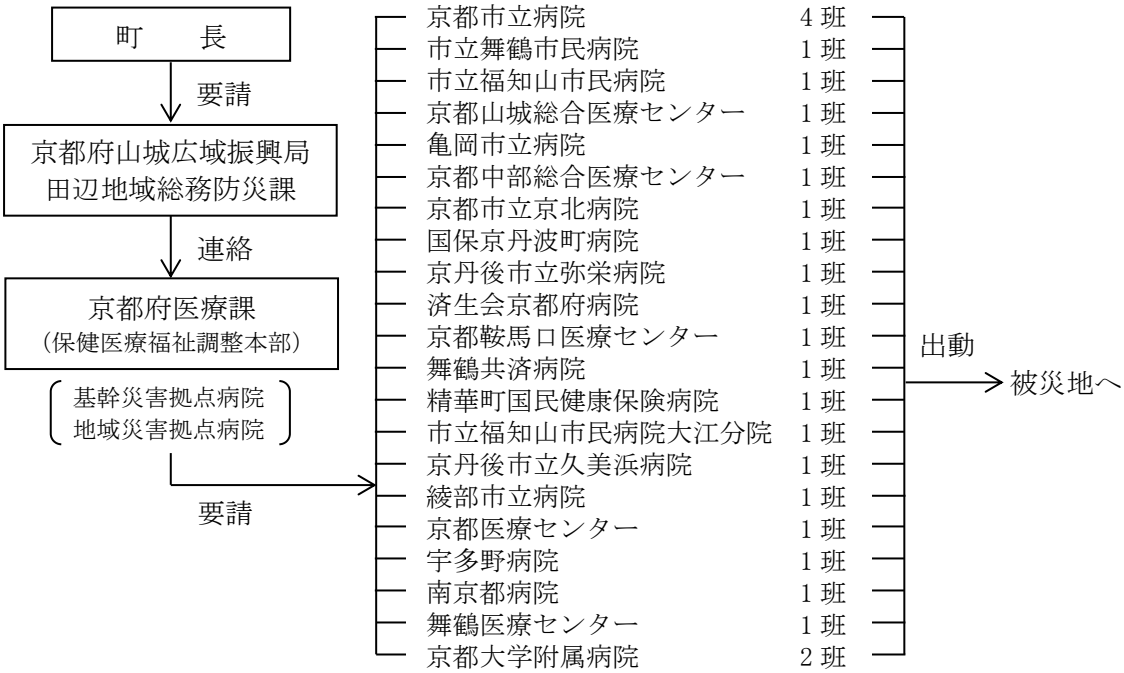

図　町から京都府を通じて国公立病院等に応援要請をする場合の連絡系統

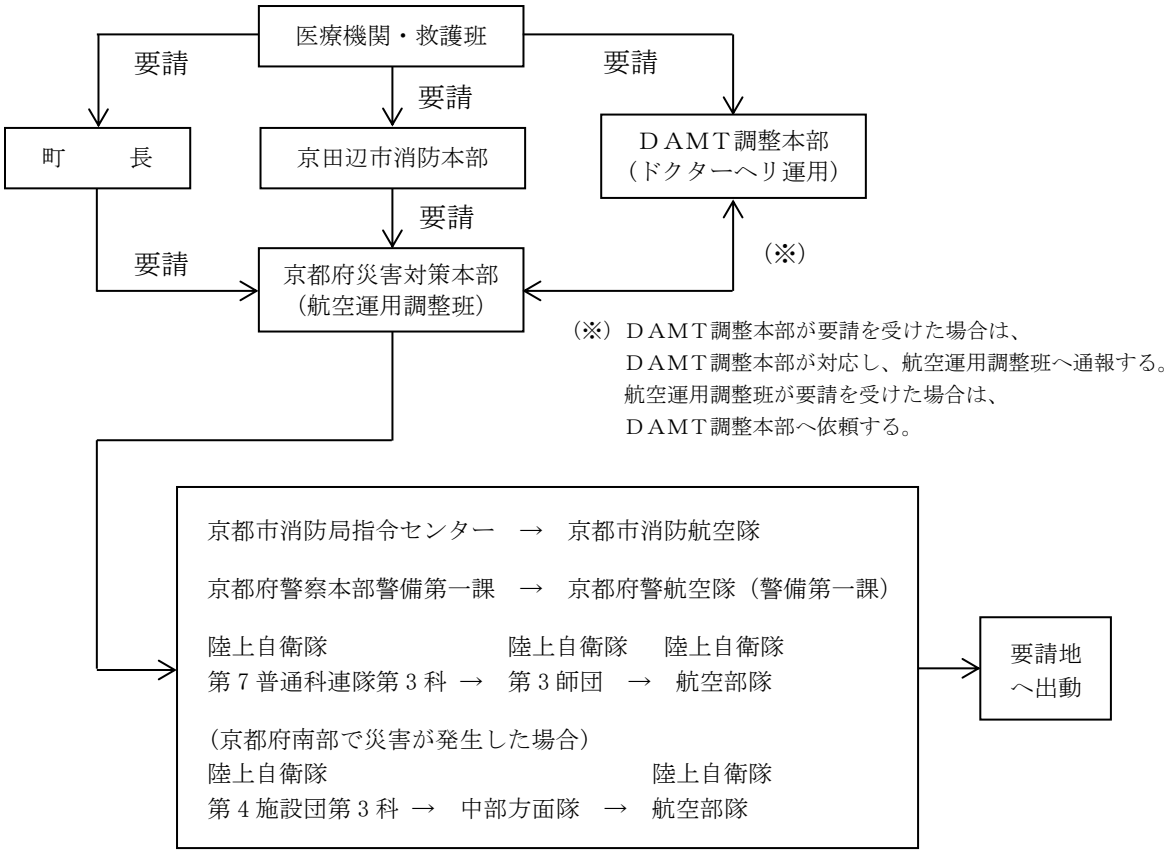

図　空輸のための応援要請をする場合の連絡系統

２　救護所の設置

既設の医療機関に患者を収容できない場合は消防本部、綴喜医師会等の協力を得ながら救護所を設置する。

(1) 救護所設置場所

本部長が必要と認めた場所に設置する。

(2) 設置場所の決定

設置場所の決定は本部長が行う。なお、災害救助法が適用され、府による救護班が派遣された場合は京都府山城北保健所長の指示による。

３　医療救護及び助産活動

(1) 医療及び助産の対象者

ア　医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　災害発生の日前後１週間以内の分娩（予定）者で災害のため助産の途を失った者

第３　傷病者の搬送

１　傷病者の搬送体制

傷病者の搬送は原則として、被災現場から救護所までは住民の協力を得て医療救助班が行う。また、救護所から後送医療施設への搬送は医療救助班が府や関係機関の協力を得

て行う。

2　後送医療機関への搬送の方法

重傷病者の後送医療施設への搬送は次のとおり行う。

(1) 医療救助班が消防署に配車・搬送を要請する。

(2) 医療救助班が町公用車により搬送する。

(3) その他

第４　医薬品等の備蓄

緊急用の医薬品の計画的な備蓄を進める。

表　備蓄医薬品一覧

品名	規格	数量
ヒビテン液（マスキン液）	５％５００ｍｌ	1
消毒用エタノール	５００ｍｌ×２０袋	1
イソジンスクラブ液	７．５％５００ｍｌ	1
フェノバール注射液	１００ｍｇ　１ｍｌ×１０Ａ	1
ソセゴン注射液	１５ｍｇ　１ｍｌ×１０Ａ	1
インテバン坐剤	５０ｍｇ　５０個	1
ブスコパン注	２０ｍｇ　１ｍｌ×１０Ａ	1
アタラックスＰ注射液	２５ｍｇ　１×１０Ａ	1
アトロピン硫酸塩注	０．５ｍｇ　１ｍｌ×１０Ａ	1
テラプチク静注	４５ｍｇ　３ｍｌ×３０Ａ	1
テラプチク皮下・筋注	３０ｍｇ　２ｍｌ×１０Ａ	1
ニトロール錠	５ｍｇ　１０Ｔ×１０	1
ソル・コーテフ注射用	１００ｍｇ　５Ｖ	1
ラシックス注	２０ｍｇ　２ｍｌ×５０Ａ	1
アドナ注（静脈用）	５０ｍｇ　１０ｍｌ×１０Ａ	1
カルボカイン注１％	１００ｍｇ　１０ｍｌ×１０Ａ	1
キシロカインゼリー２％	３０ｍｌ×５本	1
ボスミン注	１ｍｇ０．１％　１ｍｌ×１０Ａ	1
ノルアドレナリン注	１ｍｇ　１ｍｇ×１０Ａ	1
ベノキシール点眼液	０．４％　１０ｍｌ	1
ビクシリンカプセル	２５０ｍｇ　１０Ｐ×１０	1
タリビット眼軟膏	０．３％　３．５ｇ×１０本	1
ソフラチュール貼付剤	１０ｃｍ　１０×１０　１０枚	1
グリセリン浣腸１２０	１２０ｍｌ×１０本	1
ブドウ糖注５％パック	５％　５００ｍｌ×２０袋	1
生理食塩液パック	５００ｍｌ×２０袋	1
ラクトリンゲル液フソー	５００ｍｌ×２０袋	1
注射針付（シリンジ針付）	１０ｍｌ×１００本	1
注射針（ネオラス針ＲＢ）	１８Ｇ×１００本	1
注射針（ネオラス針ＲＢ）	２３Ｇ×１００本	1
注射針（ネオラス針ＲＢ）	２４Ｇ×１００本	1

品名	規格	数量
テルフュージョン輸液セット TI-J353P	５０セット	1
止血帯	井の内式	2
紙テープ	９ｍｍ×１０入	1
弾力包帯	５ｃｍ巾　６入	1
滅菌アブゴーズＰ　Ｓ	１８袋入	1
滅菌アブゴーズＰ　Ｍ	１５袋入	1
滅菌アブゴーズＰ　Ｌ	１２袋入	1
シリンジ（針なし）	１ｍｌ×１００本	1
駆血帯	井の内式	1
ベストケアカット綿	４０×４０ｃｍ	1
３Ｍテガダーム	６．５×７ｃｍ	1
セーフレットキャス	ＮＩＣ－２２Ｇ	1
セーフレットキャス	ＮＩＣ－２４Ｇ	1
防水シーツ（ロールシーツ）	５８０×９７０ｍｍ×１００シート	1
ナビロールニトリル手袋	Ｓ	1
ナビロールニトリル手袋	Ｍ	1
ナビロールニトリル手袋	Ｌ	1
滅菌ガウン	６８０×１，０６０ｍｍ	1

第 10 節　給水計画

（上下水道班）

第１　計画の方針

飲料水は、生命の維持にとって重要である。よって、災害による水道施設の破損又は水質汚染等のために水道水の供給ができなくなった住民に対し、速やかに飲料水等の確保と応急給水を実施する。

第２　災害発生時への備え

(1) 水道施設関係

ア　隣接市町に対し応援給水の要請に備え、その要請方法、供給対価等につき事前に協議する。

イ　気象庁の気象情報から災害が予想されるときは低地におけるポンプの取り外し、あるいは配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

ウ　応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、方法について配慮する。

エ　停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、またその運転方法について、関係者によく熟知させる。

オ　事務系統職員の応援あるいは指定水道工事業者の応援の対策をたてる。

(2) その他

ア　災害時の給水活動を円滑に実施するため、給水源（井戸等）の所在地、給水可能戸数を調査し水質検査をしておく。

イ　タンク車、給水容器、容器運搬用車両の準備をする。

ウ　飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム等）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所もよく検討する。

エ　飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器はいつでも使用できるように、できる限り多く備える。

第３　災害発生時の対策

(1) 水道施設関係

ア　水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

　なお、伝染病等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を行う。

イ　復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

ウ　被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに京都府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

(2) その他

ア　水道断水のため地区内の井戸を利用する場合は、必要に応じ井戸替え、ろ過、消毒等を行った上で、生活用水として利用し、飲用には利用しないよう指導する。やむを得ず飲用に利用する場合は、飲用適否のための水質検査を行い、飲用に適合していることを確認し、かつ、煮沸、消毒等を行った上で利用するよう指導する。

イ　井戸替え及び消毒は、塩素、晒粉、次亜塩素酸ソーダ等を投入し水が十分かわるまで汲み出し外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が 0.2 mg／ℓ 以上検出されるようにする。

ウ　生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

第４　飲料水等の確保

取水、送配水施設が、破損又は汚染された場合には、以下の方法により飲料水等を確保する。

(1) 飲料水の確保

ア　配水池・飲料水の確保

中央配水池、長山配水池、緑苑坂配水池及び工業団地配水池に設置されている緊急遮断弁により、4 配水池の飲料水を確保する。ただし、災害の状況（火災発生）によっては、配水池から配水を行う。

イ　造水機によるろ過・滅菌

水源井、プール、耐震性貯水槽等の水を造水機によりろ過・滅菌し、飲料水として利用する。

(2) 水の備蓄

ア　住民に理解を求め、住民 1 人 1 日あたり約 3 リットルを目安に、3 日分程度に相当する飲料水を、住民の備蓄により確保する。

イ　福祉施設等（入居施設）、医療機関等においても、必要な飲料水の備蓄に努める。

(3) 飲料水の購入

農業協同組合、生活協同組合、大規模量販店、町内業者、災害応援協定を締結している事業者等に対し飲料水の供給について、協力を要請する。

(4) 浄水の確保

水源から浄水場まで機能している場合、浄水池の浄水を飲料水等として供給する。

第５　給水計画

災害が発生した場合には、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を迅速に把握し、給水対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定し、応急給水を実施する。

第６　給水の準備

(1) 給水の広報

給水時間、給水場所等を住民に広報する。

(2) 給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災地区周辺の便利の良い場所に設定する。

(3) 給水用資機材の確保

給水タンク車等が不足する場合には、応援協定等に基づき、給水規模に応じて、他の市町村又は府、自衛隊に対し協力を要請する。給水袋等の備蓄資機材が不足する場合には、業者から調達する。

第７　給水の方法

(1) 給水基準

発災後の期間	応急給水量（1 人 1 日あたり）
発災後 3 日間	3 ﾘｯﾄﾙ
発災後 4 日～7 日	20～30 ﾘｯﾄﾙ
発災後 7 日～14 日	30～40 ﾘｯﾄﾙ
復興期 14 日～	100～ ﾘｯﾄﾙ

(2) 方法

応急給水の方法は、運搬給水と仮設給水栓給水とする。

なお、「運搬給水」とは、給水拠点等の水を利用して給水車等であらかじめ指定した給水ポイントや避難所等へ運搬して給水するもので、「仮設給水栓給水」は、通水可能な配水管の消火栓上に適宜仮設給水栓を設置して給水するものである。

(3) 特別措置

社会福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、介護等に支障のないよう努め、必要に応じ貯水槽の設置や仮設配管を行う。

第８　その他

(1) 水利の確保

給水に使用する水利を速やかに確保する。

(2) 応急給水用機械器具の調達

応急給水用機械器具は機械器具販売会社等から調達する。

(3) 給水施設の応急復旧

給水施設の応急復旧は、当該施設の管理者が行う。

なお、施設の管理者は応急工事施工等の対策をあらかじめ定めておく。

第９　災害時における井戸の活用

１　井戸の活用

災害時において、水の使用可否は極めて重要である。水は、給水に使用するものとその他の生活用水に使用するものとに区分される。そのうち、生活用水については、現在も使用されている町内の井戸を活用することとする。

２　井戸の募集

災害時に使用する井戸を確保するため、住民に対し大規模災害時の生活用水に使用する井戸の募集を実施する。

第 11 節　食料供給計画

（医療救助班）

第１　計画の方針

災害の発生により、自宅で炊飯等ができず、また、食料品の販売機構等が一時的に混乱し、日常の食料を確保できない被災者に、必要な食料を調達・供給するために必要な体制や供給方法について定める。なお、食料の供給にあたっては、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、年齢層等から生じるニーズの違いに配慮するものとする。

第２　実施責任者

食料の供給は町が行う。町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、京都府知事又は知事の通知に基づき、町長が実施する。

第３　対象者

食料供給の対象者は次のとおりとする。

(1) 避難所、救護所等に収容されている被災者

(2) 住家被害で炊事のできない被災者

(3) 病院、旅館等の滞在者及び縁故先の一時避難者

(4) 災害地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者（ただし、災害救助法の対象ではない。）及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

第４　食料の調達

(1) 災害の発生が予想される場合の事前措置

町は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。また、卸売業者（支店等）及び京都府山城広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

(2) 災害時の米穀の調達

米穀は町内の米穀小売業者から調達する。米穀小売業等からの調達が不可能な場合は、必要とする米穀の数量を京都府山城広域振興局長経由で、京都府知事に要請する。

(3) 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

ア　災害が広範囲にわたり、災害救助法が適用された場合は、給食に必要な米穀の数量を京都府山城広域振興局長経由で、京都府知事に報告する。

イ　町長は、京都府知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請することができる。この場合、市町村長は京都府知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

ウ　町は、京都府知事又は知事の指定する引取人からとう精された政府所有米穀の引渡しを受ける。

(4) その他の食品の調達

その他の食品の調達については、町が京都府知事に要請し、実費であっせんをうける。

第５　食料の供給

１　食料供給の内容

食料供給は、炊出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。必要に応じて、漬物、野菜等の副食、味噌、食塩等の調味料とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、高齢者など配慮を必要とする者について、適切な食料が供給されるよう努める。

２　炊出しの実施

(1) 炊出し施設

学校給食共同調理場　緑苑坂 55 番地の 3　電話 88-2255　FAX 88-3699 1 日あたり最大 1,300 食の供給が可能である。 宇治田原町立保育所調理室　郷之口紫坊 39 番地の 1　電話 88-6611　FAX 88-3104 1 日あたり最大 250 食の供給が可能である。

(2) 炊出し食品の衛生

炊出しによる感染症の発生を防ぐため、炊出し作業員及び食料の衛生については十分注意し、消毒液その他必要な薬品を炊出し施設に備える。

３　米穀の供給を行う期間

災害の発生した日から 7 日以内とする。ただし、本部長が災害の規模により期間を延長する必要があると認めた場合は期間延長を行う。

○食料調達等系統　　＊京都府地域防災計画一般計画編による。

(1) 応急対策用食料品の調達又はあっせんルート

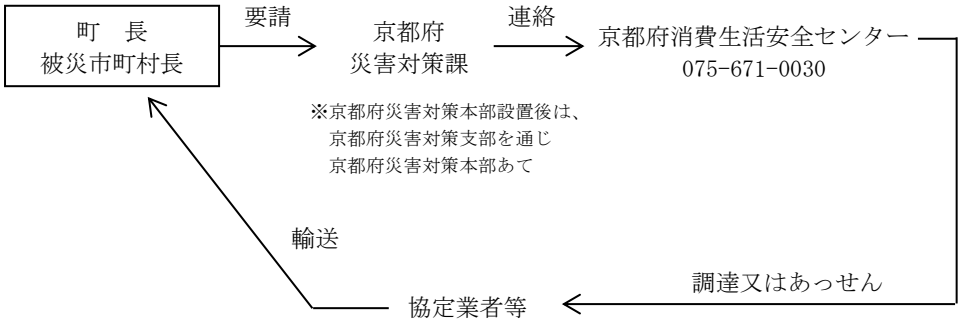

(2) 米穀の緊急引渡ルート

a　販売事業者からの調達

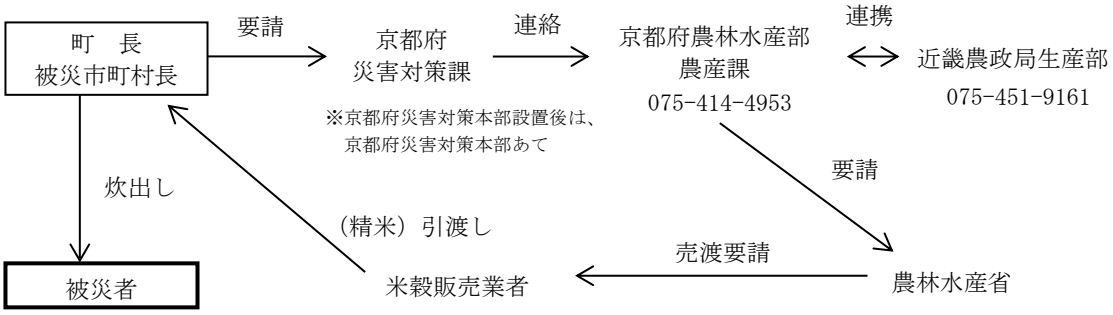

b　政府所有米穀の調達

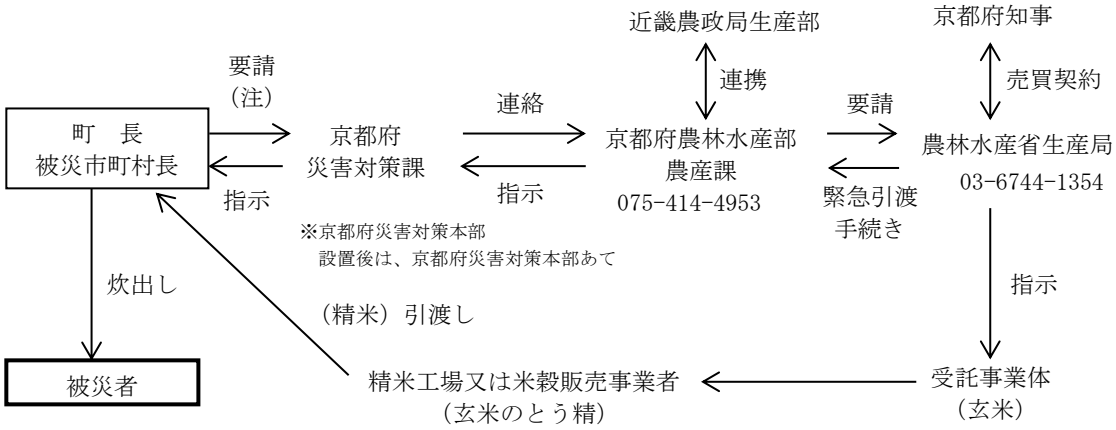

（注）町長は、京都府知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しを要請することができる。この場合、町長は京都府知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。

○自衛隊等の支援又は協力による炊出し連絡系統

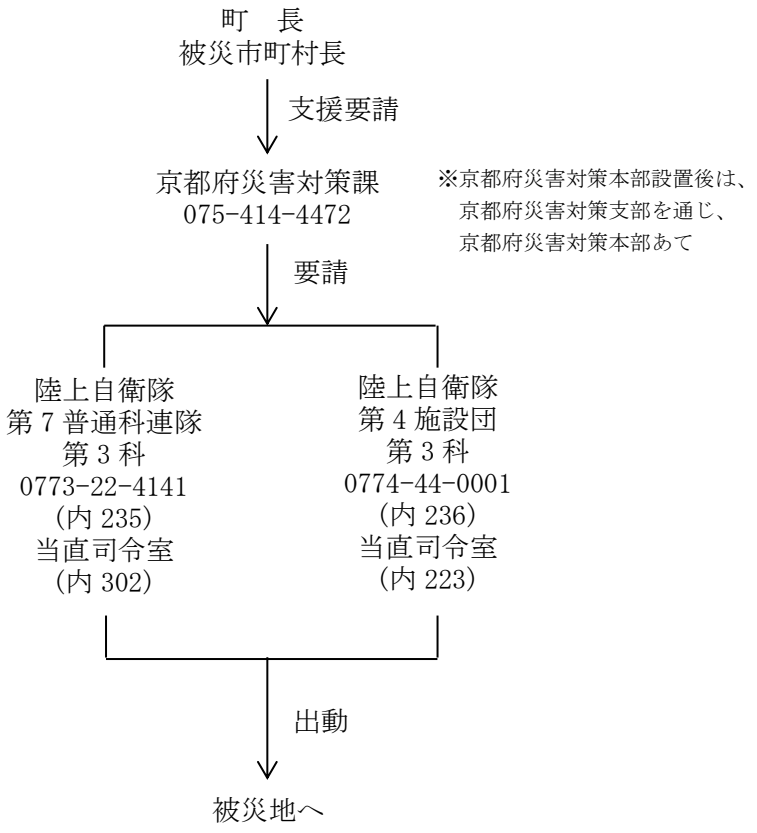

第 12 節　生活必需品供給計画

（医療救助班）

第１　計画の方針

災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を確保できない被災者に対して、急場をしのぐ生活必需品を供給するために必要な事項について定める。なお、生活必需品の供給にあたっては、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第２　実施責任者

実施責任者は本部長とし、町において実施できない場合は、隣接市町の協力を得て実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、京都府知事が物資の調達及び輸送を行い、町は配分計画に基づいて被災者に配分を行う。

第３　対象者

生活必需品供給の対象者は次のとおりとする。

ア　被災により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水を受けた者

イ　被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ　被服、寝具、その他生活必需物資が無いため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第４　生活必需品供給計画

１　品目

被災者に供与（貸与）する生活必需品は次の品目を標準とする。

ア	被服	下着・靴下・雨衣・防寒衣等の類
イ	寝具	毛布・布団等の類
ウ	日用品等	石けん・タオル・ティッシュペーパー・バケツ・ごみ袋等の類
エ	食器等	紙コップ・はし・鍋等の類
オ	光熱材料	マッチ・ローソク・乾電池・灯油等の類

２　生活必需品の確保

本部長の指示に基づき、町と協定を締結している業者等から調達するが、調達量が不足した場合、又は調達が困難な場合は、京都府知事に対してあっせんを要請する他、近隣市町村に応援を要請する。

町で備蓄している品目と数量は次のとおりであり、今後更に計画的な備蓄を進める。

表　生活必需品の備蓄数量

品　目	備蓄場所	数　量
難燃毛布 (1400×1900) ㎜	住民体育館	200 枚
	やすらぎ荘	100 枚
	宇治田原小学校	350 枚
	田原小学校	370 枚
	旧奥山田小学校	70 枚
	総合文化センター	330 枚
	郷之口会館・郷之口器具庫	190 枚
	高尾公民館・高尾器具庫	20 枚
	南区公民館・南コミュニティ消防センター	220 枚
	荒木公民館・荒木コミュニティ消防センター	40 枚
	岩山会館・岩山器具庫	100 枚
	立川公民館・宇治田原コミュニティ消防センター(立川)	80 枚
	禅定寺会館・禅定寺コミュニティ消防センター	70 枚
	湯屋谷会館・湯屋谷器具庫	60 枚
	銘城台自治会館・銘城台器具庫	145 枚
	緑苑坂自治会館・緑苑坂器具庫	105 枚
	合　　計	2,480 枚

3　生活必需品の集積場所

町内又は町外の業者から調達した物資及び近隣市町村から送付された応援物資については、下記の場所に集積し円滑な配分を進める。

ただし、総合文化センターについては、車中泊避難場所も兼ねているため、当該駐車場を車中泊避難場所として開設する場合は、事前に物資の集積場所の確保を行う。

物資集積場所	場　所
総合文化センター	大字岩山小字沼尻 46-1
宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5

4　生活必需品の配分

町は生活必需品の配分計画を作成し、調達した生活必需品等を世帯構成人数に応じて配分する。配分にあたっては、地区ごとに物資支給責任者を定め、区・自治会の協力を得て行うものとする。なお、物資の支給に関してはあらかじめ物資支給に関する要領を作成し、迅速的確に実施する。

5　燃料の確保

町は、災害が発生した場合、町内の燃料販売店に対し燃料の提供を要請する。なお、燃料確保が困難な場合、燃料の油種や数量、案件の優先度等を提示し、府及び国に対し緊急供給要請を行う。

○生活必需物品の調達系統

(1)災害救助法により京都府が調達及び供与（貸与）する場合

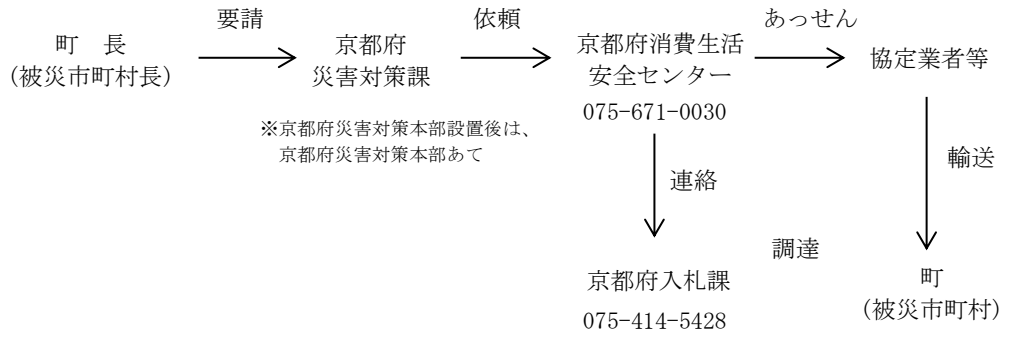

(2) 町から京都府に物資あっせんを要請する場合

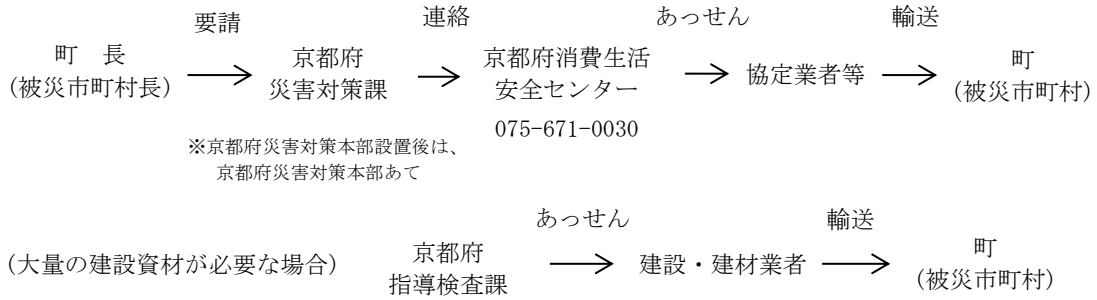

(3) 町から国又は他府県に物資あっせんを要請する場合

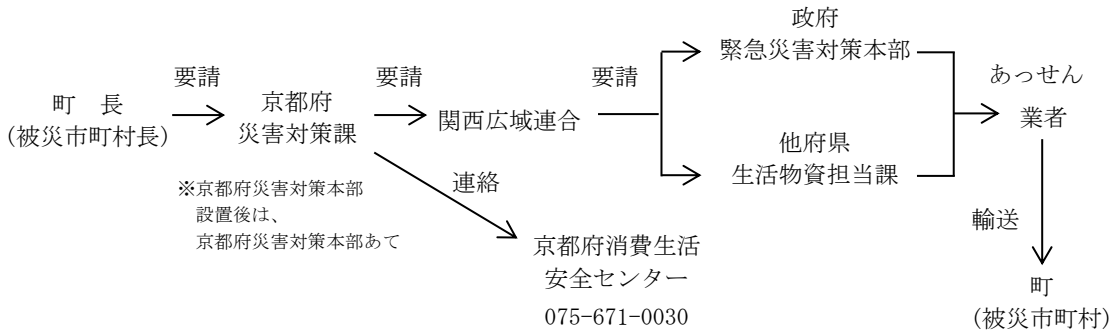

第 13 節　要配慮者に係る対策

（総務班、医療救助班）

第１　計画の方針

災害時には、要配慮者は避難等に特別の援護が必要な上、災害時の生活においても生活上の支障を生じることが予想される。このため災害時における要配慮者に対する必要な応急対策について定める。

第２　実施責任者

町は、府と連携して、要配慮者に対する対策を実施する。

第３　災害発生時の避難行動要支援者の避難誘導、安否確認等

(1) 被害が予想される災害が発生した場合には、町は府と連携し、社会福祉協議会、自主防災組織、区・自治会、ボランティア等の協力を得て、避難行動要支援者マップや避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、被害が予想される地区の避難行動要支援者の安否等を各戸訪問して確認するとともに、避難誘導を行う。また、指定緊急避難場所及び指定避難所の避難行動要支援者の所在についても確認を行う。

(2) 在宅の避難行動要支援者に対しては、必要に応じ社会福祉協議会、自主防災組織、区・自治会、ボランティア等の協力を得て指定緊急避難場所及び指定避難所への誘導、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講ずる。

(3) 避難所及び被災者等の福祉的支援が必要な場合は、府に災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣を要請し、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を求める。

第４　高齢者に係る対策

(1) 町は被災した高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、府と連携し、災害ボランティア等の協力を得ながら、調査・相談体制を整備する。

(2) 町は、府と連携し、被災した高齢者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。

(3) 町は、府と連携し、被災した高齢者が、老人福祉施設等において必要な保健福祉サービスを受けられるよう速やかに体制を整える。

(4) 指定避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、高齢者に配慮した仕様とする。

第５　障がい者に係る対策

(1) 町は、府と連携し、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、ＦＡＸ、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。

(2) 町は、府と連携し、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含め視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
(3) 町は、府と連携し、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通訳やガイドヘルパーなどのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
(4) 町は、府と連携し、町内の福祉施設等において、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。また、重度障がい者については、府内等の障害（者）福祉施設等への緊急入所等の対策を講ずる。
(5) 障がい者の健康管理には特に留意することとし、町は府と連携し、避難者健康対策を講ずる。
(6) 町及び府は、避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮したユニバーサルデザイン仕様の施設を検討する。

第６　乳幼児・児童に係る対策

(1) 町は、ほ乳瓶、粉ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保する。物資の調達が困難な場合は府に協力を要請する。
(2) 町は、府と連携し、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

第７　妊婦に係る対策

(1) 町は、妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
(2) 町は、府と連携し、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制を確保する。
(3) 町は、妊婦の健康管理に特に留意し、府と連携し、避難者健康対策を講じる。
(4) 町は、助産の必要な妊婦に対し、医療機関等の協力を得て、助産を実施する。

第８　外国人に係る対策

(1) 町は、府と連携し、災害時の通訳・翻訳ボランティアの協力を得て、外国人との情報伝達システムを確立する。
(2) 町は、府と連携し、広報・広聴活動において、外国人に十分配慮して活動する。

第 14 節　緊急輸送計画

（総務班、消防班）

第１　計画の方針

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材を迅速かつ確実に輸送するため、緊急輸送道路の確保と輸送体制の確立について定める。

第２　緊急輸送の対象等

１　緊急輸送の対象

町及び府が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりである。

ア　被災者

イ　医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資器材等

ウ　飲料水、食料、生活必需品等

エ　救援物資等

オ　応急復旧に係る要員、資機材等

２　輸送順位

ア　住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ　災害の拡大防止のために必要な輸送

ウ　ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

第３　緊急輸送車両等の確保

１　車両の確保

(1) 町で保有する車両等

町公用自動車一覧

車　種	台数	備　考
乗合自動車	5	
乗用自動車	10	
貨物自動車	15	
原動機付自転車	4	
緊急自動車	2	総務課・上下水道課所属
特殊用途自動車	2	
合計台数	38	

消防団

車　種	台数	備　考
緊急自動車	9	多機能型消防車
緊急自動車	1	小型ポンプ積載車
合計台数	10	

京田辺市消防署宇治田原分署

車　種	台数	備　考
緊急自動車	1	消防ポンプ車
緊急自動車	1	高規格救急車
緊急自動車	1	指揮支援車
原動機付自転車	1	
合計台数	4	

(2) 輸送の方法

町の災害時における輸送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうち最も適切な方法により行う。

ア　トラック、バス等による輸送

イ　航空機、ヘリコプターによる輸送

ウ　人力等による輸送

(3) 京都府への要請

町内で車両の確保が困難な場合は、次に示す事項を明示して京都府山城広域振興局長を経由して京都府知事に調達あっせんを要請する。

ア　輸送区間及び借上げ期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車両等の種類及び台数

エ　集結場所及び日時

オ　その他必要な事項

(4) 輸送協力要請の窓口

災害の状況に応じて、関係機関に対して、輸送協力を依頼する。

(5) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

表　町内給油取扱所一覧

名　称	所在地
油音商店	大字荒木小字西出 2
京都やましろ農業協同組合　宇治田原給油所	大字立川小字宮ノ本 22

2　航空機等による輸送

地上輸送が不可能な場合、又は孤立した地域に緊急物資を輸送する必要が生じた場合は、直ちに京都府山城広域振興局長を経由して京都府知事に航空機等の要請を行う。

第４　緊急通行車両

1　緊急通行車両の範囲

災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認を受ける車両は、第 2 の 1 に掲げる災害応急対策に使用する車両とする。

2　緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に規定する緊急通行車両の確認を受けようとするときは、緊急通行車両等確認申請書（様式第 5）を京都府警察本部の交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は田辺警察署長等に提出し、標章及び緊急通行車両確認証明書（様式第 4）の交付を受ける。

＊標章、様式第 4・第 5 は、本編 193 頁～194 頁参照

3　緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両として確認を受ける車両のうち、事前に届出を行っておく必要があると認められる車両については、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に申請書類（様式第 1）を提出して審査を受け、届出済証の交付を受けておくものとする。

＊様式第 1 は、本編 195 頁参照

4　災害時における立ち往生車両や放置車両の移動等

町は、災害対策基本法第 76 条の 6 の規定に基づき、京都府警察本部及び府と連携し、放置車両その他交通障害物の除去に努め、緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

第５　緊急輸送道路

本町に関連する緊急輸送道路として指定すべき道路は、次のとおりである。

・国道 307 号　　（滋賀県境～国道 24 号交差点：第 2 次緊急輸送道路）
・府道宇治木屋線　　（国道 307 号交差点～宇治田原町町役場：第 2 次緊急輸送道路）
・府道宇治田原大石東線　　（町が定める緊急輸送道路）
・上記道路と防災拠点を結ぶ町道（町が定める緊急輸送道路）

＊道路・交通の災害情報の伝達系統は、本編 192 頁参照

第６　ヘリポートの位置等

1　発着予定地

表　災害用・ドクターヘリコプター発着予定地一覧

地図番号	名称	所在地	備考
①	宇治田原小学校グラウンド	大字岩山小字丸山	ドクターヘリ
②	住民グラウンド	大字岩山小字大溝	ドクターヘリ
③	田原小学校グラウンド	大字郷之口小字中林	ドクターヘリ
④	奥山田ふれあい広場	大字奥山田小字里西	ドクターヘリ
⑤	宇治田原工業団地グラウンド	大字立川小字金井谷	ドクターヘリ
⑥	宇治田原カントリー倶楽部	大字奥山田小字長尾	ドクターヘリ
⑦	近畿スポーツランド	大字高尾小字柏尾	ドクターヘリ
⑧	宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5	ドクターヘリ

2　発着場の基準等

ヘリコプター発着場の基準及び標示要領により整備を行い、緊急時に円滑な活動が実施できるようにする。

＊ヘリコプター発着場の基準及び標示要領は、本編 191 頁参照

3　ヘリポートでの留意事項

(1) 関係者以外の立入を制限する。

(2) 誘導員を配置する。（ヘリコプターがヘリポートを確認し、着陸の態勢に入ったと判断したならば、遠くに離れ、他の侵入者がないようにする。）

(3) 散水の実施（風圧により砂塵が立たない。）及び飛散物は固定又は除去する。（積雪時は完全に除雪又は圧雪をする。）

(4) 吹流しを設置する。（離着陸の障害にならないよう留意）
（吹流しの基準：長さ 2m以上、径 60 ㎝以上、赤白で目立つように）

(5) ヘリポートの標示をする。（Hの印を 10～20mの大きさ、石灰等で標示）

(6) ヘリコプター近くでの火気厳禁を徹底する。

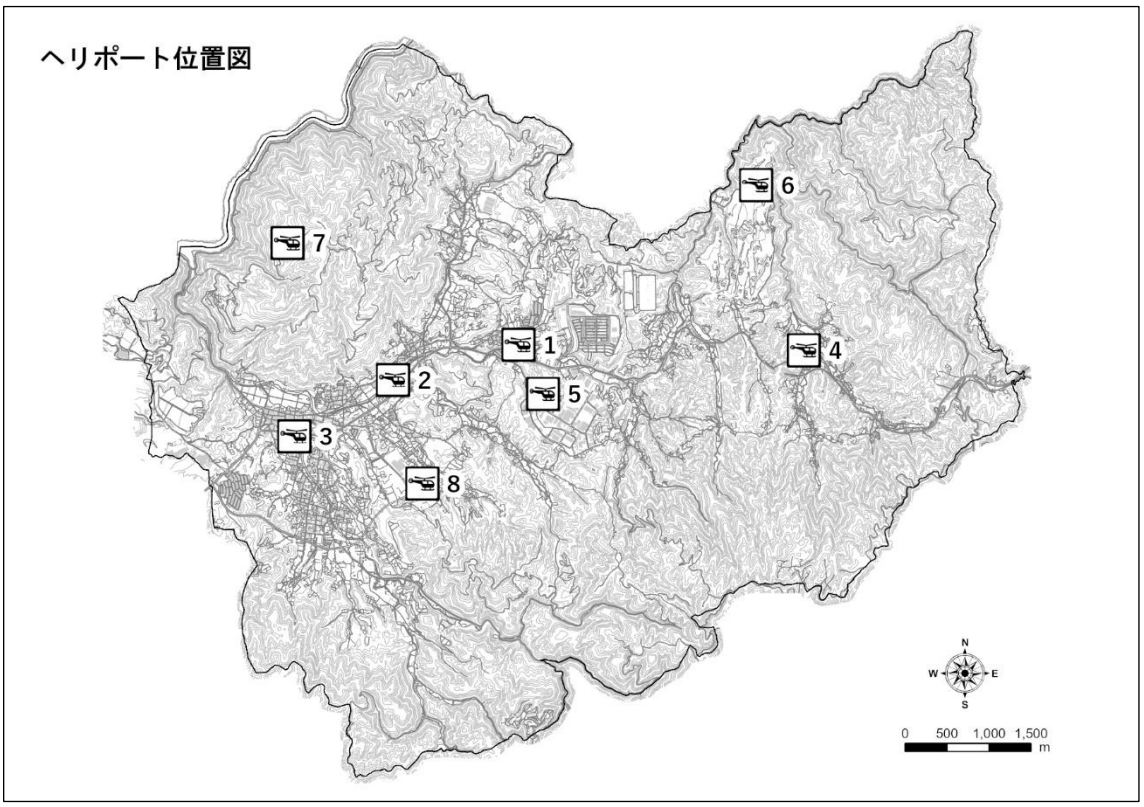

ヘリポート詳細図

①宇治田原小学校グラウンド

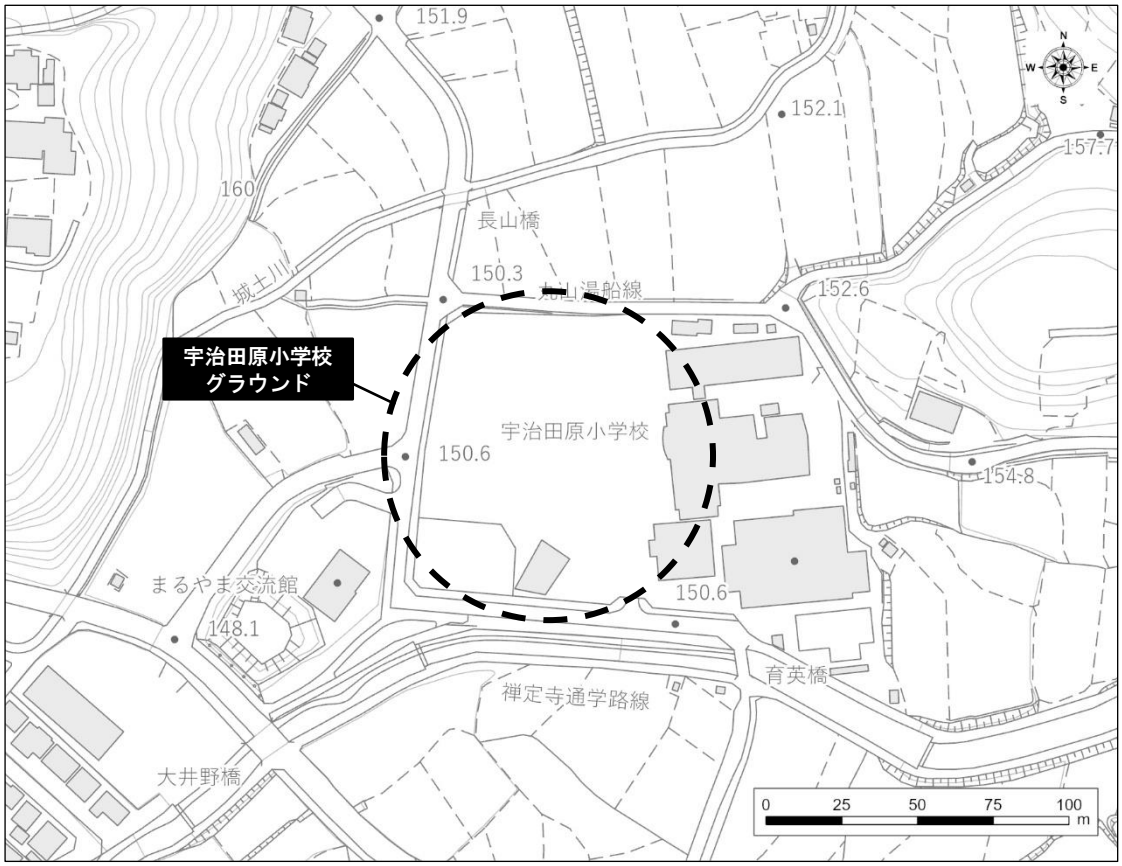

②住民グラウンド

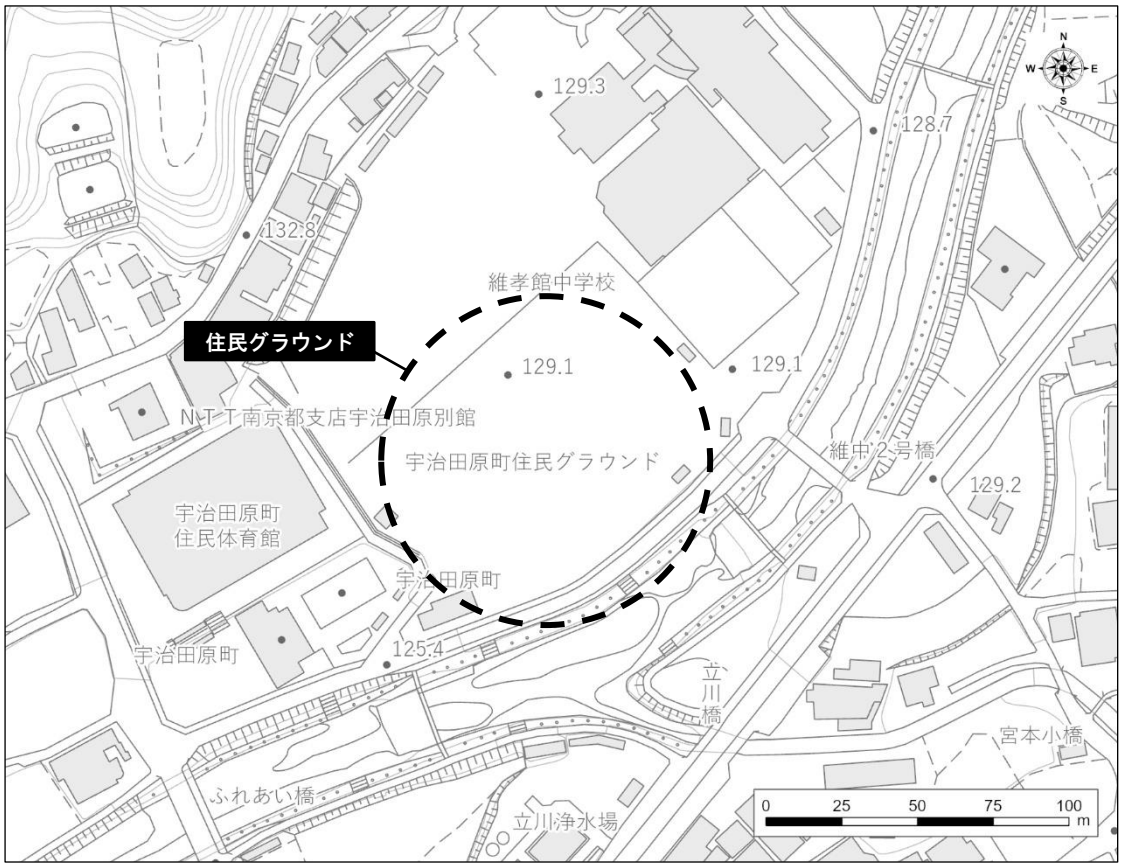

③田原小学校グラウンド

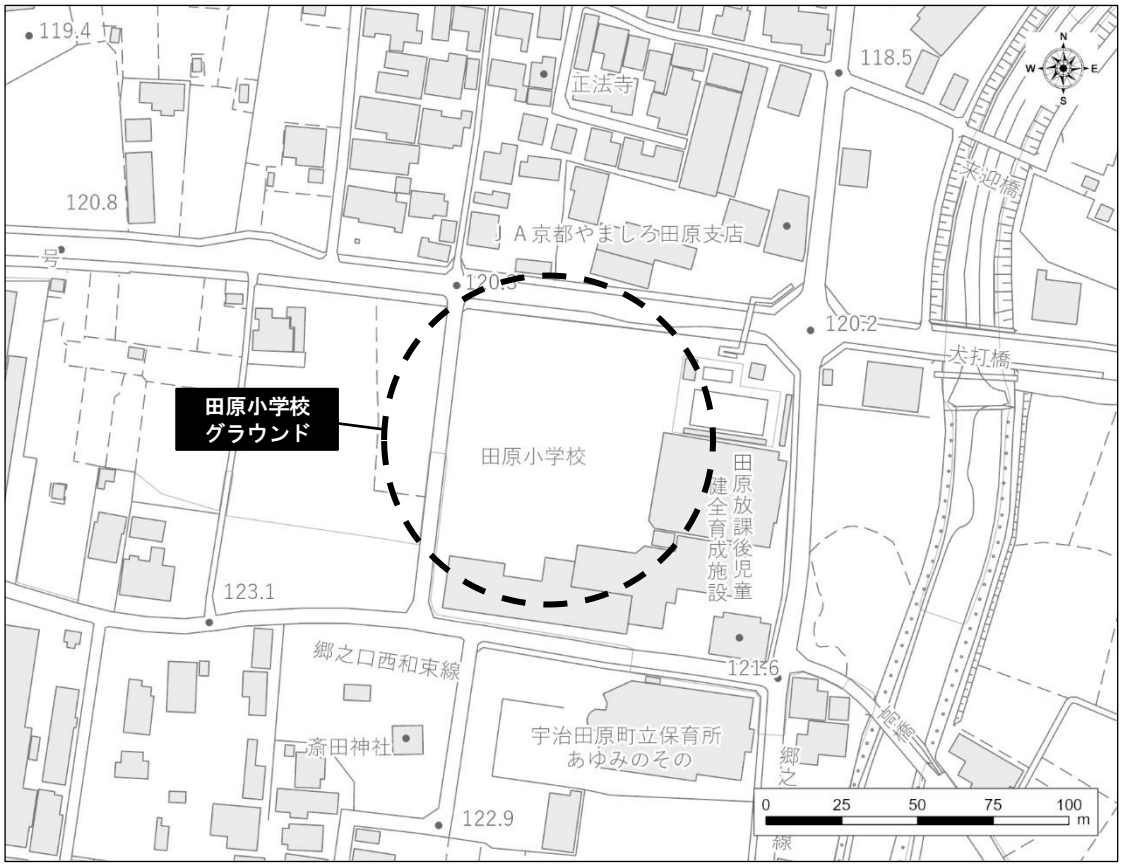

④奥山田ふれあい広場

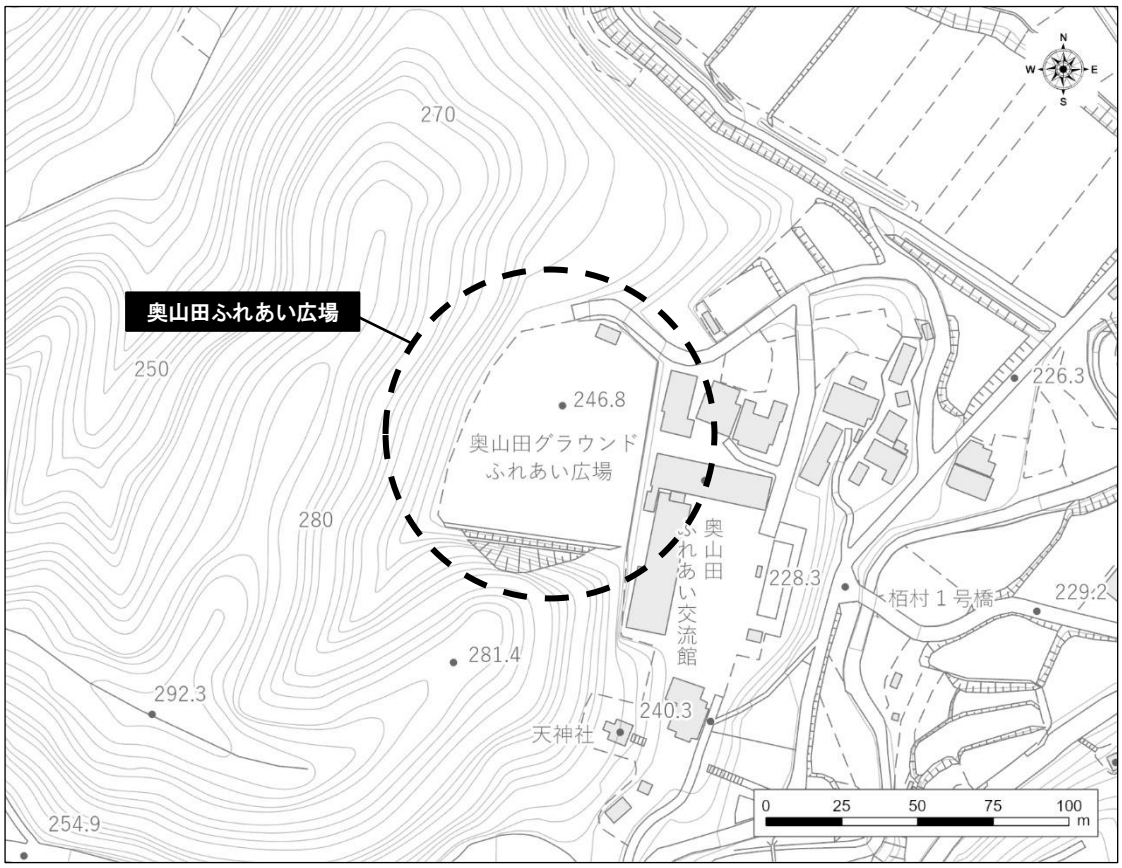

⑤宇治田原工業団地グラウンド

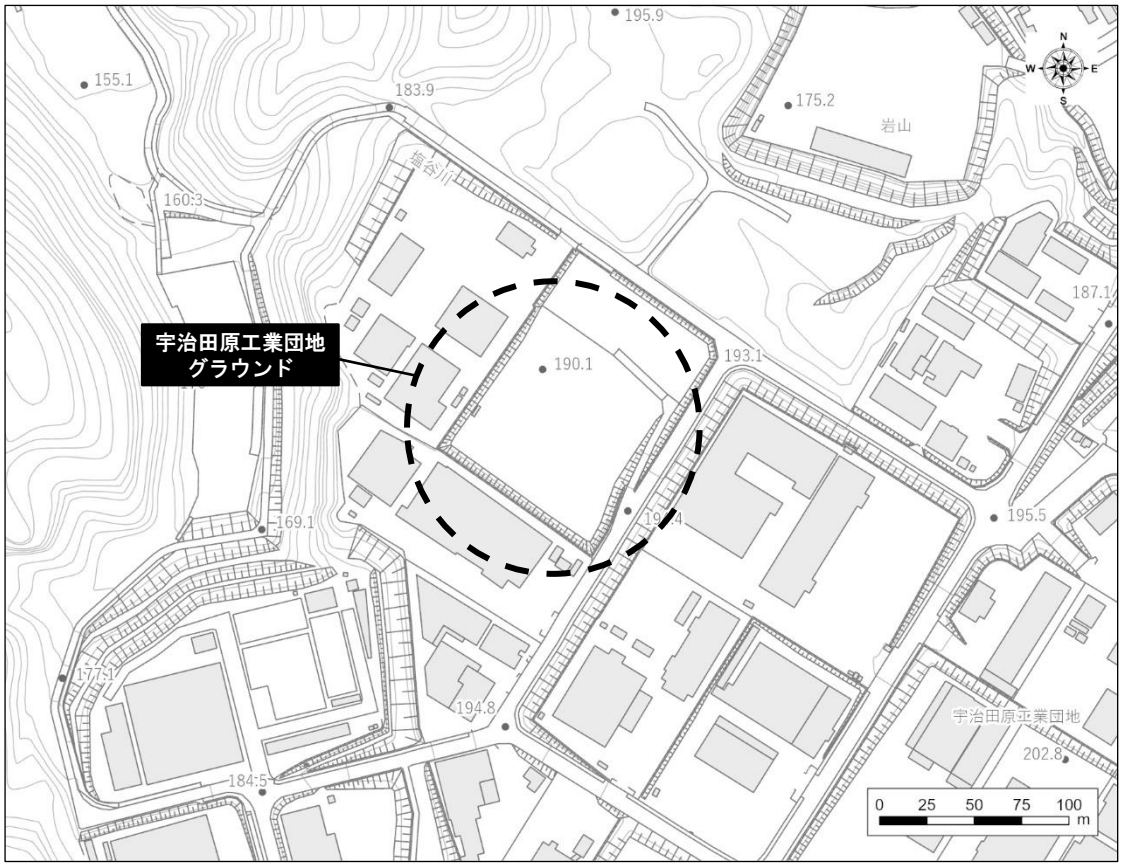

⑥宇治田原カントリー倶楽部

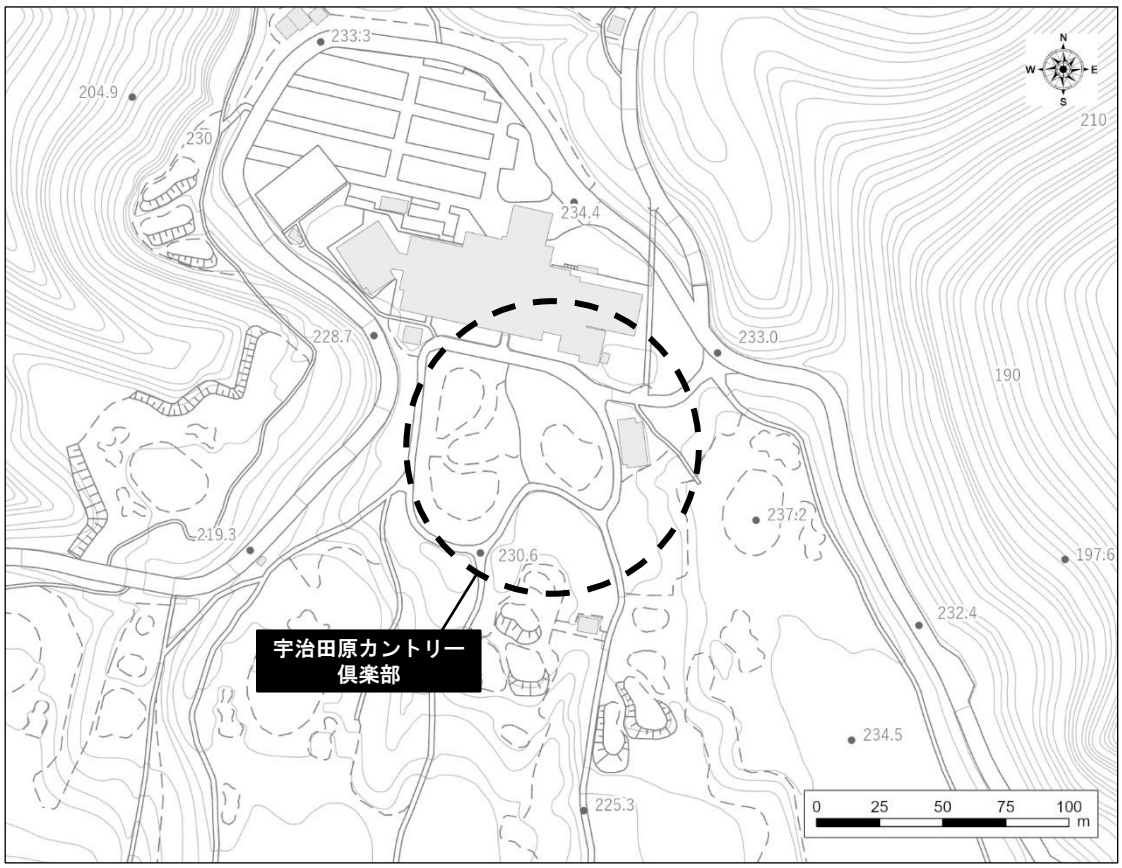

⑦近畿スポーツランド

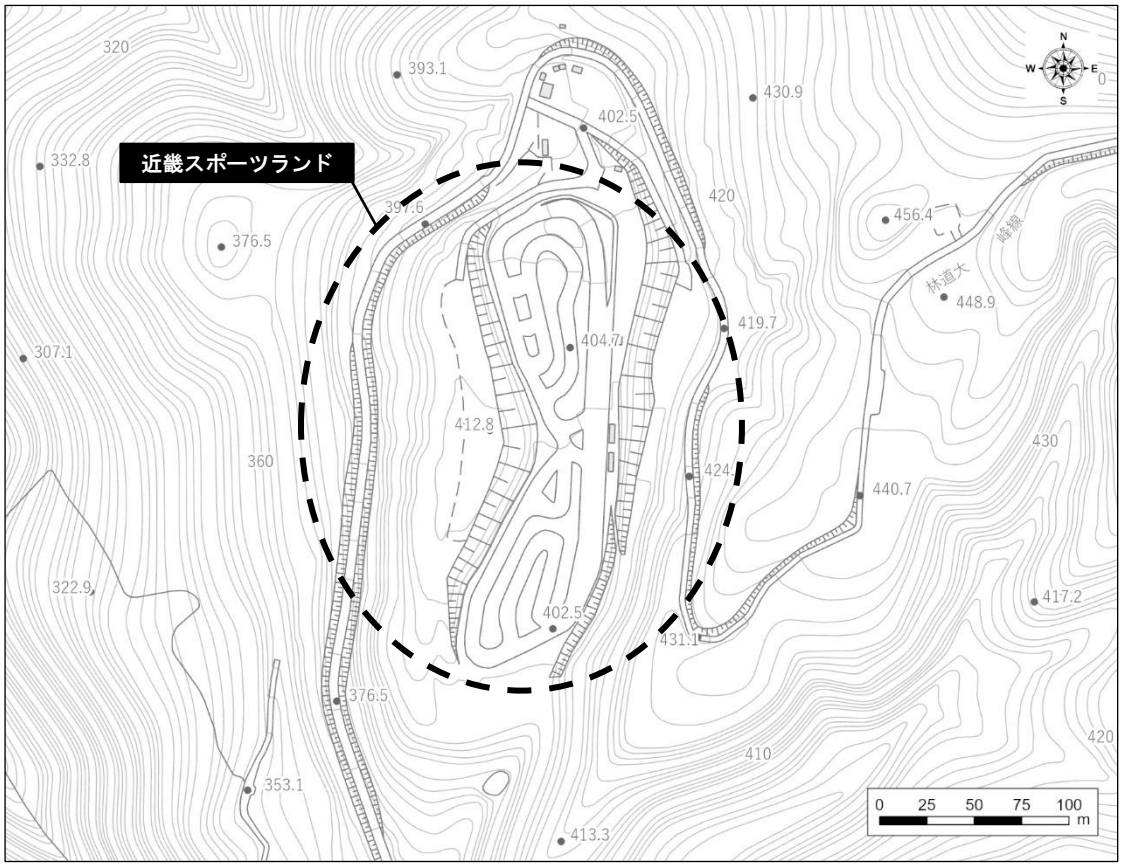

⑧宇治田原中央公園

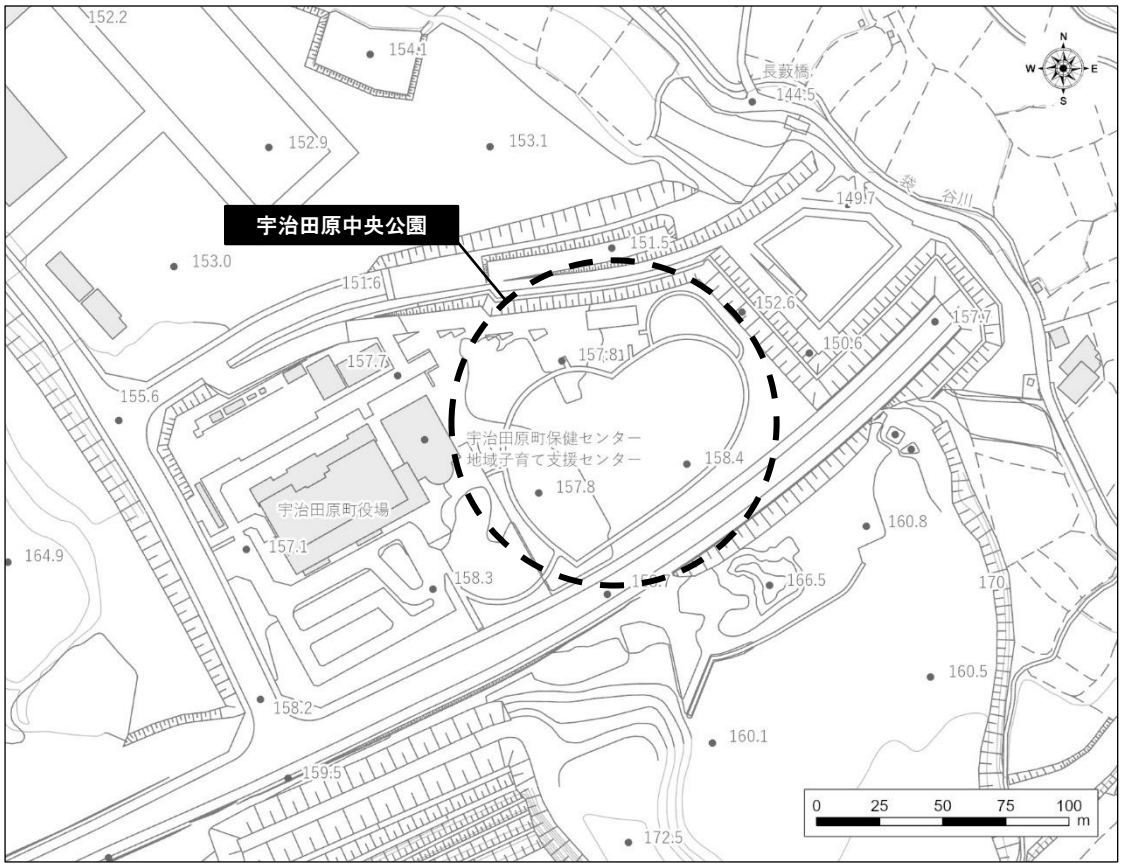

<table>
<tr><th colspan="2">区分＼条件</th><th>標　準</th><th>応急（標準の着陸帯が確保できない昼間の場合）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">発着場基準</td><td>中型機
（UH－1J）</td><td> 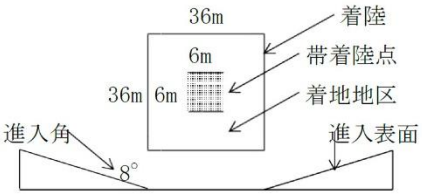
</td><td> 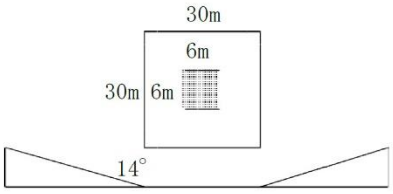
</td></tr>
<tr><td>中型機
（UH-60JA等）</td><td> 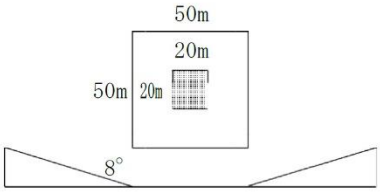
</td><td> 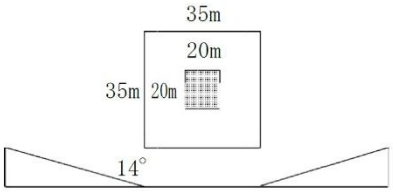
</td></tr>
<tr><td>大型機
（CH-47）</td><td> 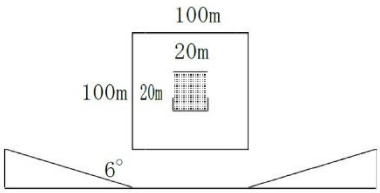
</td><td> 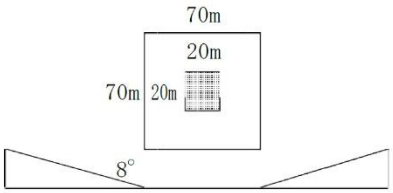
</td></tr>
<tr><td colspan="2">標示要領</td><td colspan="2"> 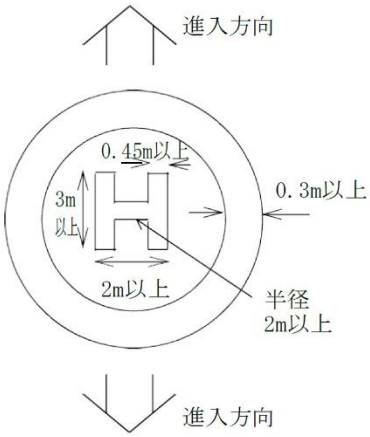

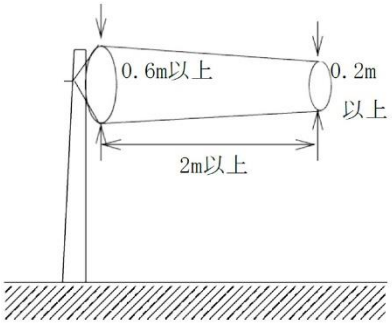

注：緊急時は石灰、布等の表示
又は左右に限ってパイロットに
知らせる処置をする。</td></tr>
</table>

図　ヘリコプター発着場の基準及び標示要領

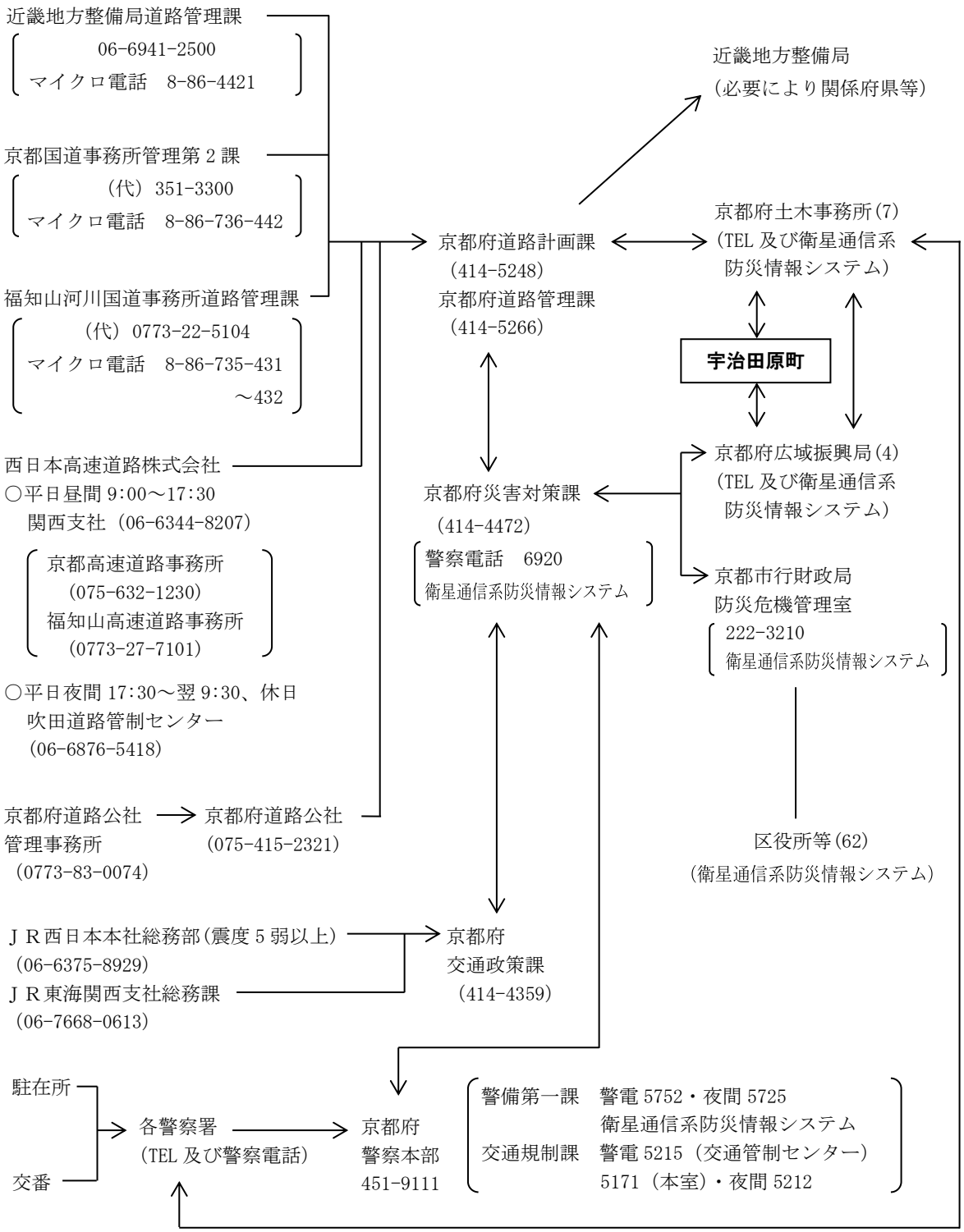

注：災害協定等において個別の定めのあるときは、その定めによる。

図　道路・交通の災害情報の伝達系統

標　章

備考　1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第４（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号
年　　月　　日
緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書
京都府公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">運　行　日　時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">運　行　経　路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ5とする。

別記様式第５

災　　害
　　応急対策用
地震防災

緊急通行車両等確認申請書

年　　月　　日

京都府公安委員会　殿

申請者　住所
電話
氏名　　印

事前届出の有無	有　（届出済証番号　　）　　無	
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他	
	名称	
番号標に表示されている番号		
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使　用　者	住所 電話	
	氏名	
通行（輸送）日時		
通行（輸送）経路	出　発　地	目　的　地

注　1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を２通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。

2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を２通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。

別記様式第1

記号及び受理番号	京　　事前第　　号	受理年月日	年　　月　　日

災　害
　　応急対策用
地震防災

緊急通行車両等事前届出書

年　　月　　日

京都府公安委員会　殿

申請者　住所
電話
氏名　　印

指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他
	名称
番号標に表示されている番号	
災害・地震防災応急対策の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	
使　用　者	住所　　電話
	氏名
出　発　地	
京都府外での災害応急対策に関する活動計画の有無及びその活動地域	有：滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県／その他（　　）　無

注　この届出書は、2通作成し、それぞれに、指定行政機関等が保有する車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写しを、指定行政機関等が保有する車両以外の車両に係る事前届出の申請にあっては自動車検査証の写し及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

京　　事前第　　号
災　害
　　応急対策用
地震防災

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　　月　　日
京都府公安委員会　印

注　1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続きを受けてください。
2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察書に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。
3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 廃車となったとき。
(3) 緊急通行車両等として必要でなくなったとき。

第 15 節　廃棄物処理・障害物除去計画

（建設班）

第１　計画の方針

被災地での救急救助や応急復旧を円滑に実施するために、被災地の清掃方法、障害物の除去等の措置について定める。

第２　清掃計画

被害の規模に応じ、被災者の生活にできるだけ支障が生じないよう、適切に廃棄物の処理を行う。

１　ごみ処理

被災地はごみ及び汚物などの発生が多くなるため、迅速適切に清掃作業を実施し、環境の浄化を図る。なお、災害時におけるごみ処理を円滑に進めるため、町は城南衛生管理組合と連携し、以下の措置を行う。

(1) 生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について把握する。

(2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等の状況について確認する。

(3) 発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には廃棄物の収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するように努める。

(4) ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等、効率的に災害廃棄物の搬出を行う。

(5) 災害により発生した廃棄物を効率的に処理するため、仮置場及び仮集積所を確保する。

(6) 事業者は自らの事業所や事業活動に供するもの（工場・店舗・農林業資材・商品等）廃棄物となった場合は、事業系一般廃棄物又は産業廃棄物として適正に処理するものとし、家庭系廃棄物の仮置場や仮集積所へ搬入してはならない。

２　し尿処理

住民の生活に支障が生じないよう、城南衛生管理組合との協議・調整のもと、仮設トイレをできる限り早期に設置する。仮設トイレの設置にあたっては、障がい者への配慮を行う。

なお、災害時におけるし尿処理を円滑に進めるため、以下の措置を行う。

(1) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難場所等の仮設トイレの必要数やし尿の処理見込みを把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。

(3) 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をす

る。

(4) 仮設トイレの調達は、協定締結企業等から速やかに行う。

3　京都府への報告と応援要請

処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について、府に報告する。

また、廃棄物の収集・処理に必要な人員、収集運搬車両等が不足する場合は、府に支援を要請する。

4　廃棄物（がれき）の仮置場及び処理ルートの確保等

廃棄物は危険なもの、通行上の支障となるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別、保管のできる仮置場を確保するとともに、城南衛生管理組合との協議・調整のもと、大量の廃棄物の最終処分までの処理ルートを確保する。

第３　障害物除去計画

町及び関係機関は被災者が日常生活を営むことができるよう、道路、河川等の障害物を除去する。

1　道路関係障害物の除去

国道と府道については府が、町道については町がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。なお、障害物除去に際しては、住民に的確な情報提供を行う。

2　河川関係障害物の除去

河川管理者である国土交通省、府、町がそれぞれ管轄の部分について除去する。

3　住宅関係障害物の除去

町長が行うが、災害救助法が適用された場合は、京都府知事の補助機関として町が実施する。

(1) 第一次的には、町保有の器具、機械を使用して実施する。

(2) 労力又は機械力が不足する場合は、災害対策基本法第 67 条に基づき他の市町村からの応援を求める。

(3) 労力又は機械力が相当不足する場合は、府内の民間団体からの資器材・労力等の提供を求める。

(4) 火災により焼損した家屋は、町、城南衛生管理組合及び所有者立会いにより、処理方法を決定し、城南衛生管理組合の指示により、処理場へ搬入する。また、その際の処理費用は公費負担（町）とする。

第 16 節　文教対策

（教育班、医療救助班）

第１　計画の方針

災害発生時における文教対策について、児童生徒等の生命・身体の安全を第一義とし、休校・登下校の措置、応急教育、教科書・学用品の調達・配付等について定める。

第２　実施責任者

(1) 町立保育所、小中学校の応急教育・保育の応急復旧対策は町長とする。
(2) 災害に対する各学校の措置については、学校長が具体的な応急対策をたてる。
(3) 学用品の供与については、災害救助法が適用された場合は京都府知事の委任を受け、町長が実施する。

第３　情報の収集

１　発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

２　被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集を行うこととし、被害情報について、被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、発災後迅速に行い、学校等において災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

第４　施設、設備の緊急点検

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検等を実施するとともに、必要に応じ、教材、教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第５　学校における安全対策

１　在校時の対策

災害発生時においては、児童生徒等の生命の安全確保を第一とし、危険が予想される場合は、学校長の判断により、安全な場所への避難等の安全対策に万全を期すほか臨時休校の措置を行うなど臨機の措置をとる。

授業開始後にあって臨時休校を決定した場合は、早急に児童生徒等を帰宅させることとするが、その際危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が地区別に付き添うものとする。ただし、保護者が不在又は住宅及び通学路に危険のお

それのある児童生徒等は、学校等において保護する。

保育所については、速やかに保護者と連絡をとり、保護者の安全にも十分に留意した上で引き渡しする。

2　在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。また、災害の状況に応じ、休校措置を登校前に決定したときは、直ちに広報車、各学校等の連絡網を通じて周知するとともに、児童生徒等に対し徹底を図る。

第６　応急教育

1　授業中断等の措置

学校において、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

2　施設・設備の安全点検・応急復旧等

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

第７　応急保育

保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りが困難と予想されるため、残留園児を保護する体制を整える。また、災害発生後は、職員編成を速やかに図り、早急に保育が再開できるようにし、再開の時期等について、保護者へ連絡を行う。

第８　学用品の調達・配付

1　調達の方法

教科書については、学校別、使用教科書別に数量を調査し、京都府教育委員会に報告し供給を受ける。

教科書以外の学用品については、町が調達・配付する。

2　学用品等の供与基準

(1) 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(2) 学用品の品目及び費用の限度

ア　教科書（教材を含む）……実費

イ　文房具……災害救助法施行細則に定める限度額以内

ウ　通学用品……文房具と同じ

(3) 期間

ア　教科書……災害発生の日から１か月以内

イ　文房具及び通学用品……災害発生の日から 15 日以内

第９　学校給食

学校給食はできるかぎり継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

ア　災害が広範囲にわたり、災害救助のための炊出しに、学校給食施設を使用したとき

イ　給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

ウ　感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき

エ　給食物資の調達が困難なとき

オ　その他給食実施が外因的事情により不可能なとき

なお、給食再開にあたっては、衛生管理に十分注意を払うものとする。

第 10　学校等における保健衛生及び危険物等の保安

１　保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置をとる。

２　危険物等の保安

学校等におけるガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第 11　被災者の救護活動への連携・協力

学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、医療救助班等と連携し、円滑な運営に協力する。

また、学校給食施設等を活用した炊出し等に協力するとともに、災害の状況によっては、災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備する。

第 17 節　保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

（医療救助班）

第１　計画の方針

水害等の災害発生時には、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症が発生しやすい。感染症を予防し、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確に防疫措置を実施する。

第２　防疫・保健衛生

１　町が実施する対策

(1) 衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合には、これを未然に防止するため、井戸、家屋、便所等の消毒等防疫活動を行う。

(2) 防疫活動に必要な薬品及び資機材を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立する。

２　京都府に要請する対策

災害の規模が甚大で、その活動が長期化する場合等には、上記の対策を府に要請する。

３　京都府が実施する対策

(1) 健康調査及び健康診断

(2) 感染症が発生したとき又はそのおそれのあるときの措置

(3) 感染症患者の入院勧告等

(4) 市町村への対応

(5) 備蓄資材等

４　食品衛生活動

災害発生時に、京都府山城北保健所の指導を受け、町及び関係機関が協力して食品衛生の確保を図る。

(1) 食品の調達、支給にあたっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握・確保し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

(2) 避難所管理者は、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき、食品の衛生管理を行う。

(3) 被災地での炊出し実施に際しては、「災害時食品衛生管理の取扱」に基づき、衛生管理を行う。

５　一般家庭の食品衛生

(1) 台所の清掃を徹底し、特に冠水した床、棚、戸棚内部は殺菌剤（逆性石けん液又は塩素剤等）による消毒を行うこと。

(2) 食品を購入する際は鮮度、カビの発生等をよく吟味して購入し、特に蛋白質性の食品の保存には十分留意し、大量に買い込まないようにすること。

(3) 食品は十分に加熱したものを食べること。
(4) 給水車による水又は地下水等の生水の使用は避け、必ず煮沸した水を使用すること。地下水には汚染進入のおそれがあるので水質検査を受けるか、塩素剤等の投入による消毒を行うこと。

6　家庭動物の保護及び収容対策

町は、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処する。
(1) 放浪している動物を保護し、収容する。
(2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。
(3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。
(4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。
(5) 飼養されている動物に餌を配布する。
(6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。
(7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。
(8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

7　家畜伝染病の予防

町は、災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延の防止を図るため、京都府家畜保健衛生所を主体とした検査、予防注射及び消毒等の実施に協力する。

第３　遺体の捜索、処理及び埋火葬

1　実施責任者

実施責任者は町長とする。ただし、災害救助法が適用された場合は京都府知事の通知により町長が実施する。

2　遺体の捜索

(1) 捜索の対象
行方不明の状態にある者で、被災の状況によりすでに死亡していると推定される者
(2) 捜索の実施
町長が消防団、消防署、警察署、地域住民に出動協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、捜索を実施する。
町だけでは捜索の実施が困難であり、隣接市町や府に応援を要請する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられ、府及び市町村に応援を要請する場合には、次の事項を明示する。
ア　遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
イ　遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
ウ　応援を要請する人数、器具等

3　遺体の処理・収容

(1) 処理の対象

災害の混乱期において、遺族が遺体鑑別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒の処理、遺体の安置あるいは医師による検案を行うことができない遺体とする。

(2) 処理の内容

ア　遺体の識別を容易にするために、洗浄、縫合、消毒等を行う。

(ｱ) 目的　　身元確認、腐敗の防止等

(ｲ) 実施者　　町

(ｳ) 処理場所　町が借上げ、指定した場所

イ　身元識別のための遺体の一時安置

(ｱ) 目的　　身元確認、腐敗の防止等

(ｲ) 実施者　　町（災害救助法を適用した場合は、京都府知事の通知に基づき町長が実施する。）

(ｳ) 安置場所　町は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定しておく。

なお、場所の指定に際しては、避難場所指定地との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性に鑑み、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定すること。

また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定すること。

ウ　遺体の身元識別のため相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については、田辺警察署や区・自治会の協力を得て実施する。なお、変死体については、田辺警察署へ届出をする。

エ　遺体の検案は医師会の協力を得て行う。

オ　遺体の移動に際しては、身元不明とならないよう対策を講じるとともに、遺族の問合せに対し、的確に対応できる体制を整備する。遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族・親族に連絡の上、遺体を引き渡す。

カ　町は、遺体の処理、検案、遺族への遺体引渡し、安置における遺族の付添い、死亡届、埋火葬許可証の交付等が円滑に行えるよう配慮する。

4　遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

(2) 埋火葬の実施

ア　実施者　町（災害救助法を適用した場合は、京都府知事の通知に基づき町長が実施する。）

イ　方法　　火葬

ウ　留意点

(ｱ) 埋火葬を円滑に実施するため、迅速に埋火葬計画を作成する。

(ｲ) 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋火葬する。
(ｳ) 身元不明の遺体については、警察機関に連絡し、その調査にあたる。
(ｴ) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。

(3) 埋火葬体制

災害時に遺体の火葬を円滑に行うため、府と連携して広域的な埋火葬体制を確立する。

5 災害救助法による基準

(1) 遺体の捜索

ア 対象

行方不明の状態にある者で、被災の状況により既に死亡していると推定される者

イ 費用の限度と期間

捜索に要する費用は、災害救助法施行細則で定める額とする。なお、輸送費、人件費は別途計上する。また、捜索の期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 遺体の処理

ア 処理内容

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
(ｲ) 遺体の一時保存
(ｳ) 検案

イ 費用の限度

(ｱ) アの(ｱ)については、災害救助法施行細則に定める額以内
(ｲ) 遺体の一時保存で既存建築物利用の場合は、当該施設の借上費について、通常の実費。既存建物を利用できない場合は、1 体あたり災害救助法施行細則に定める額以内
(ｳ) 日赤救護班が行うことができない場合は当該地域における慣行料金の額以内

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内

(3) 遺体の埋葬

ア 対象

災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者

イ 費用の限度と期間

埋葬に要する費用は、災害救助法施行細則で定める額とする。また、埋葬の期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

ウ その他

災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

第 18 節　町管理施設等の応急対策に関する計画

（情報収集班、建設班、上下水道班）

第１　計画の方針

公共施設及びライフラインである電気、電話、上下水道施設が被災した場合に、町及び防災関係機関が実施すべき応急措置、応急対策について定める。

第２　土木施設の応急対策

災害により、道路・橋りょう、河川施設等公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には建設班は早急に被害状況を把握し、安全対策及び応急復旧の措置を取り、機能の回復を図る。

(1) 道路・橋りょう

建設班は町内の道路・橋りょうの亀裂、陥没等の状況及び落橋の有無について調査し、本部長及び京都府山城北土木事務所長に報告し、被害状況に応じた応急措置を実施する。

また、被害状況により応急復旧できない場合は田辺警察署等関係機関に連絡の上、通行止め又は交通規制の標示等の措置を講じる。

なお、主要地方道大津南郷宇治線及び主要地方道宇治木屋線の連続雨量による通行規制に関して、府から連絡があった場合、運転者等への周知及び迂回路の案内等について協力する。

表　連続雨量による通行規制区間及び道路通行基準

路線名	規制区間	延長 km	規制基準			危険内容	迂回路
			通行注意	通行止め	観測所		
主要地方道 大津南郷宇治線	宇治市槙島町 六石山 ～滋賀県境	9.4	80 ㎜	120 ㎜	宇治 荒木	落石 土砂崩落	国 24 号 国 307 号 (府)宇治田原 大石東線
主要地方道 宇治木屋線	宇治田原町郷之口 ～高尾(宵待橋)	2.3	80 ㎜	120 ㎜	宇治 荒木	落石 土砂崩落	国 307 号 国 24 号

※通行規制対象雨量：過去 48 時間の連続降雨量（4 時間以内の降雨の中断は連続降雨量とみなす）

(2) 河川施設等

速やかに堤防、砂防設備、地すべり防止施設等の被害状況を調査し、本部長及び京都府山城北土木事務所長に報告する。

また、被害状況に応じ、雨水浸透防止や崩壊土砂の適切な排除等の応急工事を実施する。

第３　水道施設の応急対策

災害時の飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、被害状況を早急に調査し、必要な人員、車両及び資機材を確保する。

(1) 応急措置

ア　緊急配水措置

イ　水道施設の被害調査

ウ　水質の保全

(2) 応急復旧の実施

断水をできる限り短期間で狭い範囲にとどめ、早期給水に努める。

(3) 支援要請

町は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請を行う。また、府に対し、水道事業者等間の連携に関する調整と広域的な支援に関する要請を行う。

(4) 災害時の広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し混乱を防止する。

第４　下水道施設の応急対策

災害発生時に管渠、ポンプ場、処理場の各下水道施設の被害状況を早急に調査し、汚水の疎通に支障のないよう応急措置及び復旧対策を講じる。

(1) 応急復旧の実施

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては汚水の疎通に支障のないように応急措置を講ずる。また、ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図ることをめざし応急措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材を確保しておく。

(2) 支援要請

町は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに支援要請を行う。また、府に対し、下水道管理者等間の連携に関する調整と広域的な支援に関する要請を行う。

(3) 災害時の広報

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し混乱を防止する。

また、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第５　通信施設の応急対策

災害発生時の通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策は管轄する西日本電信電話株式会社京都支店が実施する。

第６　電力施設の応急対策

関西電力送配電株式会社は、災害により電気の供給が停止、又は停止するおそれがある場合に応急対策及び復旧対策を講じる。

災害発生に際しては、被災地に対する電力供給の確保にあたる。

第７　都市ガスの応急対策

大阪ガス株式会社は、地震の発生によりガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行う。

また、災害発生時は、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

第 19 節　住宅の応急対策に関する計画

（建設班）

第１　計画の方針

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

第２　実施責任者

応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、京都府知事が行う。なお、災害救助法が適用されないときは、町長が行う。

第３　対象者

(1) 応急仮設住宅の供与

ア　住家が全焼、全壊又は流失した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自己の資力では、住宅を確保することができない者

(2) 入居者の選定方法

応急仮設住宅入居者の選定にあたっては、民生委員・児童委員等の協力を得て、被災者の資力その他条件を十分調査し、入居者選考機関に諮った上、町長が入居者の選考を実施する。なお、災害救助法適用の場合は、京都府知事の委任を受けて町長が実施する。

(3) 応急仮設住宅の設置戸数、規模、費用の限度、期間等については、災害救助法の定めるところによる。

(4) 住宅の応急修理

災害により、住家が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）に対して行う。

第４　応急仮設住宅の設置等

(1) 仮設住宅の建設

町は、以下の場所を応急仮設住宅建設候補地として選定し、災害時における応急仮設住宅の早期着工を図る。

応急仮設住宅建設候補地	所在地
住民グラウンド	大字岩山小字大溝 1

応急仮設住宅建設候補地	所在地
奥山田ふれあい広場	大字奥山田小字里西 72
宇治田原中央公園	大字立川小字坂口 18-5

(2) 既存公的施設の利用

町は、平常においてあらかじめ一時居住住宅として利用可能な既存公的施設を選定しておき、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に資する。

なお、公営住宅など応急仮設住宅と同様に利用できる施設については、応急仮設住宅として取り扱う。

(3) 民間住宅・旅館等の利用

町は、府と連携し、応急仮設住宅及び一時居住住宅として民間住宅や旅館等の民間施設を借上げ、被災者の居住の安定に資するものとする。

府は、関係業界団体からの利用可能施設に係る情報提供システムを確立し、空家等の把握に努めるとともに、あらかじめ関係業界団体と借上げ施設の確保体制を確立しておく。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行う。その他、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(5) 住宅の応急修理等

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分に限定して実施する。修理に要する費用の限度は災害救助法の定めによる。

第５　町営住宅等の応急対策

災害による町営住宅等の被害状況を早急に調査し、必要な措置を行うとともに、再建又は補修の必要な町営住宅について、早期に復旧を図る。

第６　被災宅地危険度判定の実施

豪雨又は大地震等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、被災後、速やかに判定活動が実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携して、判定を実施する。

(1) 被災宅地に対する危険度判定の実施準備

京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、被災宅地に係る危険度判定の実施を準備する。

ア　府に危険度判定士の確保を要請する。

イ　危険度判定士の受入れ施設を確保する。

ウ　作業実施のための必要事項を準備する。

(2) 危険度判定の実施

京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する。なお、被災宅地の危険度判定は、被災宅地危険度判定連絡協議会が定めた「被災宅地危険度判定業務・実施マニュアル」に基づき実施する。

(3) 判定結果の表示等

ア　危険度判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果を「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3 色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：青色）に対処方法を記載したうえで、宅地等の見やすい場所に貼る。

イ　危険度判定結果の周知

「危険」又は「要注意」と判定された宅地については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を住民に周知する。

第 20 節　ボランティアの受入れ計画

（医療救助班）

第１　計画の方針

災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、情報提供と環境整備を図る。

第２　ボランティアに対する支援

(1) 専門ボランティアの受入れ

宇治田原町社会福祉協議会に宇治田原町災害ボランティアセンターを設置し、府及び京都府災害ボランティアセンターと調整を図りながら、京都府災害時等応援協定ネットワーク会議等から専門ボランティアの受入れを行う。なお、被災者支援活動に参加する専門ボランティアの宿泊場所、食事の確保等に配慮する。

(2) 災害ボランティアの受入れ

町は宇治田原町災害ボランティアセンターと連携し、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所、食事等を確保する。

また、被災者支援活動に参加するボランティアの健康管理に十分配慮するとともに、ボランティア保険への加入を促進する。

第 21 節　環境保全に関する計画

（建設班）

第１　計画の方針

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第２　環境影響の応急及び拡大防止措置

災害により、有害物質に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合は、次の措置をとる。

(1) 直ちに関係防災機関等へ通報するとともに、府の行う施策に協力する。

(2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。

(3) 町と環境保全協定を締結した事業所は協定に基づき、汚染物や有害物質の漏洩時は関係機関に速やかに連絡するとともに、その指示に従い、除去や汚染の防除、水質等の調査を行う。

第 22 節　観光客保護・帰宅困難者対策計画

（総務班）

第１　計画の方針

町は、府と連携し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、幹線道路における混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

第２　観光客・帰宅困難者への広報

(1) 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」こと、出勤や帰宅時間帯に発災したときは、自宅又は事業所、学校等のいずれか近い方に向かうことを広報する。

(2) 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用について広報する。

第３　交通情報の提供・一時退避施設・一時滞在施設等の提供

(1) 情報提供

ア　町内における滞留者に対し、避難施設等の情報を多言語により提供し、混乱を防止する。

イ　災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。

ウ　帰宅可能地域や帰宅ルート、交通手段等の情報を提供する。

(2) 一時退避場所の開設

ア　観光地周辺における混乱を防ぐため、府と連携し、公園等を一時退避場所として開設する。

イ　道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

(3) 一時滞在施設の開設

ア　観光客・帰宅困難者を一時的に受入れるため、府と連携し、公共施設や各地域の公民館等を一時滞在施設として開設する。施設の提供にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

イ　道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

ウ　一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、要配慮者の受入れを優先する。

第４　災害時帰宅支援ステーションの開設

町は、府と連携し、府が締結している災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供を要請する。

なお、自宅が近く徒歩で帰宅が可能な者は、直ちに徒歩帰宅することが想定されることか

ら、発災直後から災害時帰宅支援ステーションを立ち上げ、徒歩帰宅者へ支援を行う。

(1) 水道水・トイレ等の提供

(2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第５　各機関、団体の役割

機関名	内　容
京都府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理ｗｅｂを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報エリアメールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
町	○一時退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
西日本電信電話株式会社	○災害用伝言ダイヤル（１７１）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客保護・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供 （府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況、発災時間帯別の避難対応）

第 23 節　暴風・竜巻等災害応急対策計画

1　計画の方針

暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、町は、防災関係機関と連携し、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施する。

2　災害情報の収集・伝達

町は、府及び関係機関と連携し、災害情報の収集に努める。

また、強風注意報・暴風警報・竜巻注意情報等の収集及び住民への伝達に万全を期す。

3　住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどにより、安全を確保する。

4　災害応急対策の実施

町は、府及び関係機関と連携し、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第 24 節　災害救助法の適用

（医療救助班）

第１　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項 1 号～4 号の規定によるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

なお、災害が発生するおそれがある場合において、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、対策本部の所管区域が告示された場合には、当該所管区域内の市町村に災害救助法が適用される。

［救助法の適用基準］

指　標	基準(滅失世帯)
○町内の住宅滅失世帯数（1 号適用）	40 世帯以上
○府内の住宅滅失世帯数 かつ、町内の住宅滅失世帯数（2 号適用）	2,000 世帯以上 20 世帯以上
○府内の住宅滅失世帯数 かつ、町内の住宅滅失世帯数（3 号適用）	9,000 世帯以上 多数の世帯
○災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合	
○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合	

第２　滅失世帯の算定基準

１　滅失（罹災）世帯の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、次のとおり算定する。

(1) 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は 1 とする。

(2) 住家が半壊、半焼したものにあっては、2 世帯をもって 1 とみなす。

(3) 住家が床上浸水又は土砂の堆積などにより、一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3 世帯をもって 1 とみなす。

２　住家被害程度の認定

住宅に関する被害の認定は、以下の認定基準により実施する。

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※床上浸水は、上記に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂・竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの。

第３　災害救助法を適用する場合に実施する措置

町は、災害救助法の適用が必要と判断した場合、速やかに次の措置を実施する。

(1) 町内の被害状況の実態把握又は避難者状況の予測
(2) 災害救助法の適用基準該当の有無判定
(3) 災害救助の種類の判定
(4) 災害救助実施計画の策定
(5) 救援救護活動

第４　災害救助法の適用手続き

１　災害救助法の適用要請

災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合は、本部長は直ちにその旨を京都府知事に報告し、災害救助法適用を京都府知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(1) 災害発生の日時及び場所
(2) 災害の原因及び被害の状況
(3) 適用を要請する理由
(4) 適用を必要とする期間
(5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
(6) その他必要な事項

２　適用要請の特例

災害の事態が急迫して、京都府知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに京都府知事に報告し、その後の処置に関して京都府知事の指示を受けなければならないものとする。

第５　応急救助の実施

災害救助法による救助の実施は京都府知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助の実施に関する職権は、本部長に委任されている。本部長は委任された職権を行使した場合は、速やかにその内容を詳細に京都府知事に報告しなければならない。

(1) 避難所の設置
(2) 炊出しその他による食品及び飲料水の供給
(3) 被服、寝具その他生活必需品の供与又は貸与
(4) 医療及び助産
(5) 被災者の救出
(6) 罹災した住宅の応急修理
(7) 学用品の供与
(8) 埋葬
(9) 遺体の捜索及び処理
(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、次に掲げる救助については、本部長は京都府知事が実施する救助に協力する。

(1) 応急仮設住宅の供与

第６　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準」は参考資料編による。

＊災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準は、参考資料編 15 頁～20 頁参照

第 25 節　原子力災害発生時における対応

第１　原子力防災に関する町の基本的考え方

福井県には、高浜発電所（高浜町）と大飯発電所（大飯町）に計 8 基（うち 2 基は平成 30 年 3 月廃止）の原子炉が設置されており、本町からはおおむね 80km の位置にある。

福井県の原子力事業所で、放射性物質が事業所外に大量に放出するような過酷事故が発生した場合、風向き等によっては、本町においても退避又は避難が必要となる事態の発生が予測される。

放射性物質の放出による退避及び避難が必要とされる場合、町としては放射性物質による汚染状況に応じ、①屋内退避、②避難、③広域避難の措置を実施する。なお、「屋内退避」は避難、広域避難又は自宅復帰への一時的措置と位置づける。

第２　本町における原子力災害応急対策

福井県の原子力事業所で原発事故が発生し、本町への影響があると考えられる場合、町は、災害対策本部を設置し以下の応急対策を速やかに実施する。

１　緊急時の情報収集

町は、原子力災害発生時（緊急時）において、府が国、福井県及び原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報、又は府が独自に収集した情報について連絡を受け、緊急事態に関する状況の把握に努める。

２　本町における放射線量の把握

原発事故が発生した場合、放射性物質の核種及び放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとるうえで非常に重要となる。よって、町は府が宇治総合庁舎で実施するモニタリング結果を速やかに収集し、町内における環境放射線量の把握に努める。

３　退避及び避難

(1) 町における退避及び避難に関する考え方

町は、原子力災害による住民の放射線被曝を極力避けるとの考え方に立ち、福井県の原子力事業所で事故が発生した場合、以下の考え方で退避及び避難措置を実施する。

表　宇治田原町における退避及び避難に関する考え方

事態の推移	退避及び避難の措置
原子力事故の発生	
特定事象の発生（原子力災害対策特別措置法第 10 条）	
原子力緊急事態宣言の発出（原子力災害対策特別措置法第 15 条）	退避の準備

事態の推移	退避及び避難の措置
放射能汚染の拡大（町域への影響のおそれあり）	屋内退避
放射能汚染の拡大（町域への影響あり）	避難
放射能汚染の拡大（町域への大きな影響あり）	広域避難

(2) 退避の準備

町は、原子力緊急事態宣言の発出（原子力災害対策特別措置法第 15 条）が行われた場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し退避の準備を指示するものとする。また、退避の準備指示にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア　町災害対策本部から住民への緊急指示であること

イ　事故の概要

ウ　放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響

エ　その他必要事項

(3) 屋内退避

町は、放射能汚染が拡大し、町域への影響のおそれがある場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し屋内退避を指示するものとする。

(4) 避難

町は、放射能汚染が拡大し、町域への影響がある場合、原子力災害の危険性に配慮し、住民に対し避難を指示するものとする。

ア　避難所の開設決定

町は、避難措置を決定した場合、避難所の開設を決定する。

イ　住民への指示・伝達

町は、避難措置及び避難所開設を決定した場合、速やかに以下の事項を住民に伝達する。

(ｱ) 町災害対策本部からの緊急指示であること

(ｲ) 事故の概要

(ｳ) 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響

(ｴ) 応急対策の状況及び今後とるべき措置

(ｵ) 避難措置をとること、及びその対象地区

(ｶ) 避難所

(ｷ) 避難にあたっての注意事項（携行品等）

(5) 広域避難

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、放射能汚染が拡大し、町域への大きな影響がある場合、住民に対し広域避難を指示するものとする。

町は、広域避難を行う必要が生じた場合、府から避難所となる施設の指示を受け、府及び受入れ先の市町長と緊密な連携のもとに避難を実施するものとする。

4　安定ヨウ素剤の配布及び服用

町は、放射能汚染が拡大し、住民の健康被害発生が予測される場合、府及び医師会等と

連携し、安定ヨウ素剤の配布及び服用を実施する。

5　飲食物の摂取制限

町は、放射能汚染が拡大し、飲食物による住民の健康被害発生が予測される場合、飲食物の摂取制限措置を実施し、府と連携し、安全な飲食物の供給を確保する。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　民生安定のための緊急措置に関する計画

（総務課、税住民課、福祉課、建設環境課、産業観光課）

第１　生活確保に関する計画

１　計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等、生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

２　被災者相談窓口の設置

町は、災害によって被害を受けた住民が早期に生活の安定を図れるよう全力で支援する。支援の実施にあたっては、相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図るなど、可能な限り細やかな対応に努める。

３　被災者台帳の作成

(1) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 利用及び提供

町は、次の場合にあっては被災者台帳に記載し、記録された情報を自ら利用し又は申請者に提供することができる。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき又は本人に提供するとき

イ　町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供するとき

４　罹災証明の迅速な発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免等の救助を実施するうえで必要なものであり、町は住民の申請に基づき迅速に発行する。

また、平常時から住宅被害の調査及び罹災証明書の発行訓練の実施、住宅被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努める。

さらに、災害時において、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努める。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のものが罹災した場合において証明の発行が必要な場合は、町長が行う罹災証明で対応する。

ア　全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水

イ　火災による全焼、半焼、水損

(2) 被害家屋調査

初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね 1 か月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について、被災者の申し出に基づき実施する。

(3) 罹災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、罹災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、罹災台帳を作成する。

(4) 罹災証明書の発行

町は、罹災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1 世帯あたり 1 枚を原則に、被災家屋の罹災証明書を発行する。

(5) 罹災証明に関する広報

罹災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、罹災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

5　住宅の確保

(1) 住宅の確保

町は損壊した町営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて災害町営住宅の供給計画を樹立し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設の融資

災害救助法の適用を受ける災害によって住宅に被害を受けた場合は、独立行政法人住宅金融支援機構から住宅の建設資金又は、補修資金の融資を受けることができる。

6　雇用機会の確保

災害による離職者の把握に努め、就職については、公共職業安定所を通じ速やかにあっせんを行う。

7　大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

(1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、町は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について、地域再建被災者住宅等支援事業補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。

(2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

8　租税の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）により緩和措置として事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により 2 か月を超えない期限において町税の納期限を延長できる。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、町税の一部を納付し又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行う。

(3) 減免等

被災した納税義務者に対し必要と認められる場合は、固定資産税等の減免及び納入義務の免除を行う。

9　災害援護資金等の貸付・支給

災害により被害を受けた生活困窮者に対し、以下の生業資金等を貸付・支給することにより生活の安定を図るものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）による災害援護資金の貸与

ア　貸付対象者

災害救助法第 2 条第 1 項が適用された災害（自然災害に限る。）により次の被害を受けた世帯の世帯主

(ｱ) 世帯主が 1 か月以上の負傷を負った世帯

(ｲ) 住居又は家財の価額の 1/3 以上の損害を受けた世帯

イ　貸付限度額

(ｱ) 世帯主の負傷	1,500,000 円
(ｲ) 世帯主の負傷と家財の 1/3 以上の損害	2,500,000 円
(ｳ) 世帯主の負傷と住居の半壊	2,700,000 円
(ｴ) 世帯主の負傷と住居の全壊	3,500,000 円
(ｵ) 家財の 1/3 以上の損害	1,500,000 円
(ｶ) 住居の半壊	1,700,000 円
(ｷ) 住居の全壊	2,500,000 円
(ｸ) 住居の全体の滅失	3,500,000 円

(ｹ) (ｳ)又は(ｶ)若しくは(ｷ)の規定に該当する場合で、被災した住居を建て直す際に、

その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があるときにおけるこれらの規定の適用については、規定中「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」とする。

ウ　貸付条件

(ｱ) 償還期間　　10 年（うち据置 3 年）

(ｲ) 償還方法　　年賦、半年賦又は月賦

(ｳ) 利子

据置期間　　無利子

据置期間経過後　　連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合年 1.5%

(ｴ) 所得制限　　世帯の前年の町税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯（1 人世帯 220 万円、2 人世帯 430 万円、3 人世帯 620 万円、4 人世帯 730 万円、5 人以上の世帯は 1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加算した額、ただし住居が滅失した場合については 1,270 万円）

エ　実施主体　　町

(2) 生活福祉資金（住宅資金、災害援護資金）の貸与

低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付けを行う。

ア　対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯

イ　貸付金額

(ｱ) 生活福祉資金（福祉資金福祉費・災害援護）　1,500,000 円以内

(ｲ) 生活福祉資金（住宅資金）　4,000,000 円以内（住宅改修のとき）

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

ウ　貸付条件

(ｱ) 償還期間　　7 年以内（住宅改修のときは 14 年以内）

(ｲ) 据置期間　　3 か月以内（状況に応じて 2 年以内）

(ｳ) 利子

据置期間　　無利子

据置期間経過後　　連帯保証人を立てる場合無利子、立てない場合年 1.5%

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付け

被災母子・父子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。

資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として 2 年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払いは本人の申請により猶予される。

(4) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給

ア　支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族

(ｱ) 本町において住居が 5 世帯以上滅失した災害

(ｲ) 府内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
(ｳ) 府内において災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
(ｴ) 災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ　支給額
(ｱ) 主たる生計維持者の死亡　　1 人あたり　5,000,000 円
(ｲ) その他の者の死亡　　1 人あたり　2,500,000 円

ウ　実施主体　町

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害障害見舞金の支給

ア　支給対象者
次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上の切断等）を受けた者
(ｱ) 本町において住居が 5 世帯以上滅失した災害
(ｲ) 府内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害
(ｳ) 府内において災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害
(ｴ) 災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

イ　支給額
(ｱ) 生計維持者　2,500,000 円
(ｲ) その他の者　1,250,000 円

ウ　実施主体　町

10　被災者生活再建支援制度

(1) 対象となる自然災害
暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合対象となる。

ア　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害

イ　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

ウ　100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

エ　府内でア又はイの自然災害が発生した場合に、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

オ　アからウの区域のいずれかに隣接し、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害

カ　ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 10 万人未満に限る。）及び 2 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 5 万人未満に限る。）に係る自然災害

(2) 支給対象世帯と支給限度

ア　支給対象世帯
(ｱ) 住宅が全壊又は大規模半壊又は中規模半壊した世帯

(ｲ) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ｳ) 災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

イ　支援金の支給額

支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる。

被災世帯の区分	損害割合	支援期の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借	50 万円
大規模半壊	40%台	50 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借	50 万円
中規模半壊	30%台	－	建設・購入	100 万円
			補修	50 万円
			賃借	25 万円

（※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）

(3) 実施主体及び申請書類の提出窓口等

ア　実施主体

府（支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県会館に委託）

イ　申請書類の提出窓口

町

ウ　支援金の費用負担

被災者生活再建支援基金 1/2、国 1/2

11　郵政事業に係る災害特別事務取扱い

(1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害時に、被災世帯に対し通常郵便はがき及び郵便書簡を無償交付する。

(3) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時に、被災者が差し出す郵便物の料金を免除する。

第２　義援金品等に関する計画

１　計画の方針

災害発生時に被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図り、配分を円滑に行うための事項を定める。

2　義援金

(1) 義援金の受付

被災者あてに寄贈される義援金の受付窓口を設置し受付を行う。

受付期間は災害発生の日からおおむね1か月以内とし、必要に応じ延長する。

(2) 義援金の保管

義援金の受付に際しては受領書を発行し、収支を明らかにする帳簿を備付けるとともに、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

(3) 義援金の配分

義援金品の配分は、義援金総額、被害状況等に基づき公平を維持し、迅速に実施する。

3　義援物資

(1) 受付機関

町役場、府の本庁及び地方機関等

(2) 受付・保管

ア　受付期間は災害発生の日からおおむね1か月以内とし、必要に応じ延長する。

イ　町の住民及び府民への協力要請は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて行う。

ウ　義援物資は、被災者を指定しないものとする。

エ　義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは、受付けない。

オ　町は、義援物資を適正に保管するとともに、物資の出入りを記録する。

(3) 配分

町は、被災地の状況を踏まえ、義援物資の配分を調整する。

第3　農林漁業関係融資に関する計画

1　天災融資法に基づく融資

(1) 経営資金

ア　貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第 1 種兼業等の農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体

イ　貸付限度

(ｱ) 原則

個人 200 万円（激甚災害の場合 250 万円）

法人（政令で指定されたもの）2,000 万円

(ｲ) 果樹栽培者、家畜等飼養者、水産養殖業者、漁船購入の場合等個人 500 万円（激甚災害の場合 600 万円）、法人（政令で指定されたもの）2,000 万円

(ｳ) 漁具の購人資金 5,000 万円

ウ　償還期限

6 年以内（激甚災害の場合 7 年以内）

エ　貸付利率

特別被害地域の特別被害農林漁業者　　年3パーセント以内
3割被害農林漁業者　　年5.5パーセント以内
その他一般被害農林漁業者　　年6.5パーセント以内

(2) 事業資金

ア　貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

イ　貸付限度額

	一般の場合	激甚の災害の場合
組合	2,500万円	5,000万円
連合会	5,000万円	7,500万円

ウ　償還期限

3年以内

エ　貸付利率

年6.5パーセント以内

(3) 事務手続き

ア　京都府広域振興局長は、天災発生後速やかに被害を受けた管内市町村における農林漁業者等の融資希望額をとりまとめ京都府農林水産部長に報告するとともに、特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。

イ　京都府知事は、国と協議し、国から融資限度額の割当てをうけ、特別被害地域指定の同意を得たときは、速やかに当該地域を告示し、京都府広域振興局長に管内市町村における融資枠を通知する。

ウ　町長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林漁業者等の被害認定等貸付けに必要な措置をとる。

エ　なお、事業資金の貸付けの対象となる組合、連合会の被害認定については、京都府広域振興局長が行う。

2　株式会社日本政策金融公庫の融資

貸付対象者	貸付金の種類	貸付けの条件			
		貸付金の限度	償還期限	据置期間	利率（年利）
認定農業者、一定の所得要件を満たすその他の農業者	農林漁業セーフティネット資金	600万円（簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内での拡大あり）	15年以内据置期間を含む。	3年以内	0.30%～0.80%（償還期限に応じて）（令和5年8月21日現在）

3　農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

貸付対象者	京都府知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体
貸付限度額	個人1,800万円～共同利用施設15億円（農業近代化資金と同じ）
償還期限	個人7～18年、共同利用施設7～20年（農業近代化資金と同じ）

対 象 事 業	農業近代化資金の内、農業近代化資金融通法施行令第 2 条の表第 1 号から第 5 号に掲げる資金（災害の都度、京都府知事が定める。）
貸 付 利 率	借入当初 5 年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ）
補助金交付先	市町村（市町村が金融機関に利子補給）
利子補給期間	5 年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ）
負 担 割 合	府 50%、市町村 50%

4　農業共済保険仮渡資金の借入れに対する利子補助

(1)　災害に伴う農業関係の被害が甚大であり農家の経済的心理的打撃を解消するために、被害農家に対して農業災害補償法による共済金を早期に支払う必要がある場合に京都府農業共済組合に対し保険金又は共済金の仮渡しを行わせることとし、これに要する資金の借入れに対する利子を府において補助する。

(2) 災害発生の都度、その内容及び程度に応じて具体的方策を樹立する。

第２節　災害復興計画

（全　　課）

第１　災害復興計画の策定

１　災害復興本部等の設置

(1) 災害復興本部の設置

町は、将来目標に向かっての復興計画策定・推進の中心となる災害復興本部を庁内に設置する。

(2) 復興計画策定委員会の設置

町は、住民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、災害復興の基本方針等を検討するため、必要に応じ条例を制定の上、関係機関の代表者で構成する復興計画策定委員会を設置する。

２　復旧・復興の基本方針の策定

(1) 基本方針の策定

災害復興本部は、地域の復旧・復興の推進に際して、府や関係機関等との緊密な意志疎通を図りつつ、地域の実情や住民意向等を踏まえた統一的かつ整合性の取れた基本方針を策定する。

(2) 地域の被災状況の迅速な把握

迅速かつ計画的な地域の復旧・復興を進めるためには、長期的な展望の上に立った復旧・復興の基本的方向を決定する必要がある。このため災害復興本部は、その基礎資料となる被災地の詳細情報を関係機関と緊密な連携を図りながら収集し、整理分析を行う。

(3) 地域住民の意向の把握

災害復興本部は、被災した住民等関係者との話合いの場等を設定し、住民意向の把握を行い、復旧・復興の方向に対する理解と合意形成に努める。

３　復旧・復興計画の策定

(1) 速やかな復旧・復興計画の策定

災害復興本部は、風水害や地震災害等の災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに復旧・復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

なお、計画策定にあたっては、被災時の男女双方の視点やニーズの違い、性的少数者（ＬＧＢＴＱ）等に十分配慮するように努める。

(2) 復旧・復興に向けた指針の策定

災害復興本部は、府や関係機関等との緊密な連携を図りつつ、地域の復旧・復興に向けた基本方針を具体化するための指針を策定する。

(3) 計画推進のための体制の整備

災害復興本部は、復旧・復興計画に基づいて効果的に各事業を遂行するために、災害

復興本部が中心となって国、府及び関係機関等との事業推進、協働体制の確立に努める。その際、マンパワーの動員体制、復旧・復興事業のための資機材の確保、地域との窓口、ボランティアとの連携の在り方についても、方針を作成する。

(4) 国、京都府その他団体への協力要請

災害復興本部は、復旧・復興に多大な費用を要することから、必要に応じて府や国に財政措置を要請する。また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて府や国、他団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

(5) 地域住民への情報提供

災害復興本部は、地域復興の主体は住民であり、定期的に住民との話合い等の機会を設定し、十分な意思疎通を図るとともに、復興計画に関する情報提供、広報及び啓発活動等を行う等して計画内容の周知徹底を図る。

第２　復興対策

１　災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業計画は、災害発生後被災した施設の復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

２　災害復旧事業計画の種別

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ　砂防設備災害復旧事業計画

ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

エ　地すべり防止施設災害復旧事業計画

オ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

カ　道路公共土木施設災害復旧事業計画

キ　下水道施設災害復旧事業計画

(2) 農林業施設災害復旧事業計画

(3) 水道施設災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 学校教育施設災害復旧事業計画

(7) 社会教育施設災害復旧事業計画

(8) 文化財等災害復旧事業計画

(9) その他

３　災害復旧対策に伴う財政援助

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

(2) 地方債に基づく措置
(3) 地方交付税に基づく措置
(4) 激甚災害時の特別財政措置

第３　住宅復興対策

１　一般民間住宅について

一般民間住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度及び府の「り災住宅緊急低利融資制度」の活用を奨励する。

また、状況に応じて、府及び独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じ、復興に資する情報を提供する。

２　災害公営住宅の整備について

一定規模の災害が発生した場合、府と連携し、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う。

第４　風評被害対策

町は、府及び関係機関と連携し、発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報するとともに、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執る。

第５　文教復旧計画

（学校教育課）

１　計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設を迅速に復旧し、学校等における教育活動を早期再開するための対策を定める。

２　学校等の施設の復旧計画

被災後速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定は、復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点から可能な限り改良に努める。

また、復旧計画策定に際して必要な場合は、府に対して技術職員の派遣等技術的支援を要請する。

３　教育活動の再開

(1)　被災地域の学校等においては、被災後できるだけ早期に教育活動を再開できるように努める。避難所として学校を使用している場合には、避難所の状況に十分配慮しつつ、教育活動を再開する。

(2) 教育活動の再開にあたって、児童生徒及び教職員等に対する援助を行うため、次の事項について、適切な措置を講じる。

ア　災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号)、「学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号)」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号)」による補助金に関すること

イ　災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号)」による就学奨励費に関すること

ウ　災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成 14 年京都府条例第 34 号)」及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号)」による学資貸与金に関すること

エ　被災教職員に対する救済措置に関すること

(3)　被災後、外傷後ストレス障がい等児童生徒や教職員等の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるように努める。

また、被災により精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談活動等の支援体制を整備する。